

平成 29 年第 5 回玉城町議会定例会会議録 (第 2 号)

1. 招集年月日 平成 29 年 9 月 12 日 (火)
2. 招集の場所 玉城町議会本会議場
3. 開 議 平成 29 年 9 月 13 日 (水) (午前 9 時 00 分)
4. 出席議員 2 番 山口 和宏 3 番 竹内 正毅 4 番 中西 友子
5 番 前川さおり 6 番 小林 豊 7 番 井上 容子
8 番 北川 雅紀 9 番 北 守 10 番 坪井 信義
11 番 中瀬 信之 12 番 風口 尚 13 番 奥川 直人
5. 欠席議員 1 番 中村 長男
6. 地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職・氏名
町 長 辻村 修一 副 町 長 小林 一雄 教 育 長 田間 宏紀
会計管理者 藤川 健 総合戦略課長 林 裕紀 総務課長 中村 元紀
税務住民課長 北岡 明 生活福祉課長 西野 公啓 産業振興課長 中世古憲司
建設課長 東 博明 教育事務局長 中西 元 上下水道課長 中西 豊
病院老健事務局長 田村 優 監 査 委 員 中村 功
7. 職務のため出席した者の職・氏名
議会事務局長 田畑 良和 同 書 記 宮本 尚美 同 書 記 上村 文彦

8. 日 程

- 第 1. 会議録署名議員の指名
- 第 2. 町政一般に関する質問

質問者	質 問 内 容
北 守 P2 - P14	(1) 有害鳥獣の駆除対策について (2) 新聞等による死亡、出生の氏名の掲載について
北川 雅紀 P14 - P29	(1) J R 田丸駅の両側出入口化について (2) 宮川への新架橋構想について (3) 新たな体育館の建設について
坪井 信義 P29 - P42	(1) 夏休みの期間短縮について (2) 介護予防・日常生活支援総合事業について玉城町が行うべきことについて
奥川 直人 P42 - P55	(1) 玉城町の地域防災計画について (2) 農業振興について (3) 玉城町の文化財の活用について (4) 町道岡出昼田線の工事実施計画について
中西 友子 P55 - P62	(1) 喫煙ルームの設置について (2) 町の P R 方法について
井上 容子 P62 - P75	(1) 玉城町の農業・農産加工について (2) 社会教育について (3) 子どもの生活環境について

◎開会の宣告

(9時00分 開議)

- 議長(中瀬 信之) ただ今の出席議員数は12名で定足数に達しております。
よって、平成29年第5回玉城町議会定例会第2日目の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長(中瀬 信之) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において
9番 北 守君 12番 風口 尚君
の2名を指名します。

◎日程第2 町政一般に関する質問

- 議長(中瀬 信之) 次に、日程第2 町政一般に関する質問を行います。
〔9番 北 守 議員登壇〕

《9番 北 守 議員》

- 議長(中瀬 信之) 最初に、9番 北 守君の質問を許します。
9番 北 守君。
- 9番(北 守) おはようございます。ただ今、議長のお許しをいただきましたので、通告に基づき、一般質問をさせていただきます。
まず1点目に有害鳥獣の駆除対策について。
2点目は、新聞等による死亡や出生の氏名の掲載についてのお考えをお聞かせ願いたいと思います。
1点目の有害鳥獣の駆除対策について、質問をいたします。
以前にも、平成26年9月の議会だったと思うのですが、一般質問をしたことがあります。それ以降、少し町内の状況が変わってきております。
例えば度会町の山頂に風力発電ができたことにより、有害鳥獣の住む場所が変わってきこともあり、今回、状況に変化があるように思いましたので、再質問をさせていただきます。
猟友会の会員の方のご努力も効果が、かなりあると思うのですが、里山等の状況を見てもみますと、むしろ有害鳥獣の被害が拡大しているように思います。このことについて、大変憂慮すべきことと、私は考えておりますが、町のご認識はどのように持ってみえるのか、お聞きしたいと思います。
- 議長(中瀬 信之) 9番 北 守君の質問に対し、答弁を許します。
町長 辻村修一君。
- 町長(辻村 修一) 北議員から有害鳥獣の駆除対策について、ご質問をまずいただきました。農家の皆さん方が丹精して育てられた作物が、鳥獣被害に遭っておるということで、大変対策どうするかということで、苦勞しておる状況でございます。
ご承知のように、玉城南部、つまり原からずっと岩出にかけての国東山系、元山、そういったところでのイノシシの出没、あるいはたま北部、朝久田から田辺、そして、坂本・

世古、そういったところでのイノシシによるところの被害が発生してきておりまして、私のほうへも、あるいは担当課へも、直接、自治区の区長さん等から、檻の設置もご要望もいただいております、ただちにその準備をして、対策を講じておるということでありませうけれども、なかなか一向に効果が出ておらないというのが実態でございます。

国の財源手当につきましても、私はじめ全国町村会でも、国に対してその財源手当と対策に、要望を強く求めておるところでございます。これからも引き続いて、まずはそういう効果的なことでもないかわかりませんが、檻の設置、そして、かつて少し今、名称は変わっておりますけれども、猟友会、今いろんな対策の協議会という名前に変わっておりますけれども、その皆さん方にも協力をいただいて、スピード感を持ってその被害地域の対策を、引き続き講じてまいりたいと思っておりますのと、また、区の皆さん方、区長さんの要望に、直ぐさま答えていきたい、そういう姿勢で、これからも取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長(中瀬 信之) 北 守君。

○9番(北 守) 町長から今、町の状況と認識をお聞かせ願ったのですが、前回の質問以来、猟友会にお願いして、駆除をしていただいております。それから檻をかけたり何やかいしておるということで、大変猟友会頼みという形になっておるわけですが、今後、やっぱり町として今まで、26年9月以降、9月以降というか、今現在に至るまで、町として手立てを、何が具体的にしてくられたのかどうか。そういう点もお聞かせ願いたいと思っております。

○議長(中瀬 信之) 産業振興課長 中世古憲司君。

○産業振興課長(中世古 憲司) お尋ねの件でございますが、町獣害対策防止協議会というのが構成をされておまして、これは町と農業委員会・JAで構成をされておます組織でございますが、既に平成25年度から、鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業というのを、実施をさせていただいております、被害地区への防護柵、そういったものの設置を行ってきておるところでございます。以上です。

○議長(中瀬 信之) 北 守君。

○9番(北 守) 鳥獣防止協議会に対する防護柵ということで、無償貸与ということで、後でも述べるようにしておるわけですが、町としても手立てとしては、防護柵の設置という方向でなされておるということで、よいんでしょうかね。

それから、ご存知のように、的山と国東山のルート、これは非常に整備をされました。それから、特に的山は目を見張るほどの、景色も良く、訪れる人がたくさん増えてきたと。それで、今日も朝から富士山を見せていただいてまいりました。立派な富士山でしたので、それぐらい立派な山ですけども、しかし率直に言って、適切なルートを歩いてみますと、適切な間伐や保育、いわゆる木を育てるといって、進める基盤整備が少し遅れているのではないかとというのが現状やないでしょうか。

第5次総合計画にも、はっきりと明記しておりますが、林道作業道等の基盤整備をすることとなっておりますが、少しこれが遅れているのではないかと考えております。山が荒れるということは、イノシシ等の有害鳥獣の棲家になってしまうということで、危惧をしているところです。

さて、さっきも言いましたように、里山と林道の整備、これは総合計画でいう、そうい

う計画どおり行われておるのかどうか、その点をお伺いします。

○議長(中瀬 信之) 産業振興課長 中世古憲司君。

○産業振興課長(中世古 憲司) お示しのとおり、第5次総合計画のほうには、里山林道の整備というところで、目標としてあげさせていただいております。

第5次総合計画におきまして、そういった計画を上げさせているところでございます。このことにつきましては、またご質問の時に、ちょっと遊歩道とはちょっと別の考え方を、ちょっと整理をさせていただきたいと思うんですけれども、あくまでも獣害対策という格好で、里山林道の整備ということで、お答えをさせていただきたいと思いますが、現状としてそういった現在の整備というのは、実質遅れているところでございます。

特に里山におきましては、民有地ということもございまして、なかなか伐採に入っていないという現状もございまして、また、林道につきましては、やはりその利用状況、それから自治区との調整もありまして、今なかなか進んでいないというのが現状でございます。

以上です。

○議長(中瀬 信之) 北 守君。

○9番(北 守) 具体的にこれを聞くということではないのですが、例えば宮古の中に昼田に行くところに林道があるのですが、あそこの整備はされておるのですか。

○議長(中瀬 信之) 産業振興課長 中世古憲司君。

○産業振興課長(中世古 憲司) 林道につきましては、過去にも宮古地区の汁谷池の周辺の林道が通っておりますが、数年前にご要望という格好がございましたが、その段階では獣害の関係でご要望という形ではなかったようには思います。現在のところは、区のほうから具体的なご要望があがってきていないという状況ではございますが、ご承知のとおり汁谷池周辺につきましては、過去に防止柵を建てさせていただきまして、またシカも、若干進入してきておるということもございまして、一度また区のほうと確認をさせていただきながら、林道の整備をすることで、獣害の抑制になるのかどうか、その辺りを見極めながら、検討を進めたいと思います。以上です。

○議長(中瀬 信之) 北 守君。

○9番(北 守) 里山や林道をきれいにしておくことが、むしろ私は獣害対策、いわゆるイノシシの棲家がなくなっていく。また、獣道もそこで当然整備されていくのではないかと考えておりますので、是非、進めていただきたいと思っております。

それから、岩出から原地区にまたがる、いわゆる山麓ですけども、またがる山並みにはたくさんの鳥獣が住んでおるわけです。それで、最近は少し生息体系が変わってきたように思います。有害鳥獣と言われるイノシシやシカなどは、隣町の風車の設置により、今まで住んでいたところに、イノシシ等がいなくなったり、確かに変わってきているというのが現状ではないでしょうか。

どなたに聞いても、風車の下にはイノシシがおらんようになったということですので、確かに変わってきて、こちらへ来たのかなと思うのですが、そういう被害を、大きな被害を受ける前に、イノシシやシカ、それから外来種であるハクビシンなどが、やばた生息しておるということを聞いておりますので、だいたい推計としてどのぐらい生息しておるのか、その点お聞きしたいと思います。

○議長(中瀬 信之) 産業振興課長 中世古憲司君。

○産業振興課長(中世古 憲司) お尋ねの生息数でございまして、ちょっとなかなか把握

ができかねるということもございまして、正直なところ玉城町内に、どれぐらい数、生息しているのか、ちょっと把握ができない状況でございます。捕獲数につきましては、年々増加はしておるものの、固体によりまして増えたり減ったりしておりますので、ちょっと実態の生息数がかみかねているという状況でございます。以上です。

○議長(中瀬 信之) 北 守君。

○9番(北 守) では、ついでに今まで、今年1年間というか、昨年度の実績で結構ですので、駆除した有害鳥獣の種類と実績を、お伺いしたいと思います。

○議長(中瀬 信之) 産業振興課長 中世古憲司君。

○産業振興課長(中世古 憲司) それでは、平成28年度実績でございますが、まずはイノシシが22頭でございます。それからイタチが1頭でございます。それからアライグマが2頭、シカ10頭、タヌキが2頭、あと鳥類になりますので、50から60ぐらいのカラス類ということになりまして、28年度の総タールで、全てで90件の駆除件数ということになっております。以上です。

○議長(中瀬 信之) 北 守君。

○9番(北 守) 実績、かなりこれは猟友会の方のご努力だったと思うのですが、いわゆる駆除したほうが多いということは、まったくないということで、理解させてもらってよろしいでしょうか。イノシシ22頭というのも、大変我々から見たらすごく数だなと思っておりますけれども、駆除するよりも増えるほうが多いと認識させてもらいたいので、よろしいですね。

ということは、例えばイノシシ、有害鳥獣と言われる、そういう動物たちと人間との共存というか、そういう方向も模索されておるのかどうか、その点をお伺いします。

○議長(中瀬 信之) 産業振興課長 中世古憲司君。

○産業振興課長(中世古 憲司) 共存というご質問でございましたが、獣害に強い集落づくりを掲げておりますけれども、野生獣の保護という観点も、やはりありますが、最近、三重県につきましては、全体的に獣害の被害がかなり増えてきておまして、農産物への被害額が相当あがってきているということもございまして、今、個体整理という格好で、全てを駆除するということではなく、適正な管理の下に駆除をしていくということになりますので、基本的にはそういう考えという格好になります。以上です。

○議長(中瀬 信之) 北 守君。

○9番(北 守) 適正な管理ということで、これも仕方なく共存していかないかということ、そういう動物がいなくなってしまうと、これまた生活も困ることもあるのでしょうか、農作物に被害があるということだけは、やはり対策を考えていかないかと思えます。

それから、猟友会の方々も現状では、やっぱり手一杯ではないかと思うのです。それでシカによる害については、特に今までシカは、この26年の時には、確かに質問した時には、シカのことは頭になかったのです。

それで、シカのことについて、何故こんなに意識するようになったかといいますと、的山の参道、山道にアジサイをはじめ植えてもらってある。ボランティアの方の善意によって、植えていただいた話ですけども、この花が毎年新芽の時期になると食べられると。それで花が咲きませんと。こういうことって、一体どういうことだろうと思っておったら、結局シカの害でした。

それで、里山の農作物に、今の高速道路から山神からでも、そうなんですけども、イノシシが平気で、あの高速道路の堤防を超えて、超えてというのか、下をくぐってですけども、やってくるということで、里山の農作物にもう被害が出始めております。イノシシ等の害については、既に町長のご説明にもあったように、有田地区の上玉川や世古、坂本地区、それから宮古や山神、原地区などでは、甚大な被害が出ておると。こういうことを聞いております。

今そこで有害鳥獣の増える要因というのは、どこにあるのか。例えばイノシシや生態や、特性はどのように認識してとらえておられるのかということと。

それから、現状はどんな実態なのか。また、町として被害状況の調査や原因究明に取り組んできているとは思いますが、これの何とか共存とか、適正な管理とか、今おっしゃってみえたのですけども、研究をされてきたのかどうか、その点をお伺いします。

○議長（中瀬 信之） 産業振興課長 中世古憲司君。

○産業振興課長（中世古 憲司） 要因につきましては、先ほども里山の手入れの話をご質問いただきましたけれども、その里山の手入れが、やはり少なくなったことによりまして、森林の荒廃、それに絡みます餌の減少によりまして、人里におりてきて、餌を求めにやってくるのではないかとというのが、一般的な通説でございます。

また、捕獲の状況につきましては、猟友会員のやはりどこでも高齢化という問題もございまして、会員が減少してきておるというところで、捕獲数の減少、この今のところ2つが、原因ではないかと私どもは考えております。

それから、被害の状況でございますが、平成28年度の実績でございますが、被害面積が町内で約1.7ha、被害金額が429万6,000円ということになっております。現状は、やはりそういった被害がございまして、いろいろ具体的な各地区のお名前も言っていたと思いますが、それぞれ檻を設置させていただくなり、柵を設置をさせていただくなりで、対応させていただいております。

今現在、町内で置いております檻が、原地区から有田の世古地区まで、総トータルで19基、置いてございまして、ほとんどイノシシの関係の被害の対策という格好でございます。また、原因の究明につきましてはですけども、本格的に玉城町独自として、原因の究明を検討したというわけではございませんが、やはり先に述べました里山の手入れ、それから、捕獲者の人員不足もあろうかと思っておりますが、他の点もあろうかと思っておりますので、こういったことを、また改善をして研究をさせていただきたいと、このように考えております。以上です。

○議長（中瀬 信之） 北 守君。

○9番（北 守） その努力については評価させていただきたいと思いますが、1つに森林の荒廃ということもあげていただきました。それから、1.7haということは、429万6,000円ということで、おっしゃってみえたのですけども、これに実際、数字としてあがっていないことも、たくさんあると思うのです。

そやで把握しておる段階で、この数字だということで、理解したらよろしいですね。

それから、有害鳥獣については、専門家の方もおっしゃるのですけども、玉城町は比較的有害鳥獣の被害が少ない町として、今まで来たわけですけども、少ない間に、やっぱり駆除対策をしっかりしていかないと、えらいことになる。例えば、私は、これは一説ですので、本当か嘘かわかりません。

そやけども、例えばシカが、伊勢のほうから、神宮の中に住んでおったシカが、宮川を渡って岩出の方から宮古の方へ入ってきたという、そういう一説を聞いたことがあるのですけども、それは本当か嘘かわかりませんが、要は今まで近隣の市町の問題であったと思っておったことが、実は自分ところの問題であると認識していただきたいと思っております。

今の事態に至った、やっぱり里山が荒れてきたと、こういう状況に至った原因として、どのように考えておるのか。分析しているのなら、その結果を教えてくださいたいのですが、質問が被ったらお許し願いたいと思います。

○議長（中瀬 信之） 産業振興課長 中世古憲司君。

○産業振興課長（中世古 憲司） 先ほど申し上げました件については、やっぱりそういうことかなと思うのですが、やはり分析という観点から、研究を今までしてきたわけではございません。県の事例とか、県の調査報告、そういったものを見ながら、こういったことが原因であるのかなということで、今まで原因ということで考えておりましたけれども、玉城町という立地を含めた分析ということが、これからも必要になってくるのかなと思っておりますので、これにつきましては、町独自ではなかなかできませんので、各関係方面の機関、そういったところの意見を聞きながら、これから実施を進めていきたいと考えております。

○議長（中瀬 信之） 北 守君。

○9番（北 守） 鳥獣対策協議会が町内にありますので、是非そういうところで議論、研究をしていただきたいと思っております。

それから、第5次総合計画の中に、もう1点、鳥獣について、鳥獣に強い集落の育成を図るとなっていて、捕獲駆除を進めますと言い切っておりますけども、この集落の育成はどのようにされてきたのかどうか、その点お伺いします。

○議長（中瀬 信之） 産業振興課長 中世古憲司君。

○産業振興課長（中世古 憲司） 繰り返しになりますが、平成23年度から28年度におきまして、国庫、それで県補助金を使いまして、集落単位での防護柵、電気柵とか、メッシュ柵、そういったものを行ってまいりました。

こういった防護柵をつくっていただくのは、集落が基本になっていただくということになりますので、そういった集落での勉強会を実施させていただいております。例えば具体的に、電気柵とかワイヤーメッシュ柵の取扱についてとか、それからイノシシの被害対策、防護柵の基本マニュアル、そういったものを使いながら、各集落で電気柵とか、そういった防護対策を実施していただいたところにつきましては、勉強会を都度、実施をさせていただいておりますという状況でございます。以上です。

○議長（中瀬 信之） 北 守君。

○9番（北 守） そうということで、国の今、鳥獣被害防止総合対策交付金によって、玉城町の鳥獣対策協議会に対して、防護柵を提供するという内容で、今、解答をいただいたのやないかと思っておりますので、それでよろしいです。そういう内容ですね。

それで、集落のやっぱり共存という形をとっていかないかんとというのは、わかるのですけども、集落の協力と個人の努力、これは個人の努力も必要なんですけども、なしでは解決しません。

それで、集落に対して十分な指導と助言を、これからもしてあげてください。

最近、これはパナソニックの裏門も、ちょうど南部道路の農道ですけども、パナソニックの裏門あたりに、畑が広がっておりますが、イノシシが出て農作物が荒らされると。最近ではカボチャがやられたと。それでスイカが全滅したとか。いろいろと聞いております。

それから、また世古、坂本地区や、上玉川地区でも稲作の被害がひどいと、防御を考えておるということで、私も現地を見てまいりました。坂本地区や、それから上玉川も、それからパナソニックの裏も見てまいりました。

それで、私自身も南部道路でしたが、瓜坊にも出くわしました。そういうことで、まだ子どもでしたんですけども、イノシシと出くわすって、こんなところかと思っただけですけども、有害鳥獣から農家さんを守る、そういう対策はどう考えておられるのか、そういう点をお聞きします。

○議長（中瀬 信之） 産業振興課長 中世古憲司君。

○産業振興課長（中世古 憲司） 基本的は、やはり獣害に強い集落づくりということ、総合計画でうたわせていただいておりますので、集落単位または広域の集落で、一緒になっていただいて、やっていただくという格好で進めさせていただいております。以上です。

○議長（中瀬 信之） 北 守君。

○9番（北 守） 今の産業振興課長の答弁でいきますと、集落によるということ、集落単位ということ、金網や電気柵もそうなんでしょうけど、国の基本から今も言ったように、鳥獣被害防止総合対策交付金、このお金をもらって、玉城町の鳥獣対策協議会に対して、資材の無償提供、これがあるということ、原・積良、宮古地区では、もう既にメッシュ柵を設置しておるといってるところですけども、去年あったんですけども、集落間に、例えば集落単位と今おっしゃったので、集落間に広域にまたがる場合、山の裾野はどこからどこまでが集落かわかりませんので、例えばパナソニックの裏門付近の畑は、勝田、田宮寺、山神地区で、やっぱり3つにまたがっておる。下手すると宮古まで入っていくということ、調整が必要だと思っておりますけども、未だ調整がついておりません。メッシュが付けられないということですけども、進まなかった原因、またあるいは、どこに問題があったのか、そこら辺は分析されておるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（中瀬 信之） 産業振興課長 中世古憲司君。

○産業振興課長（中世古 憲司） お尋ねの勝田、田宮寺、山神地区での広域といいますか、ちょっと東西に細長い畑が、ずっとありまして、その中にはいろいろスイカとか、畑作もつくられております。数年前から被害の実態がございまして、各地区から要望がございました。ただこの町獣害の対策の国庫補助金事業を受けようと思いと、施設の施工、それから、その後の施設の管理につきましては、やはり集落単位の場合ですと、その集落の地区で実施をしていただくのが基本になります。

また、14年間、管理をずっとしていただかなければならないこともございまして、それで、施設が破損した場合の管理方法、そういったものを、やはりどこが施工管理をして、どこが最終的に管理をしていくのかというのを、あらかじめ決めておかないかんという必要がございまして、なかなかそのところがネックになりまして、速やかに合意形成ができないという状況でございます。以上です。

○議長（中瀬 信之） 北 守君。

○9番（北 守） ということは、これなかなか調整がつかない要因であって、今後もつきにくいと考えてよろしいのでしょうか。

○議長（中瀬 信之） 産業振興課長 中世古憲司君。

○産業振興課長（中世古 憲司） つきにくいと言いますか、3集落の調整、協議が整えば、スタートはできると思うのですが、やはりそういったところがありまして、通常の単独でやっていただく、集落のパターンよりは遅れてしまうということが予想されると思います。以上です。

○議長（中瀬 信之） 北 守君。

○9番（北 守） シシヤシカは待ってくれないので、一刻も早くやはり調整をしていただきたいと思うのです。被害が拡大しているということは、今、答弁でも認識は一緒ですけども、基本的な各被害の出るおそれのある農家に、例えば稲作を作っておられる、畑を作っておられる農家に対して、所有者に対する土地に対して、網や電気柵の設置を呼びかける、そういう運動というか、そのようにしていく、自分の土地は自分で守るように、指導されていくのか。また指導してもらえるのか、その点をお伺いしたいと思います。

○議長（中瀬 信之） 産業振興課長 中世古憲司君。

○産業振興課長（中世古 憲司） お示ししたとおり、獣害の被害というのは拡大をしてきておるところでございまして、やはりその集落単位で、できないというところにつきましては、こちらのほうが入らせていただいて、ご相談にのって、どういう方法がいいかというは、その都度ご相談に応じさせていただいております。また、過去におきまして、集落にこういった対策があるということで、周知をさせていただいた経過もありますので、そういったことは普段からさせていただいておるところで、ご理解いただきたいと思います。以上です。

○議長（中瀬 信之） 北 守君。

○9番（北 守） 確かに産業振興課のほうも、努力されておるということは、よくわかるんですけども、例えば農業共済の今の要綱を見せていただきますと、稲作の防護に限りですけども、稲作に限り電気柵を設置する。今も既に設置されておるところもあるんですけども、実費額の3割が補助されます。

そこで、農地・水、いわゆる多面的機能支払交付金の中にも、農地回りの共同活動強化の項目があるわけですが、この中に鳥獣被害のことも出ておりますので、これはどういうものかちょっとご説明願いたいと思います。

○議長（中瀬 信之） 産業振興課長 中世古憲司君。

○産業振興課長（中世古 憲司） 農地・水、いわゆる多面的機能支払活動交付金でございしますが、その活動項目の中に、多面的機能の増進を図る活動という項目がございします。その中に、獣害被害防止のための対策ができることになっております。

具体的には、施設の設置、網とかそういう防護柵、農地の回りの藪等の伐採、いわゆる緩衝帯、こういったものを伐採することで、実施をすれば交付金の対象になるということで掲げられております。以上です。

○議長（中瀬 信之） 北 守君。

○9番（北 守） 農地・水、いわゆる多面的機能の問題につきましても、これはそこに入ってみる方の全員の同意が必要だと思うのですが、そういう点はやっぱり集落間で、話をしてくれということで理解してよろしいのでしょうか。

○議長（中瀬 信之） 産業振興課長 中世古憲司君。

○産業振興課長（中世古 憲司） おっしゃるとおりでございまして、各活動項目というの

は、年度当初に各組織が決定をすることでございます。全て総会において決定をいただいておりますということで、認識をいたしておりますので、やはり各会員の同意が必要ということになります。以上です。

○議長（中瀬 信之） 北 守君。

○9番（北 守） ということは、集落の中で、Aさんという土地を、Bさんは関係なかったけども、Aさんの土地が被害を受けると。そういう場合は、集落の同意がなかったら、なかなかお金を使えないというもどかしさが出てくるわけですね。

それで、次に移りますけども、何分安心して、結論的には安心して耕作や収穫ができないということがあってはいかんと。あの家は被害無かって良かったな、確かにそう思う。私ここは被害に遭ってという話を、よく聞くわけですけども、設置に関しては、例えば個人向けに囲い込みにかかる費用が要ると思うのです。網とかメッシュとか何か、電気柵とか作るのに。

その場合、個人向けで防衛しないと仕方ないということになった場合、これは農業共済に入っておれば、稲作に限ってですけども、今も言ったように。3割の負担、例えば電気柵でいくと、10万円から20万円、1枚あたりというのだから、2反か3反のくくりだと思っておりますけども、だいたい10万円から20万円の費用がかかると。その3割は稲作の場合はもらえるということですけども、畑の場合は何もまったくないんです。

それで、そこでやはり私は、そういう防衛というのか、農家さんが本当に、農作物をつくって、収穫の喜びを感じてもらえるのであれば、少なくともそれだけで全部解決するとは言いませんけども、網を付けるための費用の一部を、町からも補助をしてはどうかと思うのですけども、これは既に設置してみえる方もおります。確かにおるのですけれども、その方も含めて、補助する考えはありませんか。これは町長にお伺いします。

○議長（中瀬 信之） 町長 辻村修一君。

○町長（辻村 修一） 一応、一度近隣の市町の様子も、再度情報を確認しながら、検討させていただきたいと思っています。今、ただちに補助する、どうのこうと、それまでに一度状況を確認させていただきたいと思っています。

○議長（中瀬 信之） 北 守君。

○9番（北 守） 産業振興課長が言ったように、メッシュの国からの貸与ですと、14年間、耕作しなければならないと、今、農家の方はだいたい60代の方というのは、他で働いてみえる方がいるのですけど、農家で働いてみえるという方々は、70過ぎから14年間、働く。それだけという、84歳か85歳になるんですよ。そこまで働けるかなという心配もしておられます。

そんなことちょっとこれは余談ですけども、言わせてもらいましたのですけど、欠論的には自分の土地は自分で守るということは、やっぱり今の議論の中で、よくわかってまいりました。畑や田んぼの囲い込みをすることが、有害鳥獣からの防衛となるわけですけども、イノシシやシカの被害が拡大していますので、補助金を付けても、個人向けの囲い込み資材の普及奨励をする必要があると思っておりますが、研究していきたいということですので、是非これはお願いしたいと思います。もうお尋ねするよりも、お願いします。

それから、最後になりますが、是非、補助金を付けてください。それから、また指導もしてあげてください。本当に危機感を持っております、農家の人は危機感を持っております。危機感を持って有害鳥獣の対策について、対処する必要がある、これは産業振興課も持つ

ておられる、町も持っておられると思うのですが、全ての方が持っておられると思うのですけれども、当該の方、今後、町としてはどう進めていくのか、ここが一番ポイントです。補助金も含めて、どう考えていくのかという考え方を、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（中瀬 信之） 産業振興課長 中世古憲司君。

○産業振興課長（中世古 憲司） 今後の対策、見通しでございますが、先ほどもご質問いただきました、個人といいますか、そういった個々の方に対する補助の検討、これにつきましては、各市町ちょっと調べさせていただいたのですが、やはり単独で個人に交付しておるような案件は、あまり見られなくて、だいたい2戸か3戸以上になっておりますので、そういったところも、玉城町の実情を踏まえながら、より良い補助制度を一度検討させていただきたいと思います。

それから、まずは原因の究明ということでございますので、ご質問がございましたとおりでございますが、どこからどういう個体がやってきて、どのような被害となっておりますのか、そういったところ、また集落内のこういった場所に被害があるのか、そういったところが、まずは原因の究明というのが、1つあるかと思えます。

それから、その対処ということで、やはり捕獲する人員というのが、不足しているのか、適正なのかどうか、その辺りもありますので、不足するなら、やはりそれなりの補充という格好が必要かと思えます。

また、やはり集落と行政が協働して、連携をしていきたいというのは、基本的に変わりませんので、そういった対策につきましても、協働、連携、情報交換、そういったものに努めさせていただきたいと、このように考えております。以上です。

○議長（中瀬 信之） 北 守君。

○9番（北 守） いろいろと一般質問をさせていただいたわけですが、最終的に私の言いたかったのは、共存、あるいは絶滅ということは、まったく考えておりませんので、とにかく農家の農地の農作物を守ってあげるということで、今も町長は研究していきたいということで、近隣の状況を見てというをおっしゃってみえて、それで担当課長からは、他町の状況は2戸ないし3戸をひと縛りにしてということですので、是非、補助金を付けてもらうことをお願いいたします。

猟友会の献身的な協力と、集落の知恵を借りて、役場としても、今後より良い獣害対策を進めていってほしいと思います。

的山をはじめとした裾野に広がる里山の保全のため、保育伐採を実施していただいて、里山に住む集落の方々が、安心して農作物をつくることができるよう、行政が主導で総合計画に示されたように、実施されることをお願いいたします。是非、補助金を付けてあげてください。

では、質問を次の質問に移りたいと思います。

2点目の質問に移ります。新聞等による死亡や出生の氏名の掲載についてのお考えをお聞かせ願います。これについては再三、いろいろと担当課長とも、お話をさせていただいたこともあって、解答がまったくなかったということで、こういう場で聞くというのは、ちょっと筋違いかもわかりませんが、聞かせていただきたいと思います。

新聞等による、最近は個人情報という大きな壁があるわけですが、死亡や出生についてはなかなか新聞に掲載が難しいということで、町民の方々あるんですけども、難しいとい

うことであるのですけども、町民の方々から他市、他町の状況が、新聞に載っておりますと、つつい町民の方々から新聞に載せてほしいという、そういう声をよく耳にするわけです。

そこで、町の対応としてお聞きしたいと思います。例えば近隣の方の死亡等を知らなかったケース、同じ区内でも亡くなったということ、放送が入らなかつたら、まったく知らない。この頃は家族葬というのがありますので、非常にそういうことが多いと思いますが、かつて親交の厚かった方が、高齢に亡くなられたと。まったく亡くなったことを知らなかったということで、義理を欠くということがあります。

まして、引っ越しなどして離れてしまった場合は、まったくわからない。そういう時にふと新聞を見ると、載っておったということで、これもまた、してなかつたら義理を欠くという方もお見えになります。玉城町の場合は、平均で年間死亡件数約150人、出生で約120人前後と聞いております。

これに関する住民のニーズ、いわゆる載せてほしいというニーズは、たくさんあると思うのですが、ここで町から新聞社に依頼して、掲載してもらえるかどうかの措置は、考えてもらえるかどうか、その点をお伺いしたいと思います。

○議長(中瀬 信之) 税務住民課長 北岡明君。

○税務住民課長(北岡 明) まず伊勢志摩管内での新聞掲載の現状でございます。

これにつきましては、伊勢市と鳥羽市、この2市が掲載をしております。度会郡内をみますと、玉城町以下度会町、南伊勢町、大紀町、全ての町におきまして、掲載はしておりません。新聞掲載されております、伊勢市にお尋ねさせていただいたのですが、この掲載につきましては、希望される方はあまり多くないということでの解答でございました。

議員おっしゃられますように、今現状といたしまして、玉城町としましては、個人情報の問題等もございます。時代背景もありますので、今のところその考えはございません。

○議長(中瀬 信之) 北 守君。

○9番(北 守) どういう違憲で、個人情報に関わるのでしょうか、その点をお伺いします。

○議長(中瀬 信之) 税務住民課長 北岡明君。

○税務住民課長(北岡 明) 個人情報につきましては、やはり掲載ということになりますと、出生の場合ですと両親、それから死亡の方の場合ですと、すべて字名とか、ご家族の方の名前まで出てくるという記載の仕方になってくると思います。やはりそういったことは、載せる側にもいろいろそういったリスク的なものもあると思います。そういったことから、今のところは考えておらないということでございます。

○議長(中瀬 信之) 北 守君。

○9番(北 守) 個人情報の保護と、今おっしゃってみえて、それで載せることはできないと、はっきりおっしゃってみえたのですけども、例えば家族の方で、新聞に載せてほしいという方がおったとします。その時に窓口で死亡届を出してきたと。出してきた時に、あなたは新聞掲載を希望されますか、されませんか。そういう聞き方、その代わり氏名と住所も大字程度でとめておくというやり方というのはあるのです。

それは多気町にしても、明和町にしても、度会郡はやってない。それで伊勢市、鳥羽市、志摩市はやっておるということは、よくわかったのですけど、そういう聞き方をして、本人のあるいは家族の意思、本人はもちろんですけど、家族の意思を尊重することによって、

個人情報を守られるのと違いますか。そういう点はどうでしょうか。

○議長(中瀬 信之) 税務住民課長 北岡明君。

○税務住民課長(北岡 明) 議員おっしゃられますように、確かに死亡届等をお出しになる場合には、書面において記入をしていただいて、了承をとっていただいております。ただ、現在、玉城町におきまして、死亡届けが出た場合、2人の職員が死亡届を受理しますので、早くても2人の職員が、約20分、早くても10分程度かかります。そういった中で、また、希望の書式、そういったものに記載をもらうということもあります。また、手続きに来られた方、これが直系の親族ばかりであればいいのですが、なかなかそうでない場合もございます。そうしますと、来ていただいた方のお手を煩わすということも、1つ現状として発生してまいります。

そういったこともありまして、やはりそういうことがあります、窓口での事務量の増加、それから、来ていただいた方への、お手を煩わす、そういったことも背景にはあります。

それから、先ほど申されました個人情報につきましては、やはり載せることによって、本人さんの了承というのはとっておるのですけれども、その掲載を見て、いろいろ見たことによって、友だちとかそういった方につきまして、いいと思うのですけれども、他に利用されるというリスクというの、考えていかなければならないと思いますので、その辺で掲載のほうはしておらないということでございます。

○議長(中瀬 信之) 北 守君。

○9番(北 守) なら鳥羽市や志摩市さん、載せておるわけですが、現実には載せておって、個人情報うんぬん、今の話ですと、事務が繁雑になるからできないような、そういう聞き方を僕はしましたのですけど、とったわけですが、もちろん悪用すれば、例えば亡くなった方に、香典の何かを返すとかいうことで、ギフトセット何かのパフレットを送ってくるとか、そういうことはあるかわかりませんが、本人が希望して載せてくださいというのに、それは住民サービスです。住民サービスを優先させるのか、事務を優先させるのか、どちらですか。

○議長(中瀬 信之) 税務住民課長 北岡明君。

○税務住民課長(北岡 明) これにつきましては、やはり住民サービスも当然必要だと思います。ただ、そういった中で、先ほども申しましたように、こちらとしましては、リスクその辺りも考えていかなければならない、そのリスクのこともありますので、今のところ町としては掲載の予定がないということでございます。

○議長(中瀬 信之) 北 守君。

○9番(北 守) 議論のやり取りをしておっても、一番最後になるのですけれども、他の市で、他の町で載せておるのに、何が問題です。そこだけ端的に教えてください。

○議長(中瀬 信之) 税務住民課長 北岡明君。

○税務住民課長(北岡 明) 今、載せておるのが、志摩市、志摩市さんは載せておらない、伊勢市さんと鳥羽市ということになっておるのですけれども、やはり町の立場としまして、先ほどから何回も申しておりますように、そのリスク的なものを、その辺りがどうしてもあると判断しておりますので、掲載は考えておらないということでございます。

○議長(中瀬 信之) 北 守君。

○9番(北 守) 今、近隣の話ばかりしておったのですけれども、これで終わりますけれども、

この問題は。

今、明和町もやっています。多気町もやっています。松阪市もやっています。

それから、松阪市は大きくなりました。それで、飯南、飯高、昔の町もやっています。みな載っていますよ。それから津市も載っています。北勢のほうは、私知りません。紀北町も載っています。尾鷲も載っています。みな載っているのですよ。

そこら辺をやっぴり住民のニーズに合うように、行政もこれから進めていっていただきたい。そう思います。載せないということであるのだったら、再々に聞きにいった時に、こうこうこういうことで載せませんということ、はっきり言ってもらわないことには、私もわかりませんので、ここで質問する必要もなかったのですけれども、あえて載せないというのですから、この点でここはこの点で止めておきます。

以上で、質問はこの2点にわたり、1点目の有害鳥獣の駆除対策について、2点目の新聞等による死亡や出生の氏名の掲載についてということで、ご質問させていただいたわけですが、今、一般質問したこと等、現町長の手で、やっぴり実現していただきたいと思っております。是非、進めていっていただきたいと思うのですが、最後に、ちょっとこのテーマと変わるのですけども、正式にはまた改めてということになるのですけど。

○議長(中瀬 信之) すいません。テーマ以外のことは、質問しないようにお願いします。

通告どおりの質問でお願いします。通告に載っておる質問で。

○9番(北 守) それなら、これで質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長(中瀬 信之) 以上で、9番 北 守君の質問は終わりました。

一般質問の途中ですが、ここで10分間休憩します。

(午前 9時56分 休憩)

(午前10時06分 再開)

○議長(中瀬 信之) 再開します。

休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

〔8番 北川 雅紀 議員登壇〕

《8番 北川 雅紀 議員》

○議長(中瀬 信之) 8番 北川雅紀君の質問を許します。

8番 北川雅紀君。

○8番(北川 雅紀) 8番 北川。議長のお許しを得ましたので、通告にしたがい一般質問をさせていただきます。

今日は大きな公共事業というか、建物の話、場所の、施設の話、3つさせてもらいます。

その3つというのが、一個目が、田丸駅の両側の改札口化のこと。そして、二つ目が、宮川にかかる新しい新架橋のこと。そしてもう1つが新しい体育館のこと。つまり全部、建物ですね。そういった話で、今日は3つの点について、質問させていただきます。

1つ目が、JR田丸駅の両側出入口化についてですけども、私、議員になってから、8年ぐらい、もうじきなるのですけども、私になった時からずっと話としてあって、おそろくずっともっと前から、住民の間、または議員の間、役場の内容というところでは、ずっと話になってきたと思うのです。

そして、でもそういう中で、いろいろな交渉とか手続きとかあった中で、正式なものの

発表というのが、あまりないと思うので、住民の間でも論点になっているところが、こことか、こうやればできるのではないとか、不確かな情報の中で、話が進んでいると思って、役場としてはJR側に何と言われたのか。また、JR側はこういうことが課題ですと言っているとか、そろそろ議論を整理して、そして、何が問題かということ、住民も含めて認識して、話を前に進めていかないと、なんか無駄な議論というか、あまり論点として、意味のないことを、ふあふあと話している感じかなと思ったので、質問させていただきます。

まず最初の質問ですけれども、このJR田丸駅の両側出入口化ということについて、町としてはどのような考え、どのような結論を出して、どのような方針なのかということ、まずお伺いします。

○議長（中瀬 信之） 8番 北川雅紀君の質問に対し、答弁を許します。

町長 辻村修一君。

○議長（中瀬 信之） 町長 辻村修一君。

○町長（辻村 修一） まず北川議員からJR田丸駅の両側出入口化についてのご質問でございます。

議員はご承知ない部分も多いわけでありませうけれども、これはやがて45、46年前から伊勢と玉城町の駅前、駅裏線、あるいは集落朝久田線という、玉城町の土地マスタープラン、それに基づいての計画が出されて、そして、玉城町の活性化のために、どうしていくのかという、いろんな経過は縷々申し上げませんが、そういった中で、それぞれ商工会をはじめいろんな方々にも、参画をいただいて検討をしてきたという経過はあります。

しかし、ご承知のとおりでありまして、非常にいろんなご要望がある。あるいは議員さんからも過去も、あるいは最近では、前川さおり議員からも、そういうご要望もいただいた。そういうところであります。

やはり町の現状をご覧いただいても、南部地域が非常に、工場立地といい、あるいはまたいろんな住宅開発が進められてきておるのが、玉城町の今の現状でございますから、何とか裏側からも、宮川駅のような形で、出入口を設けてほしいというのは、誰もの願いでありまして、私どももそのようにJRへ、働きかけをしてきたわけでありませう。

しかし、現実には非常に厳しい、難しい、JRとしての経営方針、具体的な内容までは、なかなかお聞きすることはできないわけでありませうけれども、主張は変わらないわけでございます。経営面、あるいは安全対策面で、非常に難しいというのが、今の現状でございます。

しかし、まずはなんとかお互いにテーブルについていただいて、良い方法ができないのか、考えられないのかということ、まずは努力は続けていかなければいかんと思っております。

何といたしましても、町はご承知のように、かつて田丸駅が中心でありました。映画館が2つありました。食堂もありました。大変な賑わいでありましたけれども、車社会になってドーナツ現象、今の現状をご覧になっていただいても、商店街もなくなってきているというのが現状でございますけれども、今の時代にふさわしい形の、駅舎の利用というのが考えられないのかということ、JRへ出向いて、そして折衝を続けていきたいというのが、今の考え方でございます。以上です。

○議長（中瀬 信之） 北川雅紀君。

○8番(北川 雅紀) 45年前から計画というか、構想としては進んできて、その都度、いろいろな人が要望を出したり、行政側が交渉したりということが続いてきたという話でした。

もうそれだけ時間が経っていたら、材料というか、議論の余地はお互い出ていると思うのです。卓上に交渉の材料というか、何が課題かというのは出ているわけですね。初期段階から言えないこともあるでしょうし、あちらも交渉の中で、お互い住民の皆さんに説明したりすることができない部分もありますけども、さすがに45年経ったら、先ほど言ったように、材料というか、議論の論点は出尽くしていると思うので、そこは具体的にどうなっているのかということをお聞きます。

まず先ほど言ってましたけれども、経営面と安全対策面ということで、JRは難しいという話ですけども、もう少し詳しくいうと、どういうことなのでしょう。

○議長(中瀬 信之) 総合戦略課長 林裕紀君。

○総合戦略課長(林 裕紀) 答弁は課題でよろしいですか。

わかりました。課題につきましては、今、町長が答弁させてもらったとおり、まずは安全面の担保がとれないとは言っています。これは今、出ましたように、宮川駅を想像していただきますと、裏から直ぐに入れて乗れるという状況の中で、田丸駅の場合は、宮川駅の場合は両側に踏切があると。

そういう中で、あそこは駅の利用ということに、ほとんど偏るのじゃないかと。生活道としての利用ということは考えられないということで、国鉄時代に開けたと言っています。現在はああいう形で、JR東海としては、新しいああいう裏口を、今後、無人のところに設置する予定は、まったくないという解答です。

それを田丸駅に置き換えますと、田丸駅も確かに両側に踏切はございますが、どうしても裏と表の交通を見てみますと、生活道として使われる可能性が、非常に高いとなると、そのままプラットホーム等々を利用されるわけですから、その時に何かの不慮の事故があった時に、非常に心配だということで、安全面の対策がとれないので、裏の改札については考えはないということが1つ言っていました。

もう1つは、JR側の1つの付け加えかもわかりませんが、ワンマンの場合は、ご存知のとおり、前から乗車の扉が閉まりまして、一番前から降ります。そうすると運転手は特別に車掌の代わりをして、運賃の受け渡しをすると、時々快速三重なんかきますと、4両編成でくると、ツーマンですね。ツーマンになると車掌は一切そういう運賃の業務をやらない。

ですから、一番後ろの4両目から、全部扉が開いて、車掌が走ってきて、田丸駅の今の改札口へ走ってきて、切符をとると。ところが裏口ができると、そのまま無人のために、裏側を開けるとキセルが起こると。こんなことも言っていましたけども、それよりも一番大事なのは、やはり乗客数の不足ということもあって、開場駅というような、近鉄でも両側から上がって、上に改札口があつて、そこからプラットホームへ降りて、駅も。久居駅なんかそうですね、近鉄の。ああいう駅もあるんですけども、相当数の乗降客がないと、ああいうことは設置をしないと、はっきり言っていました。

まだ人数のことは聞いていませんけども、今の人数では到底かなわないということで、進まない課題というのが、その乗降客の数と安全の担保、無賃乗車の対策と、そういうことを主にあげて、JR側は南の改札については、かなり固辞されておる状態です。以上で

す。

○議長（中瀬 信之） 北川雅紀君。

○8番（北川 雅紀） まず安全面、周辺的生活道路とか、車の流れ、人の流れとかの安全性ということから、両側になると危険ということ、JRは心配してくれているということですが、その部分は玉城町が交渉したり、頑張ったりしたら改善できるかなと思うのです。

周辺のところの道路環境、人の流れの環境、歩道とかも環境を作れば、払拭できるかなと思うのですが、あと2点のキセルとか、これはJRで、そういう考えというか、決めがあるのなら、もうどうしようもないわけですよ。玉城町としてどうにかできることではありませんから、あと乗客数が1日おそらく、私が聞いた話では、3,000人という話だったのですが、それは今、人数は聞いてないということで、不確かな情報かもしれないのですが、今だいたい1,000人いかないぐらいですね。800から1,000ぐらいというのが、1日の田丸駅の乗り降りのお客さんの数ですね。それを3,000に、今、仮定の話で、私の聞いた話で、3,000と今日は仮定して、話をしますけれども、3,000人の乗り降りの人があるところやないかと、両側の出入口化はしないというルールが、もしJRになるとすれば、あると言ったのですが、数は言っていないのですが、そういったことを玉城町が解決することは、ルールを変えなさいって、民間企業にいうこともできませんし、例えば玉城町だけ情熱的に話して、すごく交渉を頑張ったとしても、そのルールをJRが変えてしまったら、全国中でそうなりますよね。じゃあルールなんて、意味のないことになってしまいますし、そういったことを民間企業は、そして大企業であるJRがするかというと、これかなり難しいと思います。

それが今の現状で、町長も課長も難しいという、でもやっぱり情熱的に話したり、何回も交渉に行ったりして、扉を開けていくことなのかもしれませんけれども、なんか今の現状を見ると、45年経って、住民の皆さんの中でも、やって欲しい。全員たぶんほとんどの人がやってほしいと思っていると思うのです。ここにいる人も、住民の人たちも、でもやっぱり相手がいることですし、ルールがあって、大企業という中で、難しいというのが、現状ということ、説明しやないかと思うわけです。

到底不可能なことをずっと議論していたら、勿体ないです、僕の感覚からすると、時間の、でもそれでも粘り強くという考えがあるかもしれませんが、僕はできることからやっていったほうがいいと思うわけです。そういった面で、今いったことを、その乗り降りのお客さん、そして、安全面、その周辺の道路環境、それとキセルのこととか、そういったことを具体的に、あちらがこういった材料だから無理ですという話の中で、じゃあ玉城町、そのキセルとかの対策をするために、玉城町が駅員を置きますとか、または乗客の下降も玉城町が頑張って、こういう乗り降りしますという話をしているのかどうか。またしていった中で、そういうのは変わっていくような状況なのか、そこら辺はどうですか。

○議長（中瀬 信之） 総合戦略課長 林裕紀君。

○総合戦略課長（林 裕紀） 駅員の配置につきましては、確か24年10月1日付けで、田丸駅が無人化になるわけですが、その無人化という情報を、1年前に朝日町のほうで、関西本線が無人化になるということで、いろんなアクションを起こして、無人化を阻止する住民運動が起こったと聞いておるのですが、やっぱりそれはなかなか通らなくて、無人化になりました。

それを受けて田丸駅も、同じようなことになってはいけないということで、さっそく今までの本当に公文書的には、10年ぐらいまで確認していませんけども、10年以上前から、もっと前から田丸駅の南口の改札については、要望があがっておるといのは、話は聞いています。

書類上は10年ぐらい前しか確認していませんけども、その中で、やはり駅員がなくなった時に、駅員の存続については、JR側は駅員を置いていただいても結構ですということでした。ただし、町の負担でと。ただ、その時は表へということでした。表に駅員を置いても、玉城の要望である裏口にはなりませんので、じゃあ裏を開けてもらったら、うちの駅員を置いたら、裏を開けてくれるのかとなると、また同じような話になって、話が途絶えていくと。駅員を置いても安全確保はできないというんです。しっかりやはり表か裏、しっかりつながれる、生活道として使われなものを、対策を講じないと、発案がないと、提案がないと、JR側は駅員を玉城町で置いていただいても、裏はやらないということになって、あまり意味がないということで、しかも切符は売らない。

当時、田丸駅の駅員が廃止される時には、JRはもう委託していました、民間に。委託したところを撤退するというんですから、そういう状況の中で駅員を存続しても、切符は売れない。何もできないという、ただ切符をもらうだけというのですか、だけでは余り、常駐させても意味がないということで、断念をして今日に至っておるといということでございます。

○議長（中瀬 信之） 北川雅紀君。

○8番（北川 雅紀） 乗客数のことについてはどうですか。玉城町がどうのこうのできるようなものなのですか、もし3,000人なら、今の3倍、いろんな手段を尽くしてやったら、そこはクリアーできるのでしょうか。

○議長（中瀬 信之） 総合戦略課長 林裕紀君。

○総合戦略課長（林 裕紀） 今、相当数落ちてきて、1,000人切るという乗降客の中で、これを3倍にあげていこうと思うと、やはり町の周辺にどのようにして人を集めていくことが大事でしょうし、ここを生活の拠点として、田丸駅もつてくるとすると、やはり付近に駐車場が要ったりとか、例えば度会町の方々が通勤に使うとか、いろいろなことをやっていこうと思うと、やっぱり駅周辺の整備というのが大事になってくるのではないですかね。今のところまだその整備がされてない、構想がないので、今3,000人にあげていくということは、非常に厳しいとは思っています。あとは快速三重の増発なども要望もあげています。今、朝2つしかありませんけれども、帰りも名古屋駅、どうですか、8時半で最終ですか、そういうところの増発も願っていますし、また多気駅の乗り換えは、かなり便利になりました。多気駅で昔みたいに30分、40分待たな快速に乗れないということなくなって、非常にJR側も快速三重と在来線の参宮線との乗り継ぎは、非常に便利になっていますし、ダイヤをみても、ほとんどスムーズにいくように思っています。

まだまだそういう快速三重の増発とか、田丸駅付近をどう開発していくかということにならないと、とてもとても今の4倍の人数を、あそこで乗せようと思うと、いろんな玄甲舎とかいろんなまちづくりをやっていても、それだけでは違う、生活を変えていかないとはいけませんので、非常に大きな課題ではないかと思えます。

○議長（中瀬 信之） 北川雅紀君。

○8番（北川 雅紀） その乗り換えの不便とか、快速の本数の増加とか、そういうことは

やっぱり要望していったり、交渉していく中でやってくれることなわけですか。快速の要望に対して、あちらとどういう感じですか。

○議長（中瀬 信之） 総合戦略課長 林裕紀君。

○総合戦略課長（林 裕紀） 大きくなったのは、加速三重が田丸駅に停まるとことについては、大きな進歩だったと思います。今までの交渉の中で。

もう1つは、今、申し上げたように、多気駅の乗り継ぎが非常に便利になったというところは、JR側も非常に理解をしていただいて、進んでおると思います。ただ、増発については、まだそこから止まっておるといのは現実です。

○議長（中瀬 信之） 北川雅紀君。

○8番（北川 雅紀） JRと自治体の関係というのは、これ当然駅のあるところだったら、どこでもあって、どこの自治体でも要望があると。例えば玉城町と同じように、両側改札口化とか、バリアフリーとかトイレとかエレベーターとか、駅員のこととか、いろいろなことを実際は要望しているのですが、これはネットを見た情報なのですが、JRもルールがあって、ルールを破るようなことはしません。さっき言ったように3,000人という乗り降りがなければ、両側改札口、出入口化しないというルールがあるなら、それはたぶん破りません。どこかの自治体だけ付度してくれるとか、そんなことはないです。

京都市が要望して、JRからもらった解答というのを、ネットに載っていて見ているのですけれども、多くのことが、ルールがあって、制約があって、出来ませんみたいなことを、解答してありました。

でも、先ほどいった乗り継ぎとか、快速の本数とか、できることは前向きにJRのほうも、考えてくれている、検討してくれるという解答が、項目としてはあったので、そろそろ現実といえますか、もう45年経っているのも、もう現状はこうで、こういうことだから、こういうことをクリアしてかないと、これはもう難しいことです。でも一生懸命努力はしていきますということを、行政から住民に向けて、言ってもらったほうがいいのではないかと思う時期なのですけれども、それについては、言い方として難しいと思うのです。なんて言ったら、0.01パーセントぐらい実現できる可能性はあるかもしれませんが、でも今の現状としては、これをやっていけばクリアしていけるということが言えたらいいのですけれども、この先に何をしていけばいいというのがあるのでしょうか。これが実現化するためには。

○議長（中瀬 信之） 総合戦略課長 林裕紀君。

○総合戦略課長（林 裕紀） 交渉については、昭和53年に、三重県鉄道促進期成同盟会、三重県知事が会長していますけれども、40年近く前にできた。当時は部会は3つでした。今は関西本線とか、伊勢線、名松線、紀勢本線、参宮線、3つの部会をもって、約200万円ぐらいの予算で、いろんな陳情を、JR東海、三重県知事を通して、各部会からあがってきた意見を、この意見の中に、今、申し上げたように、参宮線部会としては、田丸駅の南口開設、快速三重の増発、もっと田丸駅に停まる増発も含めて、この要望はずっとやってきておるといの中で、今、申し上げた24年10月に、駅が無人化になる手前の時から直接交渉、JR東海側と直接交渉するようにしまして、24年8月3日、やっと1回あってくままして、直接に。

そこから、過去合計3回、先日、名古屋へ行ってきましたけれども、合計3回、名古屋で直接話をさせていただく機会をいただいています。その中で、今、北川議員がおっしゃ

るように、南口の開設ということ、単独で考えればほぼ無理だという認識を持っています。ですから、どのようにして、南北通路をどうしていくかということです。南北の行き来を、じゃあ改札口以外で、南北の行き来をどうするかということについては、簡単な話ですけれども、歩道橋をつくる。今、京都と言われましたけれども、地下道をつくるというような案件になると思うのですけれども、多額の費用と時間がかかるんじゃないかと思えますけれども、そういう方策を考えながら、JR側に先日いったのは、まず田丸駅に来ていただけないかと。

来ていただいて、今、玄甲舎を直していますし、田丸城も今の形で、百名城になって、この町を田丸駅の駅舎も含めた中で、田丸駅を中心とした活性化を考えておるのだと、うちの町は。ですから、まずは来てくれないかということで、申し込みをしましたら行きますと解答をいただいたので、まず来ていただいて、田丸駅を見ていただいて、それから、どんな解決策があるかというのを、一緒にこれから南北通路というのですか、南北に行き来ができる考え方として、町の活性化のために考えていきたいというのが、今の現状でございます。以上です。

○議長（中瀬 信之） 北川雅紀君。

○8番（北川 雅紀） 先ほど話に出ましたけれども、改札口、出入口を両サイドにするというのは難しいという中で、次の案として、歩道橋と高架下ということが、町としては考えられるのではないかということですけれども、相手さんはどんな感じでしたか。法律上とか、ルール上でとか、お金のことをちょっと置いておいて、お金が5億かかって、玉城町がやれて、それが許可がおりるといふなら、それはできるということですけれども、相手さんのルールでは、歩道橋とか高架下はどうですか。

○議長（中瀬 信之） 総合戦略課長 林裕紀君。

○総合戦略課長（林 裕紀） JR側では相談にのるということでした。

○議長（中瀬 信之） 北川雅紀君。

○8番（北川 雅紀） つまり現実可能性はあるということですね。ということは、そういう話を進めていってもらうことが、新たな玉城町の駅の問題の中のステップというか、段階だと思います。そして、これは多分始まったばかりですので、言えないこととか、お互い話している交渉の中とか、あると思いますけれども、これ私、今日、質問する田丸駅の宮川新架橋のことは、おそらく議員になって、一番住民の人から話を聞かれたり、どうなっておるのかということ、多分一番この2つか受けたと思うので、すごく関心が高いと思うんです。

なので、いろいろなことがあるかと思えますけれども、言える段階とか、その都度、説明して行ってほしいと思います。噂とか、そういうことにならないように、そして今、玄甲舎との話も出ましたけれども、田丸駅の今、改札口がないほう、出口化されてないほうに、玉城町の文化財の玄甲舎があつて、それがこの2、3年の間に、レストランができたり、そこに観光客を集めて、文化財を見てもらうという施設に、2億円以上かけて今、整備しているという中で、やっぱり本当はあっちから、今、改札口がないほうから出入りしていけたらいいのですけれども、それが難しいという話や、認識を持っていた。でも、やっぱりそれが2、3年後にできる以上は、いろんなことを整備してかないかんと思うのですが、そこはどうですか。

今ある改札口のほうから、歩道整備したりということぐらいしか、1、2年の間にはで

きないと思うのですが、あそこを駅を利用して、それによって一番最初に出た、安全面とかいったことも、道路整備とかをしたら解決されるかもしれませんが、乗り降りのお客さんの数ということも、それがうまくいって、玄甲舎に来るような観光客がくれば増えていって、もしかしたら答えというか、目標に近づいていくかもしれないので、その辺の整備について、どう考えていますか。

○議長（中瀬 信之） 建設課長 東博明君。

○建設課長（東 博明） 先ほど駅前のほうからのアクセスといいますのか、道路整備とか、歩道の考え方についてでございます。駅の東側の踏切が、確かに狭い。そこまで、南側については、ある程度5m以上の道路がありまして、普通車でもすれ違えますけれども、踏切から北側の部分が、かなり狭くなっておるということで、現実ここを広くすれば、かなり利便性は上がると思われまますが、現実的に両サイドに家屋が建っておりまして、狭小になっておるということでございます。

これにつきましても、拡幅ということができれば、一番いいわけでございますけど、地権者だとか、また地区等の同意、また踏切の拡幅となりますと、JRとの協議にも、かなり時間もかかってくるということで、全ての条件なりがクリアできて、事業が実施できるということでございます。以上です。

○議長（中瀬 信之） 北川雅紀君。

○8番（北川 雅紀） 地権者の交渉が必要だとか、JRの交渉ということは、それはどこにも言える話で、それをやっていく意思があるのか、やっつかないのかということ、どうですか。

○議長（中瀬 信之） 建設課長 東博明君。

○建設課長（東 博明） 先ほどからの議論の中で、JRの利用客と数の問題もあるかと思えますし、どれぐらいの方が、どれぐらい利用されて、裏側へ回るかという中で、やっぱり事業をやるには、費用対効果というのがありますので、その辺を十分吟味しながら、要請が生じれば、事業実施の検討をしなければならぬ時期もあろうかと思えます。以上です。

○議長（中瀬 信之） 北川雅紀君。

○8番（北川 雅紀） 今は計画ないけれども、必要性ができれば計画していくかもしれないということでもいいわけですね。わかりました。

でもせっかく2億円って、本当は文化財を保護すればいいだけの話だったんです。本当は、本質的な根本の話は、玄甲舎というのは修復して、保護すればいいだけだったので、お客さんとか観光客の人を呼んだり、そういった方向に舵をきったので、そうなってくると、お金をかけてそっちの方向に向かっていくのなら、それはやっぱりこの駅から通路ということも考えていかないかん材料に入っているのじゃないかなと思ったので、質問したのですが、これはもう少し時間をおってからということですね。わかりました。

これで、1つめの田丸駅の両側出入口化についての質問は終わります。

2つ目が、宮川への新架橋についてということで、これも私が議員になってから、もう話が出ておったので、どれぐらい前から、こういう話が出ていて、どういう結果になっているのかということは、どうなっていますか。町としては、この宮川新架橋、つまり度会橋から上流にあって、岩出とか昼田とかの話なんですかね。そこら辺にできる構想につい

て、町としての考えと、今の立場というのは、どうなっていますか。

○議長（中瀬 信之） 建設課長 東博明君。

○建設課長（東 博明） こちらの構想につきましての議論された時期というのは、実際に明確にはわかってはございませんのですか、実質的に動き出したのが、平成 21 年 7 月に、宮川架橋建設推進協議会というのが成立をされて、そこからが本格的なスタートであると認識をしております。

あと町としての宮川架橋の位置づけの考え方でございますけども、宮川につきましては、県内 1 級河川の中で、橋梁の本数が著しく少ない。その中で、鳥羽松阪線にかかる度会橋と、県道玉城南勢線、サニードロにかけます南大橋までの間、約 7.2km の区間に、橋梁がないという現状でございます。

またこの鳥羽松阪線につきましては、交通量も多く、度会橋・・・の交差点におきましては、たびたび渋滞が起こっておるということで、その対策が急務となっております。また、伊勢自動車道玉城インターチェンジと志摩をつなぐ、伊勢志摩地域の幹線道路となっていることから、交通量も段々増加しております、交通渋滞は玉城町及び度会町からの地域の拠点、病院であります伊勢日赤などの医療機関への緊急輸送や避難時の緊急輸送ルートの確保に、多くの住民の方々も不安を抱いているところでございます。

このことから伊勢、度会、玉城の 3 市町で相互の連携、交流をより一層に推進し、地域住民の安全・安心な暮らしを守るため、新たな幹線のネットワークとしての環状線の整備を、伊勢自動車道玉城インターチェンジへの接続を、緊急の課題と位置づけております。また、伊勢南島線でございますけども、これにつきましては、平成 23 年度にも冠水を起こしております、脆弱な道路ネットワークとなっております。

そのためこの伊勢度会地区の命の道の確保といたしまして、度会橋と 7.2km 離れた南伊勢大橋とほぼ中間点にあたる、新たな橋梁が是非と必要であると、強く認識をしております。新たな橋梁は、交通渋滞の解消に寄与するだけでなく、広域にわたります、大規模災害時には、早期の救助、復旧、復興を可能とするため、新たなアクセスルートが確保できることから、当町にとっては必要不可欠な道路ということになっておりますし、また、新名神、東名阪、伊勢紀勢自動車道、国道 23 号線、中勢バイパスとの高規格幹線道路と連携して、中部と関西の大都市圏、及び東紀州等を結ぶことにより、当地域の経済活動や観光を促進することが可能になるという位置づけをいたしております。以上です。

○議長（中瀬 信之） 北川雅紀君。

○8 番（北川 雅紀） 必要な理由としてたくさん言っていて、橋が少ない。玉城町とかが隣接する、あと交通の問題、渋滞とか、ライフラインとかという意味と、あと観光とかの話もしていただいて、その造る理由というのはいっぱいあって、そういった中で伊勢と度会と玉城町が、具体的にしてくれないかということで、平成 21 年に協議会を作ったということですけども、その 3 者が集まって作ったらいいなという話をしているのか、もうお金とかの話をして、県とか国とかと交渉しているのか、具体的な話、作ったらいいなと思っておる人が、どこまで、どういう段階までいっているのかということはどうですか。

○議長（中瀬 信之） 建設課長 東博明君。

○建設課長（東 博明） 協議会の状況でございます。メンバーとしましては、市町の首長、議長さんをはじめ商工会、また地元代表の方、漁協組合の代表の方々で組織されておるわ

けでありまして、21年度の設立の総会以降、活動を進めておりまして、主に国県への要望、陳情活動、合わせて国会議員、県会議員の皆様への要望もしておりますし、また、担当者レベルでの勉強会だとか、意見交換会なども行っておりますが、今、要望活動を続けておるといふ状況でございます。以上です。

○議長（中瀬 信之） 北川雅紀君。

○8番（北川 雅紀） 県や国は、それぞれどう言っているのかということはどうですか。要望をずっと8年ぐらいしているけれども、県もうんと言っていないのか、国もうんと言っていないのか、それともお金とか、よくありますよね、公共事業だと国が2分の1で、県が4分の1で、のこりの4分の1を、担当している自治体で折半していくみたいなのところがあると思いますけれども、そういったお金の話、ここのところの交渉のところ、詰まっていないのか。それとも県や国は、いやいや無理ですとか、必要ないですと言っているのか、そこら辺はどうですか。

○議長（中瀬 信之） 建設課長 東博明君。

○建設課長（東 博明） 国県との交渉の状況でございますが、こちら要望書を出して、その時その解答はいただくのですが、明確にやれるとか、やれないとも、そういう明確な解答はいただいております。以上です。

○議長（中瀬 信之） 北川雅紀君。

○8番（北川 雅紀） 明確な解答をしてないというのは、どういうことですか。こういった理由で、こういった場所に、橋が必要なので、事業にのせてくださいとか、建つような事業を進めてくださいということ、協議会が3市町の中から出すわけですよね。

そして、相手はやるとも、やらないとも言わない解答というのは、どういった場合なんですか。ここがこうだからということも、何もないんですかね。ちょっと想像できないのですが。

○議長（中瀬 信之） 建設課長 東博明君。

○建設課長（東 博明） 国といたしましては、この事業的に、市町、広域的にわたる事業ですものですから、事業主体は県にお願いしたいという要望をしておりますし、国につきましては、事業によって、補助事業になった場合の国負担というところになってこようかと思っておりますし、今現在、この事業主体というのが、明確に動き出しておりませんので、その辺が進んでいないという状況でございます。以上です。

○議長（中瀬 信之） 北川雅紀君。

○8番（北川 雅紀） では、この宮川の新架橋の話はいったん置いておいて、一般論でいうと、そういう橋を架ける時は、どういった流れになっていくわけですか。当該の自治体が建てたほうがいいのか、国や県に要望していくという中で、実際に建つまでは、どういった道筋を経ていくわけですか、一般的には。

○議長（中瀬 信之） 建設課長 東博明君。

○建設課長（東 博明） 事業の流れの概略的なのですが、例えば町の事業で、町で橋をする、道を付けていくという場合になりますと、まず町道に認定をしていくと、そういう道路の位置づけを明確にするという事務的な流れと、それとあとそれが道路として、認定がされれば、あとどういう補助事業にのっていかということ、昨今では社会基盤整備の総合交付金事業でありますとか、そういう事業に認定をいただく、事業認定をしていくという作業で、事業実施という流れになっていこうかと思っております。以上です。

- 議長（中瀬 信之） 北川雅紀君。
- 8番（北川 雅紀） つまり誰の道路かということ、まず決めることが出発的なわけです。そういった意味で、新しく今、協議会が考えている道路は、何道にしようと思っ
ているのですか、国道なんか、県道なんか、町道、私道なのか。
- 議長（中瀬 信之） 建設課長 東博明君。
- 建設課長（東 博明） 道路の位置づけですけど、今、申し上げたように、広域にわたる
ということで、伊勢市と玉城町を結ぶということで、県道になるというのが、普通の流れ
かなと思っております。
- 議長（中瀬 信之） 北川雅紀君。
- 8番（北川 雅紀） では県が最初こうと言わないと、始まらないというわけです。そ
ういった意味で、県にはどこまで具体的な話というのはしているのですか。これぐらいの、
ここの場所に、こういう橋を架けて、これはいくらぐらいして、三重県はこれぐらいの負
担があるということまで、3市町の協議会が、構想を練って提案しているのですか。
もしその提案というものがあるのでしたら、どんな具体案になっているのかも教えてくだ
さい。
- 議長（中瀬 信之） 建設課長 東博明君。
- 建設課長（東 博明） 具体的といいますか、担当者レベルの勉強会の中でございますけ
ど、だいたい事業費が40億円弱かかるのではないかとという中で、あとその事業主体も決
まらん、事業メニューも決まらん中で、負担がどうなるのかというところまでは、論議は
されてございません。以上です。
- 議長（中瀬 信之） 北川雅紀君。
- 8番（北川 雅紀） 県はこの先、どういうことをしていったら、テーブルにのったり、
どういうことをしていかないかと、その協議会は思っているのですか。ずっとこの場
所に40億ばかりの橋を架けてください、架けてくださいと、ずっと言っていくだけなの
か、何あって前に進んでいくような段階なのか、そこら辺はどうですか。
- 議長（中瀬 信之） 建設課長 東博明君。
- 建設課長（東 博明） 県が事業主体ということで、こちら要望しておる中で、進んで
いかない状況がございます。この事業の要望の中で、伊勢松阪線の交通渋滞の緩和という
のを、大きくあげておるわけですけど、交通量のシミュレーションなどをやった結果であ
りますとか、あとよく事業には費用の便益性、費用対効果というのでも出てきますのですか
が、その辺の数値も、ある程度の概算も出ておまして、その中で県の中でも、県もたく
さんの事業要望を抱えておる中での順位というの、あるのかわかりませんが、な
かなかこちらのほうまで回ってこないという状況でございます。
- 議長（中瀬 信之） 北川雅紀君。
- 8番（北川 雅紀） では、その協議会、3市町がやれることは、だいたい済んでいると
いうことでもいいのですか。その渋滞を予測するとか、事業の計画を練るとか、そういった
できることはやった、できることは全てやり尽くして、今、相手の心が揺らいだり、その
事業の順番がくるのを待っているという状況ですか。それともまだ何かやれることはある
のですか。
- 議長（中瀬 信之） 建設課長 東博明君。
- 建設課長（東 博明） 21年の推進協議会成立以下、要望活動もはじめ勉強会など、県の

職員の方にも入っていただくわけですが、交通量調査も実際やってございますし、費用便益の関係も、概算も出してあるわけで、今やれることはやっておるつもりで、今後は要報活動をさらに、どういう形で工夫しながら、進めていくしかないのかなと思っております。以上です。

○議長（中瀬 信之） 北川雅紀君。

○8番（北川 雅紀） わかりました。3市町というのは、同じ考えで一致しているということで、いいんですか。その協議会が何か変化していくということはないのですか。例えば南伊勢が入ったり、いろんなことがあるかもしれないのですが、動きとしては、3市町が架けたいと思っていて、3市町の協議会ということでいいんですか。

○議長（中瀬 信之） 建設課長 東博明君。

○建設課長（東 博明） 協議会のメンバーですけど、直接関係するところになりますし、今までここで進めてきておりますので、このままのメンバーでいくのであろうという予測でございます。

○議長（中瀬 信之） 北川雅紀君。

○8番（北川 雅紀） わかりました。これも田丸駅の両側出入口化と同じで、住民の皆さんの中では、要望があると思えますし、これもほとんどの人が、多分架けて欲しいなと思っていると思うんです。一部の人の中には、橋ができれば、水の流れが変わるで危険と思う人もいるかもしれませんが、または国全体としてみれば、無駄な公共事業と思う人もいるかもしれませんが、多くの人はできれば便利だろうと思っている。それは僕の感じなんですけども。こういった中で、やっぱりこれも8年、もうすぐ10年近くなっている中、交渉が進んでいる中で、あまり具体的にどうなっているかということとか、課題が何かということが、わかっていませんでしたので、これもふわっとした話で、話していてもあまり意味のないことですので、今日、聞いた中で、課題もわかったし、現状もわかったので、これはさっきの駅のほうよりは、県なので身近なのかな、行政対行政なので、いずれ事業にのせることもあるのではないかと思うので、これは引き続き町長とか、課長とか、その協議会の中で、皆さんが努力していってもろて、要望していってもろて、実現していく、それしかないのかなと思います。でも該当者が多いので、度会、伊勢と県も国も、ちょっとそういった面では難しいかもしれませんが、現状は把握して、課題もわかりました。ありがとうございました。

これも一緒のところで、その都度都度、住民の皆さんに説明していく機会が、関心がすごい高いことなので、あってしかるべきだと思います。

そして、最後の建設についてなんですけども、これは玉城町単独というか、玉城町の話で、体育館のことについて質問します。

3、4年前に、僕が予算委員会か何かで聞いた時に、体育館のことについて伺ったら、教育長は国の事業にうまくのれれば、そういうことも考えていきたいという発言がありまして、去年、風口議員が質問した時も、町長が中央公民館が老朽化しているので、あそこを取り壊して、あそこに体育館を建てるようなことが、考えても良いのではないかと。そういう計画をこれから進めていきたいと思えますという発言をされたので、体育館ということ、大きな事業、4億とか、大きな規模になったら10億いくかもしれませんが、そういった話を、町長も教育長も、進めていきますと言っていたので、その後、状況がどうなったのかということ、まず伺います。

- 議長（中瀬 信之） 教育委員会事務局長 中西元君。
- 教育委員会事務局長（中西 元） この体育館の構想でございますが、第5次玉城町総合計画後期基本計画にもありますように、玉城町中央公民館、玉城町体育センターの老朽化しておる体育施設の整備にあたっては、誰もが利用しやすい施設となるよう、風防化の施設整備を検討したいということを考えております。
- 議長（中瀬 信之） 北川雅紀君。
- 8番（北川 雅紀） では、具体的な予定とか、スケジュールはどうなっていますか。
- 議長（中瀬 信之） 教育委員会事務局長 中西元君。
- 教育委員会事務局長（中西 元） 現時点で具体的にお示しするまでの計画というのは、特にございません。
- 議長（中瀬 信之） 北川雅紀君。
- 8番（北川 雅紀） 第5次計画の中で、そういうことを進めていくというのがあって、でも具体的なものは無いというのは、どういった理由でしょうか。
- 議長（中瀬 信之） 教育委員会事務局長 中西元君。
- 教育委員会事務局長（中西 元） まずこの計画でございますが、当然、専門的な知識を持った計画といいますか、基本計画を策定する必要がございます。この基本計画というのが、いつ作成するというのが決まっておらんという、具体的にお示しすることができないということで、説明をしたところですが、またこの基本計画、新構想といいますと、大変財源が必要になってくるということがございますので、その辺、十分考慮しながら進めていきたいということを考えております。
- 議長（中瀬 信之） 北川雅紀君。
- 8番（北川 雅紀） 何も進んでいないということですけども、その理由を聞きたいのですけども、どうですか。
- 議長（中瀬 信之） 教育委員会事務局長 中西元君。
- 教育委員会事務局長（中西 元） この新体育館でございますが、現在ご承知のように、うちは玉城町体育センター、それぞれの小中学校の体育施設を開放しておるという現状がございます。現在そのような利用を、大半利用いただいております。ただ、新しい体育館ということで、過去そのような解答も申し上げましたが、現在のところ現状の施設で、何とか対応しておるということで、具体的には進んでおらんということになります。
- 議長（中瀬 信之） 北川雅紀君。
- 8番（北川 雅紀） つまり今ある施設で、要望には応えられていて、あの施設の老朽化もまだきていないから、新しい計画はしてないという現状でいいわけですね。いいんですね。ということは、まず考えなければならない、その2つのところは、要素があると思うのですが、1個目が、中央公民館、旧改善センターの体育館というものが、まだ施設として利用できる状況にあるということですが、あの体育館をどう使っていくかという計画はあるのですか。今年で35年ぐらいと思うのですけども、あと何年は使えるとか、改修は何年後かにやるとか、そういった計画はあるのですか。
- 議長（中瀬 信之） 教育委員会事務局長 中西元君。
- 教育委員会事務局長（中西 元） 玉城町体育センター、先ほど申されましたように、約35年経過をいたしております。当然そういう経過をしておりますので、現状としては雨漏

り等も発生しておる現状でございます。また、当時の施設でございますので、空調設備が完備しておらんということはございますが、現状、今、使っておるところで、今後ともそのような継続した利用をいたしたい。

また耐用年数でございます。35年でございますので、まだ数年当然あるのですが、やはり雨漏り、今、申しましたように、雨漏りとか、そういったことが出てきておるという状況でございます。

○議長（中瀬 信之） 北川雅紀君。

○8番（北川 雅紀） 数年って、だいたいどんなものなのですか。50年とかですか、体育館というのは、建て替えの時期みたいな、目安、標準みたいのがあると思うのですが、そこら辺はどうですか。

○議長（中瀬 信之） 教育委員会事務局長 中西元君。

○教育委員会事務局長（中西 元） 躯体的には言われるように50年という耐用年数があると思います。しかしながら、言いましたように、壁の材料なり天井の材料なり、屋根の材料なりという部分については、50年ということもございません。当然、維持管理で改修、整備をしていく必要がございますが、現在のところ雨漏りの修繕、また部分・部分の維持管理補修をしておるということでございます。

○議長（中瀬 信之） 北川雅紀君。

○8番（北川 雅紀） もう1つの今、計画が進んでない要素の中で、住民からのニーズが満たされていると。つまり体育館が使えないから、はぶれているみたいな団体とか、スポーツする人とか、そういう人がいないから建てなくていいということですけども、それは実際にはどんな感じですか。私もそう思います、週3日か4日ぐらい、小学校とか中学校とか、改善センターの体育館を利用しているのですけども、結構空いているんです。実際の数字はどうなっていますか。小学校を入れたり、改善センターの平日の昼間とか、そういった部分もいけば、かなりまだまだ空いていると思うのですが、具体的な数字はどうなっていますか。

○議長（中瀬 信之） 教育委員会事務局長 中西元君。

○教育委員会事務局長（中西 元） 例えば小学校の体育館でございますが、地域のスポーツ活動の普及及び発展と、町民の体力づくりを行うということを目的といたしまして、団体登録を受けた団体に対して開放をいたしております。現在、24団体の組織が登録をいたしておるという現状です。

その利用の状況でございますが、学校教育に支障のない日は、3割程度の空きがあるということ。言い換えますと、7割程度の利用実績がございます。主に午後7時から10時の時間帯での利用が多いという現状でございます。

学校施設でございますので、平日の昼間というのは、学校が使っておりますので、夜の利用状況ということになります。また、体育センターにありまして、広く住民の方に利用いただいておりますという現状、やはりこれも7割以上の利用ということで、2割から3割の空きがあるという状況でございます。

○議長（中瀬 信之） 北川雅紀君。

○8番（北川 雅紀） 小学校がうまりづらいというのはわかります。10人の登録をして、それで突然取るとは無理なんで、鍵の、学校とのやり取りがありますので、なので小学校が3割、3割だったらいいほうだと思いますけども、中央公民館、これはいつ行っても、

しかもそういう団体登録とかもなく、取れるような場所なので、そこが3割というのは、やっぱり空いておるのだなというのが、私の印象ですね、という中で新たな体育館を建てたほうがいいのかということを見ると、やっぱり老朽化のほうが大きな問題なのかなと思います。玉城町は玉城町民とかに、利用料をもらってないという、ちょっと普通ではありえへんような、体育館というのは本当は社会全体に貢献してないとだめなものなので、町民を優遇するというのは、病院とかと一緒に、病院も玉城病院だから、玉城町の人しか診やんというわけではいかなく、そんな考えを持ったらだめなんで、病院と同じようなジャンルやとは、学問的には体育館もそうなのですが、玉城町は玉城町の人を優先して、体育館を使っている。使わせているルールになっているという中で、開放したら町外とか、市外、町外の人もしばしば来るかもしれないのですが、それは今のルールで、それはどっちでもいいかな、考えとしては、本当は開放したほうが良いとは、僕個人は思うのですが、でも今の現状でもだめとは言えないのですね。そうしたら変わるかもしれないのですが、玉城町全体の文化活動やスポーツ活動をしている人のニーズは、今、玉城町内の4つの小学校と中学校と、中央公民館とお城広場の体育館、あそこで満たされていると。時間が被っておって、やっぱり夜の7時とか8時は、みんな使いたいので、そこでバッティングしとるということは、あるかもしれませんが、3割ぐらいは、基本的には空いているという中で、老朽化の話ですけれども、一個やっぱりお城広場の体育館、あそこに耐震がないということと、あそこも老朽化していると思うのです。耐震がないから、改善できないということは置いておいて、あの体育館が使える築年数とか、そういった部分はどうなっていますか。

○議長（中瀬 信之） 教育委員会事務局長 中西元君。

○教育委員会事務局長（中西 元） 屋内体育館でございます。私の記憶によりますと、昭和50年に建てているということですので、40数年経過をいたしておるということでございます。先程来、耐用年数が50年というお話もいただきましたが、それと比べますと、まだ数年使えるかなと。ただ、ご承知のように、耐震強度がない建物でございますので、その辺については十分考慮する必要があると考えております。

○議長（中瀬 信之） 北川雅紀君。

○8番（北川 雅紀） ではやっぱり15年以内には、中央公民館の体育館も、屋内体育館もあと10年以内には、基本的な一般的に考えられる耐用年数というのは、近づいてくるという状況なので、やっぱり体育館というのは、屋内体育館のほうは建て直すことはできませんので、一個体育館が減ってから、15年以内に2つの体育館が老朽化してくるというのが見えているので、やっぱり中央公民館のところを取り壊し、横の事務所みたいな文化活動をしているところも、取り壊すのかどうかわかりませんが、そういった計画を10年後を目安にということは、やっぱり2、3年以内とかにやっつかないかなのかなと思うのですが、それが最後の質問で、そういったことを、今最初に言った、ニーズの話と老朽化の話も含めて、10年後ぐらいを目安には、どう計画をしていくというのが具体的にあったら、これは教育長にお願いします。

○議長（中瀬 信之） 教育長 田間宏紀君。

○教育長（田間 宏紀） 今、ご議論のありました中央公民館、体育センター等々の、これは屋内体育館は、現在のお城広場にあります屋内体育館は、元を正せば小学校の体育館整備で、小学校の移転当時に、町のほうから防衛施設局のほうへお願いをして、存続をして、

社会体育施設として利用したいという経緯もございます。それから数年経ち、中で防衛のほうからも、いつになったら解体するんだという話もあるようにも聞いておりますので、ここ数年内の中で、局長が申し上げたように、住民のニーズ、そしてまた利用状況等々を把握しながら、現在ある中央公民館の施設、これも改善センター、当時の環境モデル事業で、58年当時に整備をした施設でございます。

ですので、今、中央公民館として利用しておりますが、ここの改築、そして合わせて体育センター、これは昭和60年の供用開始ということでございますので、一回り大きな施設としての利用ということも必要であろうと考えておりますので、早い段階の中で、基本構想、基本計画というものをしっかり調査検討の中で進めたいと考えております。

○議長（中瀬 信之） 北川雅紀君。

○8番（北川 雅紀） わかりました。最初にも言いましたけれども、この3つの話って、やっぱりインフラ系って、建物系って、住民の関心すごく高いので、高いがゆえにいろんな話が出てきますので、ちゃんと行政側としても、こういったことが課題とか、こういった計画を持っているということ、その都度その都度、説明していただきたいと思えます。

それで、今言ったことで、やっぱり知らないことがいっぱいありましたし、特にJRなんて、高架とか、歩道橋とか、そういう話がやっぱりJRの話とか、具体的な進んでいく話というのがわかりましたので、そういうことを具体的に実現できるように、進めていって頑張してほしいなと思えます。以上で質問を終わります。

○議長（中瀬 信之） 以上で、8番 北川雅紀君の質問は終わりました。

一般質問の途中ですが、ここで10分間休憩とします。

(午前11時07分 休憩)

(午前11時17分 再開)

○議長（中瀬 信之） 再開します。

休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

[10番 坪井 信義 議員登壇]

《10番 坪井 信義 議員》

○議長（中瀬 信之） 次に、10番 坪井信義君の質問を許します。

10番 坪井信義君。

○10番（坪井 信義） 10番 坪井。議長のお許しをいただきましたので、町政一般に関する質問させていただきます。

2つの事項について、質問をいたします。

質問事項1は夏休みの期間短縮についてでございます。この件につきましては、教育長にご答弁をお願いいたします。

2番目として、介護予防・日常生活支援総合事業について、玉城町が行うべきことについて、これは町長のほうで答弁をお願いいたします。なお、この2番、要旨の中で、細かい部分がございますので、それにつきましては、担当課長の答弁でお願いしたいと思えます。

それでは、まず1番目の夏休みの期間短縮についてですが、長い夏休みも終わり、2週

間経ったところでございます。今年の夏も、昨今の例年にもれず、大変猛暑の日が続きました。若干、後半はそうでもございませんでしたけども、テレビ報道なんかを見ておりますと、毎日のように熱中症の被害状況が報告をされておまして、その中に中学校のクラブ活動での熱中症という状況も、いくつかございました。

それは現在の気象条件が違うということの中で起きることでございますけども、私たちの小中学生時代とは比較にならない状況で、熱中症という病名もなかったと思いますけども、大変厳しい状況の中で、今の子どもたち、クラブ活動とかその他で、大変な状況で過ごされることが多いかと思えます。

そこで、だからこそ夏休みという期間が設けられておるわけでありませうけれども、期間の問題ですけども、だいたい40日ぐらいの期間があると思えます。その中で、授業時間数が、最近、土曜日にも休みになりましたし、これは数年の前のゆとり教育という中で、そういう時間帯が変わってきたのだと理解はしておりますけれども、しかしながら、最近では学習能力の向上が求められており、小学校3年生以上に英語の授業が加わるなど、授業時間の限界があるのではないかと思います。

また、この夏休みの期間短縮については、まだ全国的にみて、さほどの広がりを見せてはおりませんが、一部地域では既に取り組みされておりますし、また新たに最近の報道で聞きましたら、静岡県吉田町が、来年度から実施をされるということでもあります。このことについては、ちょうど夏休みが終わって、来年の夏休みに向けてという意味でも、質問をさせていただきたいと思えますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、質問の要旨に移らせていただきます。

1番として、先ほど話の途中で出ましたけども、現状では40日近く夏休み期間が設けられているが、このことについて、教職員、PTAなどで、特別に議論をされた経緯はありますか、教育長にお伺いします。

○議長（中瀬 信之） 10番 坪井信義君の質問に対し、答弁を許します。

教育長 田間宏紀君。

○教育長（田間 宏紀） 坪井議員から夏休みの短縮、また今年の夏の状況、お話がございました。

一昨年、玉城中学校、9月の体育祭に向けての練習におきまして、熱中症の事件があり、今年度につきましては、6月に実施をさせていただいたところでございます。あと小学校におきましては、下外城田小学校が、9月に実施の予定をしておると。状況を見ておりますと、9月に入りまして、随分と気候的には、朝夕も含めて気温が下がってきておるといふことでの状況でありますので、うまく順調に進むのではないかとおもうところでございます。

そして、本来であります夏休みの関係でございます。まずもって夏休みの休業の設定という部分、これにつきまして、まず法的な部分から申し上げますと、学校教育法施行令第29条に、学期及び休業がうたわれておまして、その中で公立学校の学期及び夏期・冬期・月年末・農繁期等における休業日は、教育委員会が定めると規定をされておるところでございます。

そして、玉城町教育委員会といたしましては、学校の管理に関する規則第3条の2で、学期、また第3条の3で休業日を設定しておるところでございます。もう少し詳しく申し上げますと、3条の3第1項第1号で、休業日につきましては、学校創立記念日、第2号

で学年始の休業日、4月1日から同月の5日まで。第3号で夏期の休業日といたしまして、7月21日から8月31日。4号といたしまして、冬期休業日、12月24日から翌年1月7日。そして、第5号といたしまして、学年末休業日3月26日から31日までという定め、そして第6号で、その他教育委員会が必要と認める日。また第7号で、校長が特に休業を必要と認め委員会が承認した日でありということが、うたわれておるところでございます。

今年の夏期休業日につきましては、この規定に基づきまして、7月21日から8月31日、42日間でございます。当町は従前よりも変更なく改正をせずに、この休業日の設定できておるところでございます。

夏期休業、夏休みについて、教職員、PTA等々での議論を交わしされた経緯という話でございますが、坪井議員もおっしゃる点、過去の教育現場、学習指導要領等の変遷を、ちょっとふり返りたいと思います。

大きくお話のありました1998年、1999年、平成でいきますと、平成10年、11年改訂の中で、ゆとり教育というものが始まりまして、平成14年から週休2日制、これは完全実施ということで、小学校の6年間での授業時間数が大きく減少しております。具体的には418時間減、6年間といたしまして、5,367時間、小学校におきましては、単位時間が45分ということでございます。中学校の3年間をみますと、210時間の減、3年間で2,940時間、中学校につきましては、単位時間が50分という設定でございます。このような形でゆとり教育の場で、大きく減じられた。

そしてまた、平成16年当時2学期制の導入という、全国的にも議論があったかと思いません。当町はその当時の疑問を踏まえた中で、3学期制を選択をし、実施をしておる状況でございますが、県内の状況をみますと、公立小学校で2学期制の導入をしておるところは、19パーセント。中学校につきましては16パーセントという中で動いており、この時に2学期制に伴いまして、夏休みの後半を削り、秋の10月に振り替えるということが実施をされておると。

また2008年、2009年、平成でいきますと、20年、21年改訂ということで、こちらのほうでゆとりからの変換ということで、実施の年度といたしましては、小学校で平成23年度、中学校におきましては、平成24年度ということで、先ほど増えた6年間の総授業数、こちらが小学校につきましては、140時間増の5,785時間、中学校におきましては、3年間で105時間増、3,045時間という総授業時間数の変更があり、このような状況の中で、授業時間数の確保ということから、夏休み期間の短縮という議論もあったのではないかと考えておるところでございます。

当町におきましても、このような経過を踏まえる中で、議論を進める中で、今に、現状に至っておるとのこと。そしてまた、夏休みの直接的な議論ではありませんけれども、平成12年から夏休みの登校日というものをなくしております。これらにつきましては、夏期休業中の登校日は、さまざまな子どもたちの体験をさせること。そしてまた、家族の旅行に登校日があると支障になるという意見等々がございました。

そして、12年から始めたものでございますけど、22年度の段階で、再度保護者等の聞き取り、アンケート調査等も行いまして、議論をした中で、現在も小学校につきましては、登校日を設定していないところでございます。

夏休み、また授業時間数の議論といたしましては、このような状況でございます。

○議長（中瀬 信之） 坪井信義君。

○10 番 (坪井 信義) それでは、①②ということで、もう少し具体的に関連をお伺いします。①で教職員の長時間労働対策との関連について、お伺いします。このことにつきましては、私のほうからデータのお示しはしませんけども、当然、教育長は事務局を通じて、そのデータ等をお持ちだと思いますけれども、新聞報道を見ますと、相変わらず先生方については、いわゆる平均的な長時間の時間数を超えておると。これは特に中学校のクラブ指導等を含めてのことであるかと思えますけども、これとの関連、したがって夏休み期間中も、当然クラブもやっておりますし、そういった状況の中で、長時間労働対策との関連について、まずお伺いします。

○議長 (中瀬 信之) 教育長 田間宏紀君。

○教育長 (田間 宏紀) 今、長時間労働の対策との関連ということでございます。まず現在、教職員の勤務状況ということで、お話をさせていただきたいかと思えます。やはり学校現場は多忙を極めております。時間外勤務も町内、教職員、学校現場では月平均 33.8 時間、県内の平均でいきますと、26.7 時間上回る状況。そしてまた、このようなことから、当町教育委員会といたしましては、総勤務時間縮減の取り組みということで、29 年度から総勤務時間縮減という目標値を持つと。

これは年間で 3 パーセントというのを掲げてございます。そして、月あたりの時間外勤務を減らそう、前年対比の中で 11 パーセント減、これは週 1 時間減らせば、このような数値になるだろうということ。

そして、また年間休暇の取得を、昨年よりも 1 日増やそうということ。また、これは統一的な部分でもございますが、定時退校日を週 1 日は設定をしようということ。学校休校日というのですか、学校を完全に閉じてしまう。先生方がいないという期間を、夏期・冬期についても設けようということ。

今年の夏につきましては、8 月 10 日から 16 日までの 7 日間、設定をいたしたところでございます。また、中学校等々におきましては、坪井議員お話のありました、部活動の関係もあります。ですので、この部活動の休養日というものを、週 1 回設定をするように示し、また各学校によっても目標設定をして、取り組みを始めたところでございます。

長時間勤務等につきましては、やはりワークライフバランスの意識の醸成、そしてまた校務関係の業務、これらの教務改善、システム化等々も含めて、削減に向けた検討というものを合わせてやっておるところでございます。直接的な長時間対策との関連ということで、さっき冒頭の中で、坪井議員からありました静岡県の吉田町さん、こちらの取り組みといたしまして、新聞報道等によりますと、やはり時期学習指導要領が増加すると。話にもありました外国語、英語の時間数の増ということ。

そして、教員の負担軽減の観点から、夏休みの来年度大幅に減らそうということで、具体的には 1 日あたりの授業数を減らす、これは 6 限授業を極力無くすと。全てを 5 時限授業にする。もしくは 6 時限を 2 日、4 限授業を 2 日、5 限を 1 回ということで、いずれにかによって退場することによって、教職員の超過勤務時間の削減につなげたいという考え方でございます。

当町におきますと、現在、小学校週 3 回 6 限授業を行い、そしてまた 5 限授業が 2 回という現状でございます。授業時間の確保の関係につきましては、今、英語のお話もありました、英語の取り組みといたしましては、3 年生以上で純然たる増は、年間 35 時間増えるということでございます。玉城町においては、この英語の取り組みにつきましても、カリ

キュラムマネジメントの検討等々で、議論されています、モジュール時間、短時間の時間を組み合わせて、45分の1限の授業としようということ、英語の推進委員会を設置をいたしておきまして、こちらで協議をし、実質32年度からの実施でありますけど、来年度からこういう形で、取り組みをしようとしておるところでございますので、何時、当町におきまして、直接この勤務時間縮減、吉田町さんの形というものは、考えにくいのではないかと考えております。

しかし、やはり小学校での平日の時間数が減るといことになりますと、教職員の中に時間的な余裕ができて、次の授業の準備、そしてまた教材研究に時間を充てることも可能になってこようかと思っておりますし、それがひいては質の高い授業展開というものも期待できます。そういうことも考えられると思っております。

また、中学校では授業時間を減らしても、部活動ということがございますので、そちらに振り替わってしまうだけかなということも懸念しておるところでございます。以上です。

○議長（中瀬 信之） 坪井信義君。

○10番（坪井 信義） 確かに今、教育長が説明いただきましたけども、長時間労働というのは、他の観点から見ると、非常に微妙な部分があると思います。小学校では英語の授業が増えるということもありますけども、特に中学校でみますと、クラブ活動への先生の指導時間、これらも長時間労働の一番大きな原因になっているのではないかと思います。

しかしながら、今年も全国大会に行かれた方が、中学校でお見えになりましたけれども、私の息子も中学時代に、剣道をやっております、全国大会、国体に出場しました。その前年の上級生も全国大会に行っております。その当時、剣道は東海大会とか全国大会へ頻繁に行っておりました。

それというのもやはり指導者の先生、ミツヤ先生という方が非常に熱心でおられたからこそだと思っております。その当時は、私の記憶ですけども、確か正月の三が日だけが休みで、4日からは練習にけいこに行っていたと思います。

そういったその当時は、そんなことは言われませんでしたけども、そういう状況を見ると、今ではちょっと受け入れがたいような時間数、先生はけいこに、クラブ活動の推進ということでやってみえたかと思っております。ですから、そういうやはり全国的に強くなろうとか、何かというとやっぱり熱心な先生がおればこそというのが、1つの考え方ではないかと思っております。

そういったことを踏まえると、なかなか長時間労働というのは、先生にも健康であっていただかなければなりませんけれども、難しいところがあります。しかし、全国的な流れでございますので、この長時間対策については、十分に留意をしていただきたいと思います。

次に、②ですけども、夏休みの解放感からは非行が増える傾向にあるかもしれません。これは中学生を対象にしたものやと思うのですが、それが短縮により減るのではないかと、導入する市町村では期待感を持っておられるようです。このことは、先ほど吉田町ということを紹介しました。教育長のほうからも、吉田町についての話がございましたけれども、インターネット等で見た時には、やはりそういったことも踏まえて、若干、期間短縮の導入をしたということでございますので、このことについて、教育長の所見をお伺いします。

○議長（中瀬 信之） 教育長 田間宏紀君。

○教育長（田間 宏紀） 夏休みに限らず長期休業期間といえますのは、朝の起床が心持ち

遅くなったり、夜更かしをするなどして、生活が非常に不規則になる。そしてまた特に夏休みにつきましては、長期になりますので、行動範囲が広がりますし、非行の誘発してしまうという可能性、また気分が高揚することから、問題行動を起こしてしまうというケースも少なくないと考えております。

さらにまたスリルというのですか、危険というものを求めて、無謀危険な遊びによって、不慮の事故が発生してしまいます可能性も、非常にあるかと考えておりますので、教育委員会そしてまた学校現場といたしましては、このような問題や事故の防止を含めまして、長期の休業日の望ましい過ごし方というのですか、そちらの指導を適切に行っておるところでございます。

しかし、休業中に実際の指導を行うのは、保護者でございます。事前に学校と家庭が十分な連絡を取り合い、そしてまた家庭での指導が成果が上がるように、保護者に理解をいただき、家庭、家族力というものを向上させながら、子どもたちの育成に取り組みをしたいと考えております。

○議長（中瀬 信之） 坪井信義君。

○10番（坪井 信義） それでは、次に3としまして、親の負担軽減につながるのではないかとということで、お伺いしますけども、これは負担軽減ということで、お聞きするんですけども、実際やられたところの親御さんの意見を、インターネット見ますと、必ずしも負担軽減ばかりでなしに、せっかくの夏休みの期間に、親とのコミュニケーションの場と考える親御さんも、たくさんみえます。それが、日数が減ることによって、そういう機会が少なくなってしまうという、まったく逆の意見も、インターネット等で投稿はされておりました。

しかし、多くの家庭が、いわゆる核家族化されておまして、両親ともに家にいないということになりますと、朝から地域の児童館、うちの場合ですと、そういった方法がありますけども、児童館等が十分に使えないという状況の中では、玉城町でも児童館を使えばいいんですけども、ずっと児童館に通っている子ばかりではありませんので、夏休みの期間だけ預けるといふなら別ですけど、それにも費用負担がかかりますので、そういったことを考えると、若干期間が短くるとということで、全般的に考えて、親の負担の軽減につながるのではないかとということで、お聞きをするのですけれども、そういった点について、教育長の所見をお伺いします。

○議長（中瀬 信之） 教育長 田間宏紀君。

○教育長（田間 宏紀） 親の負担というお話の中で、まずもって根本的に、なぜ夏休みがあるのか。意義は何なのかということ振り返る必要があるのかと、これは現場もそうですし、家族、家庭においてもそうだと思います。

触れさせていただきますと、やはり今、議員のほうからも話がありました、土地の特性によります気候や風土に長短があると。これは土地の気候等による悪条件からの回避、そしてまた年度での境目、季節での節目、そしてまた伝統的な慣習の存在、夏であればお盆の行事ということがあり、このような時期に児童、生徒、子どもたちを正規の授業から開放し、その心身に休業を与え、次の機会への準備を整える期間でもあると。

議員仰せのように、子どもたちが長期間の休業を活用して、心身を鍛えたり、家庭や地域社会で年中行事を通じて、家族そしてまた地域住民と触れ合ったり、学校や学校の授業では体験できない活動、そしてまた趣味・研究に没頭したり、自然に触れる体験を持った

りする良い機会ということでございます。

このことにつきましても、保護者方も十分ご理解をいただく必要性があるのと思っておりますし、また、今回の質問に関しまして、いろいろと文献を見ておりますと、教育評論家の尾木直樹さんは、子どもにはボオーと過ごし時間や、家庭や地域にいる時間も重要であるとか、また、脳科学の茂木一郎先生も、夏休みは本質はぼんやりとするという、惚けることだと。期間限定のボオーとする時間というものは、人生においても必要ではないかということも言われておる中でございます。

そしてまた負担経験ということでございます。児童クラブの話もございました。玉城におきましては、こういう手法での支援ということで、4小学校区におきまして、児童クラブがあり、年々利用状況も増加をしておる状況であります。

そして負担ということから感じますのは、授業日が増えるということ。これは1日の授業日ということにも、時間数にもよりますが給食ということも増えるということも想定しますと、当然給食費の値上げ、そしてまた、今現在、委託しておる状況でございますので、こちらの契約の変更等々も、頭に入れていく必要性はあるという考えでおります。

○議長(中瀬 信之) 坪井信義君。

○10番(坪井 信義) 確かに教育長おっしゃるとおり、これは外部評論家等を含めると、賛否両論があるのは、私もこの質問にあたりましては、そりなりにインターネット等で、十分調べてきたつもりですので、理解はいたしております。

次に、1番目で、現状、状況等をいろいろお伺いいたしました。

2番目として、玉城町において来年、導入する考えはありませんかということで、お伺いいたします。具体的には、①で、これは元大阪市長の橋下徹氏が、ちょっと深夜になりますけども、テレビ討論番組で5人のコメンテーターの一人になるのですけども、自身、大阪市長当時に、積極的に取り組まれており、ただし前提として校舎の冷房設備を整えた上で、実施をされたと。本人が述べられておりました。

夏暑い時期ですので、これは当然のことですけれども、ただ玉城町の場合はすでに、防音関連補助で早くから冷房整備がされており、条件的には問題ないかと思います。したがって、導入ということについては、そういうインフラということについては、問題がないと思います。

②の合わせて質問させていただいて、答弁をお願いいたします。

実際の期間としては、吉田町さんは5日だったと思うんですけども、7日から10日程度の実施は可能ではないかと思うんですけども、当然これにあたっては、教職員間の問題、PTA関係というのが、当然受け止め方が、それぞれ立場によって違ってくると思われま。まだ、1年先のこの時期に、質問いたしましたのは、教育長にこれまでの議論だけに済ませずに、それぞれの立場で意見、聴き取りを調査され、教育委員会で協議をいただき、その上での判断をいただけたらどうかということで、合わせて質問をさせていただいております。この①と②、合わせて両方で所見をお願いしたいと思っております。

○議長(中瀬 信之) 教育長 田間宏紀君。

○教育長(田間 宏紀) まずもって大阪のお話がございました。議員仰せのように、玉城町におきましては、皆さん方のご理解によりまして、教育環境の非常に整備が進んでございます。既に学校校舎につきましては完全、そして、体育館、講堂につきましても冷暖房、そしてまた天井落下防止ということも整備をされておる状況でございます。

ちなみに県下の状況なり、近隣県の状況を見ますと、冷房というところで捉えますと、三重県下公立小中学校の整備率につきましては、34 パーセントでございます。そしてまた、愛知県につきましては、27 パーセント。岐阜県、多治見なんか非常に暑いところでございますけど、46 パーセントという状況下で、南勢地域、伊勢をはじめ玉城におきましても、防衛さんの補助金等々の関係もあって、非常に整備が進んでおるのが現状ではないかと思っております。

しかし、北勢という言い方はあれかもわかりませんが、県下の中でもなかなか進んでないというのが、現状であるということをご認識をいただきたいと思えます。

学校の環境というものにつきましては、今、冷暖房が完全に整備されておるということで、問題はないと私も考えておるところでございます。しかし、やはり夏場での登下校の時間帯、そして休み時間というものを考える必要性があると。登校につきましては、1時間ほどかけて通学しておる地域もあります。ヘルメットをかぶるということを徹底いたしておりますので、このような中での熱中症のリスク、そしてまた身体的な負担というものが、低学年にとっては非常に大きなということも、やはり考慮する必要があると考えてございます。

そしてまた、期間的な部分の中で、7日から10日程度というお話もございました。これにつきましても、委員仰せのように、いろんな角度から検討をして必要があると思っております。まずは学校の行事関係から、今わかる範囲の中で申し上げさせていただきますと、夏休みの初めの7月下旬から8月上旬にかけては、保護者の面談、懇談会等を実施しておる学校もございます。

そしてまた学校キャンプ、また学力向上ということもあって、子どもの状況に依じての夏期の学習会、補修会というのですね、これの実施。そしてまた玉城町では、PTAの協力のもと学校行事に水泳活動を取り入れをいたしております。中学校におきましては、そして、夏の大会、中体連の大会関係、そして東海、全国というような流れですけども、このような大会が集中しておるとということ等も考慮に入れる必要があり、また、教職員のサイドから考えますと、リフレッシュできる、この夏というのは大きな期間、そして、教員としての資質の向上を目指す、研修の期間でもあろうかと思えます。

先ほどにもちょっと触れさせていただいたのですが、県下の学校の休校日、学校を閉じる日、今年は8月10日から16日を設定したということもありまして、その前後に県が主催いたします授業改善研修とか、また教育の免許更新制度に変わりましたので、教員の免許更新の更新会も、この夏に実施をされるということ。また、他の会議、研修会等々が集中しておるのが現状でございます。

こういう研修会への参加の機会が減ると、やはり授業力の向上、児童、生徒指導においても、マイナスという部分も考えていかなければいけないと思っておりますし、先にも話のありました、総授業の時間数の確保ということ。そしてまた、英語の関係もありました、学習指導要領の改訂によります時間数の増、そういう中で、やはり考えられるものとしたしましては、インフルエンザ流行によります、学校、学級閉鎖、そしてまた台風等災害等によります休校ということも考えていく必要があると。そうなってきますと、時間数の問題の中で、なかなか厳しいところも出る可能性もあるのではないかと。現在、時間数としてはクリアをいたしております。

こういうことを想定すると、やはり教育課程という時間の中で、ゆとりを持ってするこ

とによって、学校教員、そしてまた学級活動の充実、子どもたちと触れ合う時間の確保が、こういう部分の中からできる利点もあると思っております。

そしてまた、長時間の問題もある教職員の負担の軽減、そして分散ということ、そして玉城町では26年から実施をいたしております、土曜日授業の関係、こちらもやはり一緒に合わせて考えていく必要があると。

土曜日授業につきましても、今現在、玉城町では学力向上ということで取り組みをしておるところではございますが、やはり地域とのふれあいとか、地域との活動との部分というのも、土曜日しかできないこと等を考えながら、していく必要があるということと、やはり周辺の自治体との連携、これも重要になってこようかと思えます。

以前、16年当時、2学期制の問題で、隣の町が2学期制を導入いたしました。いろんな理由の中で、現在3学期制というか、2学期制というのは、8月31日を登校日にして、10月の連休休みをもっていくということだったのですけども、それを種々いろいろ支障が出るということから、3学期制にして9月1日からの登校日ということに変わった経緯もあります。当時とは若干状況は変わってきておりますが、そのような経緯もあるということ。

そしてまた、大きくは先日文科省のほうで、8月にパブリックコメントを出されました。政府のほうでも働き方改革という観点から、地域ごとにキッズウィークと、仮称ではございますが、ものを新しく設立し、親と子どもと一緒にまとまった休みの機会の創出を推進しようということから、文科省におきましては、先に申しあげました学校基本施行令の改正というものを、今、パブリックコメントを実施が終わったところでございます。早ければ30年度から取り組みがなされるのかなと。

これらにつきましては、家庭及び地域における体験的な学習活動、その学習活動のための休業日、体験的学習等休養日というものを設定して、休業日を分散させようという考え方もものでございます。こういうことから、各方面におきましても、いろんな議論が今なされているところでございますので、玉城町におきましても、いろんな視野から検討を始めなければならないのではないかと考えております。

しかし、やはりしっかりと議論を進めた中で、根拠をしっかりと持って学校と、保護者、家庭と、そしてまた地域が一体となって、子どもたちにとって最善というものを、求め進めることが重要であると考えております。これから議論を進めたいと考えておるところでございます。以上です。

○議長（中瀬 信之） 坪井信義君。

○10番（坪井 信義） ありがとうございます。

導入ということを踏み込んで言いましたけれども、あくまで提案ということで受け止めていただいて、よろしく願いいたしたいと思います。

この場をケーブルテレビ、あるいはインターネット等でご覧になったPTAの関係の方からも、また新たな意見をお聞かせいただければありがたいと思います。

それから、質問事項の2に移らせていただきます。

介護予防・日常生活支援事業について、玉城町が行うべきことについて、お伺いいたします。

要旨としましては、地域ケア会議の充実・強化についての考え方をお伺いします。このことは、8月16日に、第4回の地域ケア会議が、保健福祉会館が開催されました。町長も出席をされて、前半の厚労省の東海北陸厚生局、地域包括ケア推進課の推進官、〇〇〇〇

氏の講義がございました。町長もその中で、熱心に受講いただきましたので、そういった意味から、その中で介護予防・日常生活支援総合事業の基本的な考え方というタイトルでございました。

そして、その推進官が、自ら、現行としては、未抵抗という断りがございましたけども、玉城町が行うべきことという提言がございました。これは地域ケア会議の充実強化に始まり、具体的なキーワードとしては、孤立化防止、外出機会の確保、これは社会参加ということに置き換えることができますが、それから、早期発見、早期対応ということをあげておられました。

そして、そんな中で、団塊の世代、これは私も町長も同世代でございますので、その世代が2025年、あと約7年後になりますけども、いよいよ後期高齢者ということになりますと、高齢者の比率がピークを迎えるのではないかと。玉城町でも40パーセント近くになっていくのではないかと考えておりますけれども、この提言がこういったことを踏まえたものであると私は思いました。

そんな中で、町長として講義を受講されて、どのように受け止められたのか、見解をお伺いします。

○議長(中瀬 信之) 町長 辻村修一君。

○町長(辻村 修一) 今、坪井議員からご紹介をいただきましたけれども、議員も熱心に、この地域ケア会議にご出席をいただいて、いろいろ活動していただいておりますことを御礼を申し上げます。

やはり、ご質問の介護予防・日常生活支援総合事業ということで、玉城町が行うべきことでございますけれども、やはり高齢化社会に向けて、今、玉城町で高齢化率25パーセントでございますけれども、いずれ高齢化率が高まっていくことになってまいりますから、そのために、町の皆さん方が健康で長生きしていただく、健康長寿のまちづくりの取り組みをして、いろんな協力をいただいておりますのでございます。

ご承知の平成12年から、介護制度がスタートいたしまして、その都度いろんな対応をしてきておるわけでありまして、平成18年には地域包括支援センターを開設いたしましたし、そして予防事業もスタートしてきたということでございます。平成27年の法改正後も、介護予防、あるいは日常生活支援事業の充実をしてきておるわけでありまして、議員はじめ、他の議員さん方も、顔を出していただいております集い『協』、あるいは今年の4月から、生活コーディネーターであります、『玉城あい』も開設をいただいたという動きがあるわけでありまして。

本当にいろんな事業が、福祉会館を中心に動いておるところ、多くの方々のご協力のお陰であると思っておりますのでございます。最近では、そういったことにも、県内外からの視察も多くなってきておるといってございまして、しかし、町の現状は核家族化が進み、高齢化が進み、いろんな認知症をはじめとする取り組みを、どう強化していくのかという大きな課題があるわけでございます。

また、地域においても、かつてのような隣近所のつながりがなくなってきて、大変希薄な環境になってきておるといってございまして。したがって、今後も一層この高齢化社会に向けての課題解決のための施策の充実をしていかなければならぬと思っておりますのでございます。

引き続いて、やはり町がまずは中心になって、そして、ボランティアの皆さんはじめ、

団体の皆さん方のご理解、協力をいただきながら、支え合いの体制をつくっていかねばならぬ。これを急がなければいかんと思っておるわけでございますが、まずは地域のコミュニケー力、これが弱まってきておりますから、地域のこれは防災、あるいは福祉、いろんな面で、この地域のコミュニティ力を高めていくということで、今、喫緊の課題ではないかなと思っておるわけでございます。

これを急いでまいりたいと思っております。そんなやり方で、この町の今、介護予防・日常生活支援総合事業ということでありますけれども、より中身の充実に向けて、多くの皆さん方に参画をいただく、そして、ただ自分がサービスを受けるということだけではなく、健康な方はやはりいろいろなボランティア活動で、活動していただくことで、ご自身が健康になっておると。健康が維持されておるといふ事例も、たくさん見受けられるわけでございますので、そういう呼びかけも、これは強化をしていかんのではないかなと思っておるわけでございます。

そんな認識で、今おりますので、よろしく願いいたしたいと思っております。

○議長（中瀬 信之） 坪井信義君。

○10 番（坪井 信義） 町長も熱心に聞いていただいた様子でしたので、今の答弁で、今後の取り組みについても、より積極的に、また中身の濃い事業を、現場で指導いただきたいと思っております。

あとの要旨の内容につきましては、担当課長より答弁いただければ結構ですが、先ほどキーワードで申し上げました、孤立化防止、これは地域につながっていない者をなくすということでもあります。

このことは私、現実に虹の会のボランティアに参加しておりまして、週2回、弁当配達をさせていただいております。全体で29人、30人前後ですけども、私が担当しますのは、6人程度、何人かで分けて行きますので、対象となる人は当然ひとり暮らしで、買い物困難という、いろんな条件がついておりまして、社協のほうで認定をいたしておるわけでございますけれども、そういった人たちと、配達の際にいろいろお話をします。

そんな中で印象としては、やはり孤立化防止、この人にはちょっと孤立化のところがあるといふのが結構ございます。どこにも参加しないということを書いてみえます。当然『協』とか、そういうのがあるので、紹介もするんですけど、ちょっとそんなところへは、よう行かんといふので、なかなか実際に参加していただく機会がございません。

これが、孤立化防止ということに対しては、ちょっと対応が、どうしたらいいのかといふのが現状であります。そして、同様になりますけども、外出機会の確保ということも、これを社会参加と捉えていただければいいのですが、その人たちの居場所、役割により、自発的な参加意欲を維持継続する。

これは先ほど町長も触れられましたけども、町長も時々、『協』へ顔を出していただきます。残念ながら私と行き違いになるのですけども、あそこへ来た方は、本当に積極的に、女性の方など折り紙とか、いろんなものを作ってみえます。小さなあれですけども、ここに小さく貼ってみえるのですけども、1人の方がこれをすごく一生懸命で、こういうものをいっぱいつくられて、袋にセットにして、あともう1つ違う留めるやつがあるのですけども、それをセットしたやつで、配られるのです。

それで、福祉のイベント等がありますと、100円で売ってみえる。確かに材料費も結構いると思うんです、なんやかい。でも、そういうのに一生懸命につくられて、その人、1

人だけやなしに、回りにいると一緒につくられるという状況です。

ですから、居場所、役割というのが、そういうところへ出てくれば、自分の役割もわかりますし、また、参加意欲というものが継続してくるわけです。1回で終わりませんので、この間、藍染めのものも作っておりましたけども、だから、まずはそこに出てこない、社会参加をしないと、機会の確保ということが、なかなかできないと。

それとまた早期発見、早期対応、これは先ほど言いました孤立化防止と関連するのですが、やはり一人で閉じこもっておると、話し相手もなかなかいないと。先ほど言いました、一人いつも配るおばあさんなんか、本当に行く、来てくれて嬉しいというのですが、普通だいたい弁当を置いて、お変わりありませんか、どうですかという会話だったら、5分か7分で、1軒、終わるのですが、そのおばあさんと話をしておると、10分ぐらい、私ともう1人ペアでつくられた女性の方が行くのですが、皆さんそのおばあさん、話が長いということ、認識してみえるので、不平はないのですが、本当に来てもらって楽しいというか、向こうが話をするのが楽しい。待ってましたということなんで、それはそれでいいのですが、やはりそんな中で、認知症とか栄養状態、全部食べられるかどうか、本当に美味しい、待ってますという方ならいいのですが、ちょっと十分に食べられないという方もお見えになります。そういったことに、早くから気がつけば、認知症、そういったものがある程度、防げるような状況が生まれてくると思います。

これに対して、どのように、これは地域包括になるのですが、西野課長、そちらのほうも十分に把握をしてみえると思いますので、これさっき申し上げました、3つのキーワードについて、全般的に答弁をお願いします。

○議長（中瀬 信之） 生活福祉課長 西野公啓君。

○生活福祉課長（西野 公啓） 先ほどいろいろとご質問いただきましたけれども、少しちょっと話を戻させていただきますが、地域ケア会議ということで、冒頭ご質問いただいておりますけれども、その辺りから少しちょっとお話をさせていただきますと思います。

地域包括ケアシステムの中の、大きな柱、サービスを充実していこうという柱の中に、地域ケア会議の推進というのがあります。また、この他にも、広域的に在宅医療であるとか、また、介護の連携であるとかというの、重要な柱になりますけれども、この地域ケア会議の推進といいますのが、主として事務的に扱いますが、地域包括支援センター、保健福祉会館の中にありますセンターになりますけれども、そういうセンターが主催をいたしまして、医療、介護、社会資源、それこそ社会福祉協議会であったり、ボランティア、民生委員さん、いろいろな方々、一般的に他職種という言葉で言っておりますけれども、多くの職種の方々が、協力し合って、課題解決をしていくと。

そういった中で、介護保険の事業計画も立てておりますけれども、そういう政策提案もさせていただきますながら進めている。そういう課題解決をする中で、地域ケア会議というのは、平成26年からしておりますけれども、高齢者の皆さん方が、気楽に集まっていけるような、今ある集いの場としてあります、『協』。そういったものも現在、開所しているということになります。

そこで、充実とか強化というものへの取り組みとなりますと、先ほど言いましたように、26年から行っております地域ケア会議という中で、他職種の方々、たくさんそういう連携、またそういった輪を広げながら、課題解決を続けていくことは、やはり最重要課題といい

ますか、最優先として取り組んできている。これは引き続き、この辺りは取り組んでいく必要があると思います

そして、1つ目にご質問いただいております、孤立化、また外出機会の確保ということには、先ほど町長、冒頭に申し上げましたように、ボランティアの皆さん、そして坪井議員もご協力をいただいております給食サービス、また、配食サービスといったもの、また民生委員の皆さん方が、それぞれ見守っていただいております日常の活動、そして、生活支援といったものが必要になってくるわけですが、そういったことが社会参加、社会的な役割を持つということが、皆さん方の生きがいでもありますし、そして、孤立防止、外出機会の拡大にもつながっているのではないかと考えております。

また、違う見方によりまして、少し紹介をさせていただきますと、介護度というのがありますけども、今、680人ほどの方が、介護保険の認定を受けておられますけども、その状況の中で、よそと比較をした場合に、介護の少し軽い方、いわゆる要支援の方が、現在80名ほどおられますけども、全体に介護度をみた時に、介護を受けてみえる方の全体からみますと、要支援の方が12パーセントほどに値します。この12パーセントをほかと比較をしました時に、県ないし全国平均では、このあたりが25パーセントということで、ほぼ倍の数字を示しておりますので、あきらかに玉城町の方、特に高齢者の皆さん方が、外に出られて、介護予防とか、そういったことに努めておられるという数字が、ここに出ていると考えております。

先ほど坪井議員からも言っていただきましたけども、介護保険、特に保健福祉会館の中では介護予防もやっておりますし、教室も実施をしております。そしてまた地域におきましては、元気づくり体験をさせていただいて、今、14の地区まで伸びてきております。そういうことが、高齢者の参加の機会を、今後も増加をしていく必要があるのではないかと、自発的に外出機会を増やしていただくことが、非常に大事になってくるのではないかと考えております。

もう1点、最後になりますけども、早期発見、早期対応ということになりますと、弁当の配達もそうですけども、社会福祉協議会が運行しております、元気バスでの移動手段の確保であったり、また、見守りにもつながっていくかと思っております。そしてまた、協定を結んでおります、郵便局の日頃の活動であったり、また、これは任意の活動ではありますが、宅配サービスをしておられるような方々との連携をもって、早期発見に努めていく。そういったことも大事だと思っております。

また、今年度は『協』の運営も含め、生活支援コーディネーターという形で、外部委託とうのですか、外へ出させていただいて、そういう配置も行っておりますし、このように総公的な介護予防、また生活支援事業を通じまして、今あるものをどのように活かしていくか、そしてまた町の実情にあった形で、取り組んでいくかと。まさしくこれが、総合事業が地域づくりではないかと考えておりますので、住民の皆さんがたくさん、いろんなところへ関わっていただいて、そういう視点を増やしていく、関わりを増やしていくということが、一番大事な対応策ではないかと考えております。

○議長（中瀬 信之） 坪井信義君。

○10番（坪井 信義） もう時間も迫ってまいりましたので、このことはまだ計画の段階であるということは、十分承知をいたしておりますので、折に触れて、また具体的な内容をお聞かせをいただくことになると思います。実は今日も4時から、新しい居場所づくりの

健康会議ということで、地域包括のほうが主催されるということで、出席を要請されていますので、時間があえば出席をさせていただくということで、返事は申し上げました。

課長、先ほど申し上げましたし、私も資料じゃないのですが、いくつかあるのは十分に承知はしております。しかしながら、それで十分かという、まだまだいくつかあっても、それだけ高齢者の方に、対象の範囲が広がるというのは、僕はいいことだと思うんです。地域のサロンとか、いろいろありますけども、それぞれ独自性を持ってやっておられるので、いろんな機会に社会参加ができる場を設けるということが、非常に大事なかなと思っておりますので、今後とも今日の新しい居場所づくりという会議でございますけども、新たに作っていったって、日常的に参加できる機会が増えればいいかなと思っていますので、今後ともそういった点については、努力を惜しまないように、よろしくお願いいたします。

以上で、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（中瀬 信之） 以上で、10番 坪井信義君の質問は終わりました。

昼食のため、午後1時30分まで休憩します。

(12時14分 休憩)

(13時30分 再開)

○議長（中瀬 信之） 休憩前に引き続き一般質問を続けます。

〔13番 奥川 直人 議員登壇〕

《13番 奥川 直人 議員》

○議長（中瀬 信之） 13番 奥川直人君の質問を許します。

13番 奥川直人君。

○13番（奥川 直人） それでは、議長の許しを得ましたので、通告書に基づいて、一般質問をさせていただきます。

今回は4点ございまして、1点は、町の地域防災計画について、2番目が農業振興について、そして、3番目、4番目につきましては、これは以前、実施をするという方向の答弁をいただいております、それについて、具体的にどれほどの日程になるのかということをお聞きをしてみたいと、このように思います。

それでは、まず町の防災計画について、お聞きをしたいと思います。今日は、ケーブルテレビとか、いろいろなことで、町民の方も見ておられる方も、お見えになりましょうし、玉城町の防災について、考えてみる機会になればと、このように思っています。

また、この一般質問を考えている際に、一応テーマとか流れを考えるわけですが、東日本大震災とか、熊本の震災とか、その当時の動画が、今、ケーブルテレビで見れます。それを見ていまして、やはりすごいなど、想定外で、まさかこういうことが起こるのかということを認識し、少し自分としては危機感を持ちながら、一般質問させていただきたいと、このように思っています。

それでは、玉城町の地域防災計画であります、平成26年、27年にかけて、私たちの玉城町が、玉城町地域防災計画を作成しました。これは昨年、平成28年3月から、この防災計画がスタートしておりますが、玉城町の住民を災害から守るためにつくられた、玉城町地域防災計画の策定に至るまでの経費、これについていくらかかっていたのか、まず聞きた

いと思います。

○議長（中瀬 信之） 13 番 奥川直人君の質問に対し、答弁を許します。

町長 辻村修一君。

○町長（辻村 修一） 奥川議員から町の地域防災計画についてのお尋ねでございます。

具体的な内容、それぞれ所管から答弁をいたさせますけれども、まずご質問の玉城町地域防災計画及び被害想定対策についての、行政の考え方というところで、私から冒頭、答弁をいたしたいと思っています。

昨今の様子でございますけれども、大変な異常気候によりまして、大災害が国内だけではなくて、アメリカのハリケーンに見受けられるように、大変大きな被害が出ておるのが、今日の状況でございます。

法律の部分では、平成 14 年 7 月に、東南海・南海地震にかかる地域防災対策の推進に関する特別措置法が制定されておるわけでございます。まさにこの地域がそのエリアということになるわけでありますし、また、平成 23 年 3 月には東日本大震災の教訓を受けて、平成 25 年 11 月でありますけれども、南海トラフ地震にかかる地域防災対策の推進に関する特別措置法が改正されたという経過でございまして、特に科学的に想定しうる最大規模の地震である南海トラフ地震を含め、南海トラフ沿いで発生するさまざまな地震を考慮し、地震対策を推進しなければならんわけになったわけでございまして、これまでは 100 年 150 年の周期で大規模な地震が発生した。

そして、大きな災害を、被害が生まれてきたと、生じてきたとことでありますけれども、この地域で言われておりますのが、向こう 30 年以内の間には、発生確立が 70 パーセントだとされておるわけでありまして、したがって、公共施設、つまり避難所の耐震化、木造住宅の耐震診断、改修対策事業など、ハード対策を実施してきておるわけでありますけれども、残念ながら、町の皆さんのご理解、さらに一層進めなければいけませんけれども、住宅の耐震化が進んでいないというのが現状でございます。

したがって、命を守るということ、第一の基本として、被害を最小限にすると。減災という考え方に基づいて、町の皆さん方の防災意識の向上を図っていく。つまり自助・共助・公助の取り組みを強化、支援していくということにしていかなければならんと思っております。

昨日の請願、山口議員からの趣旨説明にも、防災の充実ということがありました。県下、小中学校 569 校が避難所ということで、指定されておりますけれども、大変不十分な状況であるということをお聞きしたわけでありまして、玉城町の避難所はすべて、おかげさまで天井の落下防止、そして冷暖房等々の整備がされておるという状況にあります。

しかし、避難所に備えなければならない備品等、まだまだ不十分なところがございまして、それらについても逐次、整備をしていきたいと思っておる次第でございます。

冒頭、私の考え方をお答えさせていただきます。

○議長（中瀬 信之） 総務課長 中村元紀君。

○総務課長（中村 元紀） 防災計画の策定費用ということで、ご質問いただいた。数字のほう、申し訳ございません、持ち合わせておりません。記憶にありますのは、人件費も含めた中で、数百万円程度と認識してございます。

○議長（中瀬 信之） 奥川議員。

○13 番（奥川 直人） これは決算書から見てみたのですが、策定は、平成 26 年です

けども、440万円。平成27年655万円、1,095万円が計画を策定するのに至る経費と判断をしています。

そのほか、26年には玉城町のハザードマップ、これを230万円で、地域の住民の方を含めて、作成をして配布したという経過であります。この計画の大切なのは、この計画の目的は、まず町民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある災害に対するために、町として関係機関と連携をして、計画的な災害対策の推進を図って、町民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とするということで、危険、脅威から町民を守っていくということを目的とした計画であるということでありまして。

この計画について、町行政として考え方を聞きましてまいりたいのですが、特に甚大な被害を及ぼすであろう地震対策について、絞り込んで聞きましてまいりたいと思います。

まず、町民の皆さんも含めて、この町において、どのような災害が起こって、どのような被害が出るのか。そして、このことを知った上での対策が必要であって、このことは当然言うまでもないことでもあります。

そこで、この玉城町の地域防災計画では、どれほどの規模の災害が、玉城町に起きると想定をし、その人的被害、建物被害、避難者数などを、どう予測しているのかということをお聞きをしましてまいりたいと思います。

まず計画で地震規模については、どれぐらいのものを想定されているのか、お聞きをします。

○議長（中瀬 信之） 総務課長 中村元紀君。

○総務課長（中村 元紀） 冒頭、町長の中にもありましたのですけども、一応この計画の中では、想定しておりますのが、東海トラフの地震ということをお聞きをしまして、大きな主眼を置いてございます。内陸型の地震についても置いてはおるのですけども、今の理論上の災害クラスということで、想定できる一番大きい場合を想定しております。これにつきましては、マグニチュード8から9クラスの地震なのかということ。

それから震度につきましては、7ということで、予測をしております。

○議長（中瀬 信之） 奥川直人君。

○13番（奥川 直人） わかりました。一般的に今、南海トラフの地震が起きた場合に、三連動になるのか、四連動になるのかということ、地震の規模、マグニチュードも変わってきますけれども、それで今、想定を町としているのが、今、理論上の最大クラスで、玉城町における震度、これについては7ということになります。

いろんな想定がされると思うのですけれども、今、言われる想定外ということもありませんけれども、玉城町としましては、この地域防災計画に基づいて、最大クラスということになります。

それではこの震度7の地震の被害として、町内で発生する人的被害、建物被害、避難者数、それとライフラインであります水道とか、電気とか、下水道とか、これについては、どのような被害になるのか、どのような被害を想定しておられるのか、お聞きをします。

○議長（中瀬 信之） 総務課長 中村元紀君。

○総務課長（中村 元紀） 先ほど申しました震度7という想定で答弁させていただきます。

玉城町におきましては、いろいろ想定というのが、難しくございまして、時期的なもの、あと発災の時間というのですか、それによりまして異なるわけでございますけれども、今回の想定の中では、火気等を使う冬の夕刻を想定しております。

そこで被害が一番大きくなるのではないかという想定の下での人的な被害等を説明させていただきます。

人的な被害といたしましては、死者につきましては、200名、重傷者300名、軽傷者500名ということで、約1,000名の方が被害に遭われるという想定を、今、させていただきます。

建物につきましては、約2,900棟について、被害が及ぶということで、全壊と焼失のほうを含めまして、2,900棟ということで、ご理解いただきたいと思います。

それから、避難者でございますが、1日目、初日でございますけれども、これについては6,500人、ただこの避難所外の2,600名を含んだ格好で6,500人と想定させていただきます。

それから、1カ月後につきましては、約1万2,000人に膨れ上がるということで、想定させていただきます。この避難所外につきましては、8,600人という想定を、今、させていただきます。

あとはライフラインのほうも、よろしかったですか。

停電につきましては、一応町内のほぼ89パーセントということで、8,300軒ほどの停電を想定しておるところでございます。上水道につきましては、100パーセント、下水についても100パーセントが、使えなくなるという状況を想定させていただきます。

○議長（中瀬 信之） 奥川直人君。

○13番（奥川 直人） それでは、今、被害の状況をお聞きしました。

冬の夕刻ということで非常に被害がやすいことを想定した上での、ただいまの数字であります。そこで理論上、最大クラスの人的被害につきましては、お亡くなりになる方が200名、重傷者・軽傷者、重傷者が300名、軽傷者500名、けが人が800名と、玉城町としては予測している。

この被害に備えるための防災計画であるということでもあります。この死亡される原因ですけれども、これは各市町で、当然、立地条件で違いただろうと思います。南伊勢町であれば、津波とか、いろんな災害が発生して、亡くなられる方、怪我する方の内容、原因についてはいろいろ変わってくると、このように思いますが、玉城町で亡くなられる方、200名の死亡原因は、この計画上では、どのような被害があつて亡くなられるのか。ここをお聞きします。

それと、もしわかれば、その死者数の割合、要は亡くなられる方で、いくつかあつて、一番重要なものから順番に言っていただけると、ありがたいと思います。

○議長（中瀬 信之） 総務課長 中村元紀君。

○総務課長（中村 元紀） 死者の想定でございますけれども、200名の中の内訳までは、ちょっと詳細はあれですけれども、一応人的被害の主なものということの中では、建物の崩壊によります圧死、もしくは室内の収容物、テレビとか家具とか、その辺りの落下なり転倒によります死亡が主な要因という格好で、分析はさせていただきます。

○議長（中瀬 信之） 奥川直人君。

○13番（奥川 直人） 亡くなられる方につきましては、家が倒壊するとか、家具が倒れてくるといふことで、圧死の方が多いと。それと物が落ちてきて、亡くなられる方があるということでもあります。ついでに聞きますけれども、たぶんこれも分析はできてないかなと思いますが、けが人、これについてはどのような状況なのか、お聞きしたいと思います。

○議長（中瀬 信之） 総務課長 中村元紀君。

○総務課長（中村 元紀） これについても同様の考え方でございます。あとガラス等によ

る軽症の方については、その辺りの想定も入ってまいります、主なものはほぼ変わりません。

○議長（中瀬 信之） 奥川直人君。

○13番（奥川 直人） 本来であれば、こういう原因がわかっただら手の打ちようがあるけれども、亡くなられる方200名、だいたい先ほど言われた倒壊とか、これぐらい。けが人についても、倒壊とか物が落ちてきたとか、それで家の中でガラスが割れて、けがをしたというぐらいの分析しか、今できてないようであります。

役場の皆さんは、防災担当として、死者がけが人を当然少なくする。または、けが人の救助や救護対策は、防災計画趣旨そのものだと思います。要は書かれてはいたしましたが、最初に災害から町民を守って、命や体を守る。これが防災計画の目的だと、このようにうたわれております。

一番心配なのは、災害が発生した時に、誰がどのように救出、救助、救護対処をするのか。計画ではどのようになっているのか。人命ということで考えれば、非常に重要なことでもありますので、そのお考えをお聞きをしたいと思っております。

○議長（中瀬 信之） 総務課長 中村元紀君。

○総務課長（中村 元紀） 防災計画にうたっております、最初のほうに、第1章といたしまして、自助・共助ということで、まず地域の方、自らの身を守っていただいて、その後、地域の方で協力をしていただく。その後に公助ということで、町の対策という格好になってございます。ですので、町といたしましては、自治区等に働きかけをいたしまして、地域での防災意識の向上をしていただくことを、主目的として取り組んでおるところでございます。

また、総合計画におきましても、自主防災組織の組織率の目標数値を持っておりまして、平成26年の段階で、5団体ということでございましたですけど、平成32年に向けて10団体に増やそうということで、今、目標に進めておるところでございます。

○議長（中瀬 信之） 奥川直人君。

○13番（奥川 直人） 町長の一番最初の答弁の中にもありました。やはり結果としては、自助と共助という形で、共助というのは、各集落でそういう組織を作って、いざという時に助け合いをするということで、これが一番大事だと。町長それでよろしいですか。いいですか。

冒頭にありましたように、基本的には役場として、住民の命を守っていくために、何が大事かという場合には、とにかく自分たちで守れと、結局こういうことです。そのためには、自分の命は自分で守るし、地域は地域で守っていこうというお考えです。これを聞いても、たぶん答えも一緒だと思うのですが、建物被害、これも今、どんな被害が起こるのかということで答弁いただきました。

これは倒壊、焼失が2,900棟、玉城町で起こるであろうということで、本来はこの被害想定も聞きたかったのですが、たぶんけがとか死者の内容が、分析ができてないということで、これは多分答弁は、こう予測していますというのは、ないと思いますが、いいですか。倒壊と焼失、率とかその辺はわかれば。

○議長（中瀬 信之） 総務課長 中村元紀君。

○総務課長（中村 元紀） 被害の中で、倒壊、焼失の関係でございます。一応揺れによるものが、県の想定でございますけれども、玉城町で300、液状化によるものが10、それか

ら、火災によるものが10ということで、400の想定をしてございます。あとは、これは全焼と焼失の部分でございますので、被害家屋の数と合致しませんので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（中瀬 信之） 奥川直人君。

○13番（奥川 直人） そうしますと、2,900棟の中で、倒壊とか、それとか液状化とか、そしてもう1つは火災、こういったことで内容自体が、あまり分析はされていませんが、こういうものが発生するであろうと。それで家屋を合計すると、2,900棟という予測でもって、計画を遂行しているということであります。

この建物の倒壊や、火災は、命に最も重要な影響を及ぼす被害であります。原因であります。倒壊からの救出時間、これは皆さん全員ご存知だと思いますが、15分以内で圧死するおそれがあるということなので、物が倒れて、挟まれているという時には、15分以内に救出をしないと、命に関わる。

火災の場合は、初期消火は3分以内ということになります。でないと全焼してしまう可能性があるので、すごく早急な対応が必要だと。この防災計画では、建物被害、倒壊及び焼失に対して、予防策、発災後の措置を、どう決めているのかと聞きたかったので、多分これも自助・共助でという話になるのでしょうかけれども、何か付け加えることがあればお聞きしたいと思います。

○議長（中瀬 信之） 総務課長 中村元紀君。

○総務課長（中村 元紀） 奥川議員おっしゃるとおり、これは玉城町全域での被害の想定で、公助の部分はほぼ機能しないということで、ご理解いただきたいと思います。

○議長（中瀬 信之） 奥川直人君。

○13番（奥川 直人） 消防も出られないということでもありますので、住民の皆さんはその辺をしっかりと、今日は地域でどうしていくべきか、そういうこともお考えいただきたいと思っています。

本当に今、住民の方に少し聞いてほしいのは、今現在、玉城町の自主防災組織が、先ほどお話がありましたように、玉城町は自主防災組織が少ないのです、できているのが。そんな中で、今、予測しているような震災が起こった場合、200名が亡くなるよと。それで予測した800名のけが人が出ますと、そして、火災も発生しますということで、今現在ですよ、そういう状況となった場合に、役場として、我々は町民の皆さんは、なんとかしてくれるのところがやろかと、こういう甘い期待があるかもわかりませんが、今現在、答弁を聞きますと、自主防災の立ち上げがない場合、行政の皆さんとしては、なんともしようがないということです。皆さん自身で何とかしてくださいと、こういうことになっています。

そこで、自主防災組織づくりというアクションを、やっぱり行政としては浸透させていかななくてはならないことになるわけです。そしてその自主防災組織の中で、自助、自分はどうやって守っていくんだという展開が、私は望ましいと思っています。それは行政の皆さんが、町民1万5,000人に、自助でなんとか自分たちでやってくれと、自分たちを守る方法としますけれども、いろんな人の感覚によって、その自助のレベルが違うということになりますので、できうれば各自治区に自主防災組織があって、例えば原だったら、原に自主防災組織があって、原の区民の皆さんは、最低これぐらいのことは準備してくださいという形で、個々に住民の皆さんの、区民の皆さんの意見を聞きながら、自助に対するやり

方に対して、相乗効果を高めていった自助というのが、一番望ましいと書いていたりしています。

前回、お話をしたのですが、今、この自主防災と言い出してから、もう7年ぐらい玉城町は経つのです。7年ぐらい前から自主防災をつくりましようと言いつつながら、進んでいないというのが現状ということでもあります。玉城町の地域防災計画には、前文のほうにこう書かれているのです。

計画的な災害対策の推進を図る。これによって町民の生命や身体や財産を災害から保護することになります。ですから、この目的自体が地域防災計画の内容が悪いわけではないのです。そこでどうするかということ、玉城町の防災の取り組みとして、計画的な災害対策の推進という部分が、少しぬるい、遅れているのかなと思います。

それは前回、各近隣集落の自主防災組織の実態を、ここで前回の一般質問で、お話をしました。もう一度言いますが、多気町は49集落あって、45の自主防災組織ができておると。明和町はいろんな地域が混在した町です。非常にまとめでにくい部分もあるのですが、明和ですら94集落あって51が、各集落があつて自主防災組織をつくっている。度会町は37集落中37で100パーセントつくっている。玉城町は69、今回1つ集落があがりましたが、69のうちの6だということ、10%強です。

そんな中で皆さんが、防災計画ができておるか、できてないかと言われた場合には、たぶん十分でないという答弁をいただいて、今日はこれからこうしますという前向きな意見を求めていく一般質問になるのですが、現状の玉城町として、要は玉城町の地域防災計画の中の計画的な災害対策の推進への取り組みで、それが自主防災と、自助とか自主防災出てくると思うのですが、他町のごとく進まないのは、何故なのかということ、進めるための調査をしているのか。または、こういうところに課題がある。こうしなければならぬというものがあれば、お聞きをしたいと思います。これは町長、お願いします。

○議長(中瀬 信之) 町長 辻村修一君。

○町長(辻村 修一) 自主防災組織、先ほども、これからご理解をいただいて増やしていくという計画を持っておるということは、お聞きいただいておりますけれども、まずは昨年、1年間でありましたけれども、6割の自治区で防災研修の開催をいただいたり、徐々に意識を高めてきていただいております。

そして、今年で7回目になりましたけれども、毎年、阪神・淡路大震災、あるいは他の災害のところへ、自治区の皆さん、防災ボランティアの皆さん、熱心に活動いただいて、総勢で現在167名の人が、現地へ視察に行っていたという活動が生まれてきておりますし、そして先般も岩出でも、防災訓練を実施していただいた。

自主的に自治区で、被災地へ視察に行っていたという具体的な活動が生まれてきておって、大変ありがたく思っています。まずは県の協力もいただきながら、6割の地域で防災研修を昨年、実施をしていただきましたから、次のステップとして、地域でのそうした組織づくりに、これからも働きかけをしていきたいと思っています。以上です。

○議長(中瀬 信之) 奥川直人君。

○13番(奥川 直人) もう1つ、私は一緒に聞いたつもりですが、他の町はどんな形で、このように推進をしているのか。それと比べた場合、玉城町はどうか。これをもうこの計画をつくって、丸1年半以上経つわけでありまして、現状、防災計画の一番の狙いである、自主防災組織が十分できてないということで、他の町と比較して、どうか

ということ、もしくはどこか、明和町とか多気町とか、そういった研修といたしますか、お話を聞きにいったことはあるのか、お聞きします。

○議長（中瀬 信之） 総務課長 中村元紀君。

○総務課長（中村 元紀） 玉城町は決して、組織率については遅れておる格好になっておると思います。それについては、1つには町長が日頃から申しておりますように、津波の心配がない。1つ大きな点があります。それから、急傾斜地等も、崩れてくるようなところも少ない。また川等も少ないという中で、町民全体の防災意識が低いというのが、現状、否めないところがあるのではないかと分析はしてございます。

玉城町においても、人的被害を減らす方法につきまして、まず自分の身を守っていただく自助の部分でございまして、この部分につきまして、平成15年から住宅の耐震診断を実施させていただきまして、件数的には278件、今まで実施させていただいておるなかでございまして、それに伴いまして、住宅耐震の補強、そちらにも補助をさせていただいてはございますけれども、こちらについては、なかなかいろんな諸事情もございまして、進んでいないというのが現状でございまして、今のところ実績には13件というところでございます。

それから、あともう1つ大きな要因の中の家具等を固定することによってでございます。昨年度につきましては、75歳以上の方を対象ということで、させていただきまして。若干その件数が少なかったということもございまして、今年度につきましては、65歳以上の老々の暮らしの方、もしくは災害時の要支援者の方々に対して、無料で3箇所まで、取付の金具の助成事業も展開しておりますので、まだご利用いただけたらと思います。

あと自治区のほうの組織図でございまして、32年までに10団体ということで、計画はしてはございますけれども、概ね、今年度中に10団体、概ね、いけそうな目途もたってきた状況でございまして。今後はちょっと遅れてはおるのですけれども、今後、率の向上に向けては努力をしていきたいところでございます。

また、明和町あたり、他の団体等の比較もしました中で、玉城町につきましては、防災についての自治区についての補助については、2分の1ということでございます。これについては上限も設けてございませぬので、この辺ご利用いただいて、自治区での防災力の強化につなげていただければと考えてございます。以上でございます。

○議長（中瀬 信之） 奥川直人君。

○13番（奥川 直人） 意識が低いということで、津波もない、大きな川がない、山崩れがないということで、そうではないかとおっしゃったわけでありまして。答弁をいただいたわけでありまして、これも冒頭で申し上げたのですが、我々はまさかこんなのがということに備えないとだめなので、町民の方がまさかそんなことが、というものをどう変えていくことが、本来の仕事です。そういう意味では、先ほど答弁いただいたことは、ケーブルテレビで言って、そうなんや、玉城町の人はそのような感覚だということではないと思います。

そういった大災害が、想定外のものが来る可能性があるといった時に、その感覚を養っていただく、育てていただくことが、皆さんのお仕事だと思いますし、この防災計画があります。先ほどご説明いただきました。この1,100万円かけた防災計画が、皆さん知っているのかと、多分今日の議員さんの中でも、死者が200人だと、倒壊する家は2千何棟、ええっ、そんなん考えてないという議員さんも、たくさんみえると思います。

これは町民の皆さんが言わないかんことです。こういうことを起こると想定をして、我々

は心配してやっていると。だから、こういうことで被害が1人でも少なくなるように、自主防災組織づくりをしてくださいと。これが一番皆さんに期待をしたい、皆さん自身が安心してもらったら困ると。

ちょっと同じことを言いますけども、この防災計画をつくった行政職員の皆さんは、この玉城町の地域防災計画を、どれだけ信じておるのだろうと、こうなるわけです。先ほど言いました200名、けが人800名、2,900棟の建物が倒壊するということです。これはやらなくてはならないと、絶対にやらなくてはならない。こういう決意を皆さんが持ってもらわなくては、怪我する、死ぬ、財産が壊れる、こういうことをどんな形でもいいですけども、それが自主防災、自助だというのであれば、それは徹底的に単年度の間に進めていただきたい。69分の10集落が、今年度中にできるということです。それならあと59集落はどうするのだと。いつできるのだと、こうなるわけです。たった10です、69の。

だからあと59は見捨てるのかと。できてないものはあれやねえかと、何遍も行政はいうとるで、こんなことではやっぱりだめなので、どうするかということ、真剣に考えていただきたいと思います。玉城町の防災委員長である町長もそうだし、職員、幹部の皆さんも、皆さんがやらないかんで、現状を再認識して、知恵を出し合って、頑張っていたきたいと、それで短期間にしあげるなど、早急な取り組みをお願いしたいと思います。

組織的には防災組織の担当が、今、課長と担当者1人で、それでいいのかと思いますので、その辺の見直しも含めて、最後に町長の決意のほどをお聞きしたいと思います。

○議長(中瀬 信之) 町長 辻村修一君。

○町長(辻村 修一) 防災計画とか、組織図ということも、これは大事ですけども、やはり実際にいろんな大災害の教訓から、何が言われておるのかということ、たびたび質問いただいた時に、お答えをしておりますけれども、やはり阪神・淡路にしる、東日本にしる、いろんな被災された人の語り部さん、教訓は隣近所に助けてもらったと、だから、日頃のつながりが大事だと。

あるいは日頃の備えが大事だと、こういうことでありますから、私はちょうど先ほど申し上げましたように、7年前から、これは書面で、あるいはテレビで、新聞で見るというよりも、直接ご本人が北淡町をはじめ阪神・淡路大震災のセンターへ視察へ行っていただく。体験していただく、現場を見ていただく、そういうことで、意識を変えて、行動変移つながらなかつたら意味がないわけです。

いかに行動変移をしてもらうか、このことに力を入れてきて、隣の町もそれならうちも行きかけたんだということも聞いたりいたしておりますけれども、それによって自主的に地区で、町のバスを使っていたら、あるいは地域によっては、相当の高額のお金もかけて、町も2分の1補助をして、防災倉庫をつくってくれと。そういう具体的な行動が生まれてきておる。

そして防災ボランティアの方も、この間、避難所の机上訓練を福祉会館でやりましたけれども防災ボランティアの皆さん方も、積極的にご参加をいただいております。先ほどの岩出の訓練もそうであります。そうした具体的な動きをしないと意味がないということで、書面で耐震診断がありますという説明だけではいかなので、直接、町でお願いをして、2人のスタッフの方に、各戸を回っていただいたり、耐震診断どうですかというところでの具体的な説明にお伺いしたり、単独での、いろんな行動もしながら、なかなか一朝一夕にはまいりませんけれども、これからも大変重要なことでありますから、1つひとつ取り組ん

でいきたいと思っています。

それと昨日もクローズアップ現代でも、NHKでありましたけれども、やはり大河川だけではなくて、小さな河川でも氾濫が起こって、そしてえぐれてという所、家屋の被害があるということも、起こっておるといふ気象現象でございますから、何が大事かということです。その中で役所の方がおっしゃってみえるのは、自分がどこに住んでおるのかと。自分でどこに住んでおるのか、自分のところは高いのか低いのか、あるいは地質がどうなのかとか、そういうこともお一人お一人が、あるいは子どもを助けるために家族が中心になって、日頃からそういう語りをしてもらうということも大事。そして、地域の助け合い大事ということをもっともっとこれからも取り組んでいかなければいかんのではないかと考えています。以上です。

○議長(中瀬 信之) 奥川直人君。

○13番(奥川 直人) 熱いといひますか、いつも聞いておることなので、少しでも皆さん方が、副町長も課長さん方も協力しながら、この命を守る、これについて、いろいろ進めていただきたいと、このように思います。あともう少し聞きたかったのですが、これはまた後ほどにしまして、時間がちょっときていますので、次へいきます。

次は農業振興について、お聞きしたいと思ひます。

玉城町にとって、先ほどの災害のこととか、玉城町の農業の町である玉城町を、この広大な優良農地、この農地を活用して、農業を営む農業者をどのように守っていくか。この災害と農地というのが、非常に将来にむけて大きなテーマだと、私は思っています。

農地や農業は町内の、そして環境保全、これは生き物とか洪水とか、町獣害の対策や課題もありますけれども、景観も含めて、最も玉城町の重要な財産でもあります。そこで、国も県も町も、ともに農業を守って、農地集積で効率的な農業者、または農業認定者の動向について進めていこうと、このようにしています。

認定農業者の増減、そして今現在の認定農業者の推移の中で、特徴なりがあれば、今現状の内容について、お聞きをしたいと思ひます。

○議長(中瀬 信之) 産業振興課長 中世古憲司君。

○産業振興課長(中世古 憲司) お尋ねの認定農業者数の増減、それから推移、特徴ということでございますが、平成25年度から平成28年度の推移について、まずはご説明をさせていただきますと思ひます。

これは毎年度、三重県に年度末に担い手の状況ということをも、報告させていただいておりました、その状況調査ということで、ご理解をいただきたいと思ひます。

まずは認定農業者の認定の状況でございますが、平成25年度が48経営体ございました。ついで26年度は51、27年度が53、28年度が56ということで、25年度と28年度末を比較いたしますと、プラス8経営体、約16パーセントの増加になっております。

それから、特徴でございますが、法人の数も、この数に含まれておりました、法人数が25年度で9法人、26年で11、27年度で12、28年度で13法人になっておりました、25年度28年度末を比較いたしますと、プラス4法人、約40パーセントの増になっております。

また、営農の累計の傾向といたしましては、やはり一番増えておりますのが、稲作でございます、同じく25年度から比較いたしますと、25年度が16、26年度が19、27年度が18、28年度が21ということで、比較いたしますと、プラス30パーセントが増えておるとい

う状況になっております。以上です。

○議長（中瀬 信之） 奥川直人君。

○13番（奥川 直人） 一応計画というのは、どういう形で進めておられるのか、ちょっとよくわからないのですが、担い手とか、担い手の中の法人格、これについては年々増えているし、主なものとしては、稲作を中心とした認定農業者、担い手であるということであります。

少し先を心配するとすれば、ちょっと申し訳ないけども、この人たちの年齢的にみた場合に、これから10年、15年、これは我々の地域でも言えることですが、年齢的な課題というのはあるのかどうか、お聞きします。

○議長（中瀬 信之） 産業振興課長 中世古憲司君。

○産業振興課長（中世古 憲司） 年齢でございますが、56経営体の年齢の構成でございますが、30代が3名、40代が3名になりまして、50代が8名、60代が23名、70代が6名で、30代、40代のそれぞれの全体からの構成からすると、30代でそれぞれ7パーセント、40代で7パーセントということで、こういう状況を見ると、なんか少ないという思いもするのですが、逆に法人数が増えてきておりますので、やはり若い人たちも、株式会社化するという動きになってきておりまして、働き手の確保としては、今のところ順調に推移をしていると思いますが、全体のやはり農地面積を見ますと、まだまだ受けていただける方の適齢な年齢というのですか、そういったところになると、まだ将来的に少々不安は残ると思っております。

○議長（中瀬 信之） 奥川直人君。

○13番（奥川 直人） 少しちょっと端折って、2番目へいきますけども、関連のもので2番目にいきます。農地を守って認定農業者及び農地集積を加速化をしていく必要がある。国の政策であります、ここに書いています、人・農地プランと、町単独事業の農業集落育成事業を、それぞれ今進めておられるわけですが、それぞれの共通点は何かといいますと、各集落単位で今後の将来の農業や農地について、どうするかということを、集落で話し合う。これが1つ基本になっています。

いわゆる集落の皆さんで、方向を明確にすることに重点を置いた施策であるわけでありまして。いわゆる自分たちの農地は、自分たちで守るのだということだろうと思えます。そういった意味で、人・農地プランと、町の集落育成事業の行政から見た現状の評価といいですか、いろいろ進めてきてもらってまして、成果が出ている、もしくは少し課題があるというところがあれば、お聞きをしておきたいと思えます。

○議長（中瀬 信之） 産業振興課長 中世古憲司君。

○産業振興課長（中世古 憲司） 人・農地プランと、それから町単独事業の農業集落育成対策事業につきましては、国が推奨しております農地中間管理事業と合わせまして、平成27年度から町と伊勢農林水産事務所、それから、伊勢農協の3者が連携をさせていただきました。毎年度、全体説明会、それから集落の個別の説明会を実施させていただいております。28年度の実績におきましては、6集落でプランが完成いたしておりまして、今年度につきましては、8月に1つの集落のプランが完成いたしまして、いま7つのプランができあがっております。それぞれの地区で、こういったプランができたところにつきましては、こういった農地集積、自分たちの担い手を、決めていただいた担い手のところに、農地の集積をいろんな事業を活用して、実施が進められておるところでございます。

また、今年度は他に下外城田地区で、2地区がもう既に話し合いに入っておりまして、あと2地区、下外城田で説明会の要望がございますので、それへ9月と11月に行かせていただく予定であります。また、外城田地区におきましても、もう既に何度か話し合いの中に、私ども入らせていただいております、年内を目途に集落でプランをつくるということで、話し合いを進めておられます。

その評価でございますが、先ほど申し上げましたように、集落の中で、話し合いで自分たちの担い手を決めていただいて、その集積に協力してもらおうという進め方をさせていただいておりますが、昨年度の実績で、町単事業で集積が進んだ面積が、23万8,461㎡です。23.8ha。

それから、農地中間管理事業で集積が進んだ分につきましては、約8.2haが進んできておりますので、それなりの効果はあげていると思っております。また、課題といたしまして、プランを作成させていただく際に、各集落いろいろな多様な農業があるのですが、どうしても水田の集積を中心に偏りがちになっておりますが、それこそ柿畑があつたりとか、いろんな畑作物があるのですが、なかなかそちらのほうの話し合いまで、ちょっと十分もつてづらいというところもありますので、そういった畑作とか果樹につきましても、話し合いができる場を今後進めていきたいと、このように考えております。以上です。

○議長（中瀬 信之） 奥川直人君。

○13番（奥川 直人） 課長ありがとうございます。

計画どおりかわかりませんが、人・農地プランと集落育成事業、これについては進んできておる。要は理解を、町の各集落でもって、理解をしてもらって進んでいるということでありませう。

それと先ほど課題を申されましたように、私も心配しておったのは、田んぼはいいのだけでも、非常に荒れた畑が、柿畑とか、いろんな畑が現状見受けられます。それこそ北さんが言われた鳥獣の棲家になってしまうとことになりますので、その辺の手はもう一度、私もたまたま柿部会の関係の仕事、役をしておりますので、そういったことも踏まえて、やはり住民の皆さんの今後の土地の利用の仕方、困っているのか、何かしようとしているのかということ、相談しながら、役場とともにそういったことも考えていきたいと、このように思います。

まだ少しあつたのですが、最後に一言いうとすれば、10年先どうなるんだろうということになります。これから現状のまま、地主さんだけ、自分の土地がどこにあるのかわからないという人が増えると。それと出会い、今まで作業を集落でやっていますけども、そういうことが、本当に集落でできるようになるのかと。自分の土地もわからないし、なぜそういった出会いに出やないかんのかということ。それやったら担い手さんにしてもらったらいやないかということになってくると困ると。

それと農事部長さんの必要性というものが、仕方がわからない方が多くなるという意味では、農地をどう玉城町として管理をしていくかという意見を聞く、農事部長さんがうまく役割を果たしてもらおうのかと。

それともう1点は、認定農業者は先ほど、今、言っていますように、集落になるべく近いところ、集落でまず選ぶと。集落の中からそういうことを育成していく。その次はやはり4地区、下外城田、有田、外城田ありますけども、地区で担い手を選んでいく。そして町内で選ぶ、最悪は町外の方にお世話になるというステップを、しっかりつないでいかな

いと、先ほど言いました地主でありながら、自分の土地がわからないと。守ることが少しできなくなる可能性があるので、そういったところを少し注意していただきながら、進めていただければありがたいと、このように思います。

時間がまっていますので、すいません。

じゃあ、玉城町の文化財の活用について、前回、質問いたしました。国東山の石碑を、熊野古道からあるので、それは早急に考えたいと。あと文化財の玉城町の原にあります、アイナシの標識、管理、これをどうするかということをお聞きしたいと思います。

○議長（中瀬 信之） 産業振興課長 中世古憲司君。

○産業振興課長（中世古 憲司） この熊野古道の標識の関係につきましては、担当課が私も産業振興課になりますので、私からお答えさせていただきたいと思います。

標識の統一化とか、国東山道石碑の移設のお考えということで、前回も一般質問の中でご質問されたかと思います。まずは、統一したビジョンが必要だとお答えもさせていただいた中で、できるところから、先にやろうかということで、ご提案いただきました、といいますか、過去にありました、原の公民館にある道しるべにつきましては、関係者の方きちょっと今協議しておりまして、移転先の土地所有者の方、それから区長さん、よく昔のことをご存知の原の方とか、そういった方にちょっと今、いろんな聞き合わせをさせていただきまして、全てだいたい協議が整っておるかと思っておりますので、最終的に移転の時期とか、場所、そういった細かいところにつきましては、区長さんに一旦報告をさせていただいた上で、区の方の理解、同意がいただければ、早い段階で進めたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。以上です。

○議長（中瀬 信之） 教育長 田間宏紀君。

○教育長（田間 宏紀） 原に自生いたしますアイナシ、平成6年12月8日に、町の天然記念物に指定をさせていただき、前回も質問いただいたところでございます。そして、前回、質問がありまして、その後、現地確認、そしてまた多気町のマメナシの指定の確認もさせていただいたところでございます。

位置的には、もう議員ご存知のとおり、林道から少し離れたところもあります。ですので、説明文、標識等があまり離れていくと読みきれない。そしてまた、林道沿いの路肩、アスファルト舗装ですので路肩が、非常に狭いということ。それと、周辺に樹木もありまして、季節によりまして繁茂する関係で、判別しにくいということから、やはり多気町の同様のよう形の写真つきの案内板、これがいいんじゃないかと。

調べますと、4月に白い花が咲き、その後、実をつけるということもありますので、正式的な形のそういう案内板につきましては、来年の初夏のあたりになるかなと考えております。そしてまた、設置にあたりまして、地元と環境整備も合わせて、調整を図っていきたいと考えてはおりますけれども、やはり条例上、標識を適切に設置するということになりますので、仮設的にはありますけれども、今、町内各地に設置しております、茶色のアクリル番の白地の部分の、仮設的な部分の中で、設置をしようということで、近々を設置をするように運んでおります。

○議長（中瀬 信之） 奥川直人君。

○13番（奥川 直人） 最後になりますけれども、町道岡出昼田線についてはどうですやろ。

○議長（中瀬 信之） 建設課長 東博明君。

○建設課長（東 博明） 昨年度9月のご質問に続き、3回目ということでございます。今

年に入りまして、新しい区長さんに機会を設けていただくとようにお願いをしまして、この9月に担当課と副町長で説明、協議に行っていました。そこでは、いくつかのご意見等頂戴いたしておりますので、それについて吟味検討をいたしながら、近々にも区長さんに再度、機会を設けていただいて、調整させていただきたいということで、要請をしておる最中でございます。以上です。

○議長（中瀬 信之） 奥川直人君。

○13番（奥川 直人） ありがとうございます。後半の一応前回、ご解答いただいている件につきましては、今日させてもらったのは、できれば30年度の予算の中に入れていただきたいと思います。一番ややこしいのは、岡出昼田線のことだと思っていますので、それについては、町長も副町長も一緒に検討に入っていて、良い方向に導き出していきたいと、このように思います。

標識または文化財の関連につきましては、一応答弁いただきましたので、是非よろしくお願ひしたいと思います。

最後に自主防災につきましては、町民の命に関わるということですので、早急なるアクションを各職員の皆様方の総力で、進めていただきますように、お願いをして一般質問を終わります。

○議長（中瀬 信之） 以上で、13番 奥川直人君の質問は終わりました。

一般質問の途中ですが、ここで10分間、休憩します。

(14時31分 休憩)

(14時41分 再開)

○議長（中瀬 信之） 再開します。

休憩前に引き続き一般質問を続けます。

〔4番 中西 友子 議員登壇〕

《4番 中西 友子 議員》

○議長（中瀬 信之） 4番 中西友子君の質問を許します。

4番 中西友子君。

○4番（中西 友子） 4番 中西。議長の許可をいただきましたので、通告にしたがい進めさせていただきます。

質問は2つです。1番目は喫煙ルームの設置について、2番目は町のPR方法について、を質問させていただきます。

まずはじめに、喫煙ルームの設置について、質問させていただきます。

受動喫煙の害をはじめ、たばこの火によるやけどの危険、全面禁煙等を表明してないために、ここでたばこを吸わないでくださいという声かけが難しいことから、最低でも喫煙ルームがあればと思い、質問させていただきます。

公共施設での禁煙は主流になってきていますが、玉城町内の公共施設には、喫煙ルームがなく、野外で吸われている光景が見受けられます。

健康づくりには、町は力を入れていますが、喫煙については、どう思われているのか、お聞きしたいと思います。なぜかという、塩分、糖分、油分というのは、一般的に目安というか、食塩は5グラムまでとか、そういうのはあると思うのですが、規制というか、

本人の自由に任されている感がありますが、喫煙については、町的にはどのような施策をとっているのか、表明されていないということもありますので、町長、教育長、お答えいただきたいと思います。

○議長（中瀬 信之） 4番 中西友子君の質問に対し、答弁を許します。

町長 辻村修一君。

○町長（辻村 修一） 中西議員から、喫煙ルームの設置についてのお尋ね、まず私から、健康増進法に基づく対策を講じてきておりますが、特に今お尋ねの公共施設には、喫煙ルームはございませんけれども、今まで場所を変更したり、そして、場所を減らしたり、対策を講じておるところでございます。

もちろん喫煙に限らず、町として健康長寿のまちづくり、そしてたばこによる被害というものを、体に与える影響というものも通じ、いろんな健康づくりの場で、周知をさせていただいておるわけでございます。そういったところで、これからもご理解をいただくように対策を講じていきたいと思っています。

○議長（中瀬 信之） 教育長 田間宏紀君。

○教育長（田間 宏紀） 喫煙ルームというご質問でございます。教育委員会の学校施設等につきましては、敷地内の禁煙を既に実施しておるところでございます。また、平成22年の受動喫煙防止対策が文部省から通達がなされておまして、屋外にあっても、子どもの利用等がされる公共的な空間につきましては、受動喫煙の防止のための配慮が必要であるということから、そのような対策を講じておるところでございますし、今、町長の答弁の中にもありました健康増進支援法に基づく、学校体育館等々の受動喫煙を防止するための措置を講じるよう努めなければならないとされておられますので、それに準じて対応を図っており、しておるところであり、また健康被害等につきましても、中学校の段階で授業の中でも組み込まれてカリキュラムの中で、授業を展開しておる状況でございます。

○議長（中瀬 信之） 中西友子君。

○4番（中西 友子） 教育長のお話、よくわかりました。町長に先ほど答弁いただいた時に、理解していただきたいという答弁をいただいたのですが、禁煙にするとか、喫煙ルームをつくるなどはっきりさせていただいたほうがいいと思うのですが、その点どう思われますか。

○議長（中瀬 信之） 町長 辻村修一君。

○町長（辻村 修一） 個人の嗜好でありますから、それは役場は屋外で1箇所ということですね。今、まだ自転車置場のところが1箇所あります、2箇所ですね。そういったところで、以前はこの建物の南側のところでも、設置をしていましたけれども、それはもう取りやめにしたり、そういうことで対策を講じておるということでございます。

受動喫煙による場所の影響ということが、健康増進法にあるわけでありまして、ご質問のとおりでありますから、そういうことをやはりたばこを吸われる方、注意をして吸われておるというのが、今の現状ではないかと思っています。

○議長（中瀬 信之） 中西友子君。

○4番（中西 友子） 町長の答弁は、私には非常に理解しがたい内容となっておりますが、ちょっと②番の質問もかねて、ちょっと再度質問させていただきます。

町内の主要公共施設は、子どもたちも利用する頻度が高いところでもあります。喫煙ルームがないことによって、受動喫煙の頻度が高まると思われそうですが、町長また教育長も、

どう思われているのか、再度お聞きします。

○議長（中瀬 信之） 町長 辻村修一君。

○町長（辻村 修一） 喫煙ルームということで、子どもたち、あるいはたばこを吸わない方々に影響が及ぼす範囲か、範囲でないのかということですね。距離的な問題。近くにたばこの煙が嫌な方が、あるいは受動喫煙で嫌がる方、これは当然のことながら、距離を近くてはいかん、距離をおかなくてはいかんわけではありますが、そういったところへ、今、設置をしておるといのが実態でございます。

ですから、私は他の公共施設は、それぞれの所管のところで、把握していますけれども、役場庁舎の中でありまして、窓を閉めて5分ぐらいで吸ってもらっておるといのが、今の現状でございます。ですから、受動喫煙の影響はないのではないかと、こんなふうに思っています。2階の場所でありまして。

○議長（中瀬 信之） 教育長 田間宏紀君。

○教育長（田間 宏紀） 受動喫煙の防止ということから申し上げますと、まず分煙というものがあるかと思えます。不完全な分煙と完全な分煙、喫煙スペースをつくるということ。そしてその次のステップとして、建物内の禁煙。その次が敷地内禁煙ということになるかと思えます。

そして、今、町長も話をされました、役場庁舎自体は建物内の禁煙にしておりますし、屋外の喫煙場所の設置ということで、これにつきましても、受動喫煙の防止の観点から、建物の入口、窓、人の往来が多い区域につきましても、可能な限り離しなさいということなり、建物の出入口等で、そこから建物の中に煙が入らないような措置を講じなさいと言われておるところでございます。ですので、役場庁舎は喫煙場所を変えた。一点中央公民館のほうですけれども、玄関先に場所も確認しましたら、まだ置いてございます。これらにつきまして、今、申し上げたような観点から、ちょっと早急に位置の変更を検討したいと考えておるところでございます。以上です。

○議長（中瀬 信之） 中西友子君。

○4番（中西 友子） 私としては禁煙ルームの設置か、全面的に禁煙と表明していただきたいと思いますが、中央公民館の喫煙される灰皿の場所の移動、先ほど教育長がおっしゃってくださったのですが、じゃあ灰皿がなくなったことによって、そこで今まで吸っていた方は、その方たちにこちらへ移りましたという、案内表示とかはつけるんですか。

○議長（中瀬 信之） 教育長 田間宏紀君。

○教育長（田間 宏紀） 移動した設置当初というのは、やはりそういう形でしっかりと案内表示をしないと、個人がおのおのの形で吸うようなことは避けたいと考えております。

○議長（中瀬 信之） 中西友子君。

○4番（中西 友子） 喫煙ルームの設置についてという題目で説明させていただいたのですが、ちょっとこれ以上は、設置してほしい、それはちょっとという問答になってしまうと思うので、次の質問に移らせていただきます。

町のPR方法についてに移らせていただきます。町の人口も減少傾向にあります。移住者が海外に向けた情報発信はどうなっているのか、お聞きしたいと思えます。

国内で、移住・定住を考えるセミナーやイベントが、全国各地で行われているが、町ではどのようなPRを、これまでにいき、成果をあげてきたのか、お聞きしたいと思えます。これについては、見える形での人口が増加したというものを、特にあげていただきたいと

思います。

○議長（中瀬 信之） 産業振興課長 中世古憲司君。

○産業振興課長（中世古 憲司） ご質問の最後に、人口増に貢献があったというか、成果があったという数字で、お尋ねをいただいたと思いますが、私どもの課として、PRはさせていただきますいておりますが、そういう人口増の観点から、PRをしたということはございませんでして、最終的には人口増につながるようなものということで、PRをさせていただくということで、まずご理解をいただきたいと思います。

また、増加の人数につきましては、私ども産業振興課でございますので、観光リクリエーションの入込客の推計書、こちらによりまして、昨年と比べて、昨年度末どれぐらいあったかという数字を報告させていただきたいと思いますが、それによろしいでしょうか。

○議長（中瀬 信之） 中西友子君。

○4番（中西 友子） では、行政で人口増加とかに関係している課は、どこになるのでしょうか。

○議長（中瀬 信之） 総合戦略課長 林裕紀君。

○総合戦略課長（林 裕紀） 人口問題を担当しておるのは、うちの課でありますので、やっていますけども、町のPRというのは、いろいろな形でまた産業振興課長から報告があると思いますけども、私どもとしましては、先に答弁させてもらおうと、三重テレビを活用した旬感☆みえというのですか、年に2、3回、放送させていただいています。

それから、三重県が作成しています、定住促進の専用のホームページ、『ええとこやんか三重』ですか、これにも玉城町の情報を発信してあげております。一応担当者も報告はしていますけども、例えば移住定住セミナーというのは、東京、いろいろ各地で、そういう応募があったり、行くチャンスはあるのですけども、今までまだ玉城町としては、移住定住のセミナーに参加したことは、まだございません。

ですから、その形でPRそのものが、町を発信していく、町を知っていただくということは、最後には定住移住につながるのですけども、そこに数値目標を持って、PR活動をやっている段階ではないということです。以上です。

○議長（中瀬 信之） 産業振興課長 中世古憲司君。

○産業振興課長（中世古 憲司） 私どもの所管しております関係で、いろいろ首都圏とか、PRに行かせていただいておりますので、そちらのほうの28年度の実績と、それから冒頭に申しあげました観光リクリエーション、入込客につきましては報告をさせていただきたいと思います。

28年度の実績では、都市部ということで、朝日カルチャー、朝日新聞社と提携いたしません地域学講座、これを3月末に東京の三重テラスで実施をさせていただきました。非常に多くの参加の方がおみえになりまして、定数枠を超えるぐらいの人数がおみえになっております。

それから、普段の活動といたしまして、伊勢志摩観光コンデェンション機構に加入をいたしておりますので、伊勢志摩キャンペーン等に参加をいたしまして、今年は関西国際空港、それから、名古屋の久屋大通のほうに行かせていただいております。

また、ふるさと納税の感謝祭を通じまして、三重テラスとか他の東京ビックサイト、そういうところで数度にわたりまして、納税の寄附者を対象に、玉城町の魅力PRをさせていただいておりますという状況でございます。

また他にも各種イベントがございまして、メディアでの参加とか、そういったものもさせていただきます。

あと成果でございますが、三重県に報告をいたしております観光リクリエーション入込客の推計書によりますと、平成28年、これは年度ではないのですが、年実績になりますけれども、平成28年の実績は、玉城町の入込客が33万5,664名ということになっております。以上です。

○議長（中瀬 信之） 中西友子君。

○4番（中西 友子） 各課が頑張ってくださっているのは、よくわかりました。

続いて、②番の質問も絡めて質問させていただきます。隣市町では、海外の方を職員として置き、海外との窓口として働いてもらっているところもありますが、町としてその考えはないのか、お聞きします。

私の中でも、玉城町としては、いろいろ課題があると思うのですが、私の中で疑問に感じたことを、ちょっと質問させていただきます。

国内の移住・定住では、活動というのか、キャンペーンするのは限界があるのではないかということ。あと外国の方の移住・定住は視野に入れて、活動されていくのかということ。工場などの誘致、農作物等の輸出、これは県でも力を入れていることだと思います。玉城町でも玉城豚、熟成肉なども、開発というのですか、そういうのもされてきているので、その対応ですね。あとは東京オリンピックに伴う海外からの旅行者へのPR対応など、窓口を設置したほうが良いと思うのですが、町長どう思われますか。

○議長（中瀬 信之） 町長 辻村修一君。

○町長（辻村 修一） 中西議員さんグローバルな考え方で、ご意見をいただいていますけれども、私としましては、海外の方が玉城町へお出でいただいて、そして、玉城町の人口に影響するとか、それは少し考えにくいと思っています。玉城町を選ばれて、玉城町で住んでいただく社会増というのですけれども、転入ですね、それが、一番最新の三重県がまとめたデータで、29町で玉城町がトップです。つまり玉城町への転入が三重県で、一番多いというデータになっています。

そして、出生も自然増ですけれども、三重県で3番目と、こういうことになっておりますから、玉城町の住みよさ、つまり議員の皆さん方も、この間、南箕輪へ行っていただきましたけれども、やはりあそこが長野県で自然増が一番というお話を、村長さんからお聞きをしたわけでありまして、やはりそこには重点として、お聞きをいただきましたように、子育て支援策、あるいは教育、福祉、これらをやっぱりきちっと充実をしておるところでの成果が生まれてきておるということをおっしゃっていただきました。

玉城町へ転入をなされた保護者の方に、直接お伺いすることがあるんです。この間もPTAの会長さんばかりお集まりをいただきましたけれども、やはり町外から転入をされて、玉城町へ来て良かった、子育てがいい、教育がいい、福祉がいいと、こういうことをストレートにおっしゃっていただいたわけでありまして。

それともう1つの玉城の魅力は、先ほどからありましたように、内陸で海がない。安全面というところもおっしゃってられます。そういうところを、これが完全で安全だという時代ではありませんけれども、やはり玉城町の魅力をもっともっと充実をさせていく、その中で玉城を選んでいただく。つまり移住ということになりますと、今の段階では、どれだけお越しをいただくかわかりませんが、大都市から玉城町へお出でいただく、

あるいはまた近隣の市町から玉城町で住んでいただく。

新築の家屋が小さい町の中では、非常にいい形で増築があるというのが、今の現状でございますから、そうした町の良さをもっともっとアピールをしていくことに、力を入れていきたいと思っています。

○議長（中瀬 信之） 中西友子君。

○4番（中西 友子） では、教育長に対して質問させていただきます。国際交流会が町内にもありますが、そこを窓口とするつもりはないのか。教育委員会に外国の方を、職員として配置するつもりはないのか、これはALT以外で、町長はあの様に言われておりましたか、教育長はどのようにお考えですか。

○議長（中瀬 信之） 教育長 田間宏紀君。

○教育長（田間 宏紀） 議員仰せの国際交流の組織の支援、こちらは教育委員会が所管をいたしておりますし、また、英語教育、先にもお話のありました、新学習指導要領の中では、許可がされるということ。そしてまたグローバル人材の育成ということで、玉城町教育委員会といたしましては、子どもたちの育成に努力をいたしておるところでございます。

しかし、現時点で、外国の方を職員として採用ということは、想定いたしておりません。また、ALTの充実、今、申し上げたグローバル人材育成という中では、今年、ALTを3名体制にしたと。ALTの学校の授業に、国際交流のジェットの関係で、来てもらうALTにつきましても、事務局の中にデスクを設置し、そこから各学校に出向くというスタイルをとってございますし、そのような形で事務局の中にも、ALTの中でそういう外国との関係につきましても、対応を若干してもらっておるということで、考え方をしておるところでございます。

○議長（中瀬 信之） 中西友子君。

○4番（中西 友子） では町長、再度お聞きしますが、町内では自然増に力を入れていくという考え方でよろしいのですか。

○議長（中瀬 信之） 町長 辻村修一君。

○町長（辻村 修一） 自然増というか、つまり子育て支援策、幼児教育、学校教育というのは、議員はじめありがたいことに、大変充実をしていただけてきましたから、何とかして転入とともに、社会増とともに自然増、今いろんなボランティアはじめ、若い人たちの活動の中で、出会いの場も設けていただいたり、活動をしていただいておりますし、なんとかせつかく大企業さんが立地をしていただいておりますし、若い方々も働く町でありますし、いい環境にありますから、そのことに気合を入れていかんといかんなど。地方創生でまち・ひと・しごとであります。一番のおおもとは町に仕事があって、若い人が残ることになりますし、そして、この町で結婚をされて、あるいは近隣で結婚をされて、地方の人口が少しでも増えていくという、維持できていくという、そういうことに玉城町だけではありませんけれども、力を合わせていくことが、今一番大事な時代ではないかと思っております。

○議長（中瀬 信之） 中西友子君。

○4番（中西 友子） では子育て支援策や自然増のことは、行政が頑張ってくださいと、私は受け止めたので、よろしく願いいたします。

では、次の（2）の質問に移らせていただきます。三重大学、皇學館大学と連携・協力を町はしているが、町のPRについて、今後どのように取り組んでいく考えがあるのかお

聞きします。玄甲舎利活用100人委員会で、皇學館大学の生徒が参加していました。あの場に私も、他の議員さんも数名いらっしゃいましたが、なかなか活気のある場所というか、いい感じに進んでいたと思います。

玄甲舎利活用には、こだわらないのですけども、コンサルに依頼しなければならないのかという議論が、私の中では出てきたのですが、三重大学、皇學館大学の生徒に、そこら辺を任せることというのはできないのでしょうか。

○議長（中瀬 信之） 総合戦略課長 林裕紀君。

○総合戦略課長（林 裕紀） 三重大学と皇學館大学とやっている協定というのは、地域包括連携協会といいまして、特に町のPRということ、今日のテーマですけども、町のPRだけをお願いしとるのではなくて、地域振興とか人材育成という広範囲で、いくつものテーマでやらしていただいております中で、1つ玄甲舎というところが、今テーマにあがっています、町の事情の中で、そこで皇學館大学がCL活動、その前にはCOC、センターオブコミュニティですか、文科省の補助をもらって、伊勢志摩定住自立圏共生学ということ、5年間かけてやっていますので、そういうところとかみ合ったところで、今たまたま玄甲舎の100人委員会を委託契約を結んで、やらしていただいておりますということで、コンサルというか、そういうことをやらしてもろとるということです。

ですから、いろいろ三重大学さんも、最近もいろいろな産業のことで、有識者の方が集まってもらったこともありますし、それから、豚のほうでは、臭い対策で、餌にあるものをふりかけると臭いが消えるんじゃないかということで、三重大学とつきあいのある企業の方のご好意により無料で、そういう実証実験をやっていますということで、一つひとつのテーマがありますけれども、全体的には町の取り組みを、今のところの取り組みは環境も含めてやってきたことで、三重大と皇學館大学とは、今後もそういうおつきあいをさせていただきたい。PRだけに、町のPRとか、人口減少とか移住・定住に囚われずに、大きな分野で係わっていただきたいと思っています。お願いします。

○議長（中瀬 信之） 中西友子君。

○4番（中西 友子） 協定事項も三重大学のもは、私も手元にあるのですが、これ1つひとつ関わってもらうのも、手だと思っておりますが、まちづくりとして関わってもらおうことというのはできないのでしょうか。PRにもなると思うのです。地元の、県という大きなくくりもありますけども、学生が町おこし、まちづくりに関わっているという大きなPR効果があると思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（中瀬 信之） 総合戦略課長 林裕紀君。

○総合戦略課長（林 裕紀） 大学の方々に、いろんな形で、例えば教員の方、教授の方々と、県としてつながっていくこともありましようし、また学生の方々とつながる、今回の玄甲舎の研究、学生の方々とつながる、皇學館大学としたら、大半の方が三重県出身、この大学に来ているのに、よそのところへ就職することのないように、伊勢志摩にしっかりこの地域のことを、しっかり勉強してもらって、伊勢志摩に就職していただくという意味も含めて、このCOCというのをやっておるということも事実ですから、ですから先生方をお願いする研究室とか、研究部門で各大学にある資源と連携を結んでやっていくということも大事でしょうし、また学生さんを使って、こういう人材育成とか、地域貢献してもらおうことも大事ですので、いろんな分野で話をしながら、部署がございますので、そういうところの部署と相談しながら、1つのテーマもこちらから提供して、模索をして、今

1つひとつやっているところです。

ですから、これからもいろいろと締結を結んでやっていきたいと思っています。長い間、おつきあいしていただきたいと思います。この2つの大学には、県内の。そんなことを考えています。

○議長（中瀬 信之） 中西友子君。

○4番（中西 友子） ではちょっと続けてで申し訳ないのですが、この過程、地域連携協力を結んでいるとあって、やっていることの過程とかは、ホームページやフェイスブックなどで、経過を知ることというのが、あまりないと思うのですが、そういうことを町のホームページとかであげていくというのは、考えていませんか。

○議長（中瀬 信之） 総合戦略課長 林裕紀君。

○総合戦略課長（林 裕紀） 今、提携を結んでおる事業についての進捗状況を報告することですか。

○4番（中西 友子） 進捗というか、経過ですね。

○総合戦略課長（林 裕紀） もちろん発表できる時期になれば、もちろん発表していきたいし、やっていきたいと思っています。玄甲舎の100人委員会については、それ時折、これからまずはこの月曜日からやらしていただいて、また明日も2回目させてもらって、3つのテーマがございましたので、来週火曜日にさせていただいて、これで一回中間報告をして、それから、後半はまた地域運営組織のほうへ入っていこうということで、合計9回やろうと思っていますが、その都度にまた中間報告、また最終報告がございますので、その時にはホームページに、しっかりあげさせていこうと思っています。以上です。

○議長（中瀬 信之） 中西友子君。

○4番（中西 友子） ゆるキャラコンテストとか、そういうのもホームページとか見させてもらっていると、あまり玉城町のPR効果というか、PRしているという感じに出会ったことがないのです。町としてのPR効果というのが弱いというか、薄いというのを感じるのです。なので、玄甲舎にちょっと集中して、私も質問してしまっているのですが、この利活用100人委員会、玄甲舎の解体されて、復元していく姿なども、できればPR効果があると思うので、ホームページ、フェイスブック等で載せていただきたいと思います。

以上で、私の質問は終わります。ありがとうございました。

○議長（中瀬 信之） 以上で、4番 中西友子君の質問は終わりました。

〔7番 井上 容子 議員登壇〕

《7番 井上 容子 議員》

○議長（中瀬 信之） 次に、7番 井上容子君の質問を許します。

7番 井上容子君。

○7番（井上 容子） 7番 井上。議長のお許しをいただきましたので、通告書にしたがって、一般質問をさせていただきます。

今回の質問は3つ、1つ目に玉城町の農業と、農産物の加工品について、2つ目に、社会教育について、3つ目に子どもの生活環境についてでございます。

それでは、1つ目の玉城町の農業、農産加工について、2つの項目にわけてお尋ねします。1項目目に、東京オリンピック・パラリンピックに向けて、2項目目に、町内の畜産

を含めた農産物やその加工品についてです。

玉城豚が伊勢志摩サミットの食材として、使われてから1年以上が経ち、サミットは昔のこととなりつつあり、新しい話題づくりが必要になってまいりました。現在は東京オリンピック、パラリンピックに向けての話題が多くなり、全国の注目を集めております。

そのオリンピックやパラリンピックで提供される食事、選手、報道陣、観客のためのいろいろなメニューを予定されているようですが、その食材を調達する推奨事項に、障がい者が主体的に携わって生産されたものと明記されており、玉城町でも進めておられる農福連携が、注目されてまいりました。

今後どのように玉城町へ農福連携をとり入れていかれるか、町長の考えをお聞かせください。

○議長（中瀬 信之） 7番 井上容子君の質問に対し、答弁を許します。

町長 辻村修一君。

○町長（辻村 修一） まずは玉城町、農業・農産加工という中での、東京オリンピック、パラリンピックに向けての、農福連携についての考え方のご質問でありますので、私のほうからは冒頭お答えをさせていただきます。

農福連携のことにつきましては、先日、8月22日でございましたが、知事と私との1体1対談でも、テーマとして取り上げをさせていただいたところでありました。

農業の担い手の確保、あるいは障がい者の新たな就労の場の創出につながるということで、障害者支援事業所の農業参入や、農業者による高齢者、あるいは障がい者雇用などに、取り組んでいく必要なのではないかということと合わせて、町内でも既に県立玉城わかば、そういうところとの連携をして、徐々にではありますけれども農家も生まれてきておる状況を、知事にも紹介をしたわけであります。

県といたしましても、まずはこれから、そのことに力を入れていくということでございますので、県の取り組みと歩調を合わせながら、町としてもこの事業を積極的に、支援をしてみたいという考え方でおります。以上でございます。

○議長（中瀬 信之） 井上容子君。

○7番（井上 容子） わかば学園の生徒さんの農業実習も、今年は3名と伺いました。わかば学園さんの卒業生を積極的に、玉城の農業に従事していただけるよう、学校と提携するという方法があるかと思いますが、お考えにはないでしょうか。

○議長（中瀬 信之） 産業振興課長 中世古憲司君。

○産業振興課長（中世古 憲司） 農福連携のことにしまして、ご提案をいただいたところでございますが、やはり農福の連携をしようと思いと、間に入っていただくコーディネーター、もしくはジョブトレーナーという方がおられたほうが、やはりいいのかなと思っております。農福連携、いろんなパターンがございまして、福祉事業所がその体験によって、農業の労働力としてやっていただくパターンと、それから、いわゆる担い手が雇用して、雇い入れるという形、いろいろあると思うのですが、前回の知事との懇談の中でも、やはりそういう事業所が参入されているというのが、年々増えてきているのですが、その農業経営体、担い手のほうが雇い入れているというのは、なかなか実態して進んでいないことがございまして、やはり間に入る方がいて、双方理解をしながら、働いていただけたほうが良いかと思っておりますので、学校との連携もその1つの方法であるかと思っておりますが、まずはジョブトレーナーについての検討を進めていかせていただいて、これから

将来、やはり農地が相当に担い手に集積をされるという状況になる中で、担い手の数も今現在では、決して十分だといえる状況にはございませんので、法人化なり株式会社化を進めるとなると、やはり労働力の確保というのは必要となると思いますので、そちらの観点から私どもは、まずは検討していきたいと、このように考えております。以上です。

○議長（中瀬 信之） 井上容子君。

○7番（井上 容子） お話にありました、農業ジョブトレーナーですけども、三重県では熱心に取り組んでおられまして、農業ジョブトレーナー、園芸ジョブトレーナーの養成を、いろんな地域で定期的に講習会など開かれております。

特に伊賀地域では、農村のおじいちゃん、おばあちゃんたちが、積極的にジョブトレーナーの実習を受けて、活躍しておいでです。玉城の町民の方にも、広く農業ジョブトレーナーの講習などを、ご紹介していただくことはできますでしょうか。

○議長（中瀬 信之） 産業振興課長 中世古憲司君。

○産業振興課長（中世古 憲司） 今年度も5月27日と28日に、津市内で農業ジョブトレーナーの養成講座の初級講座の開催案内がまいっておりますので、こういったトレーナーにつきましても、積極的にこういう講座に、町民の方が参加していただくと、非常にありがたいと思いますので、そういったことも含めまして、検討させていただきたいと考えております。

○議長（中瀬 信之） 井上容子君。

○7番（井上 容子） 是非紹介していただけるように、お願いいたします。

では、次に移ります。

東京オリンピック、パラリンピックの食材調達基準を満たすために、三重県でも農業生産工程管理、GAPと呼んでいるようですけれども、このGAP認証の取得を推奨されています。

町としては、どのように考えておられるか。農産物と畜産物にわけてお聞かせください。

○議長（中瀬 信之） 産業振興課長 中世古憲司君。

○産業振興課長（中世古 憲司） GAPとは、議員もおっしゃられましたように、農産物の安全を確保して、より良い農業生産を実現する取り組みということで、三重県も今年度から知事を筆頭に、推進をされております。玉城町といたしましても、やはり農業生産物につきましても、他とやっぱり差を設けようと思いと、こういった認証取得というのが必要になろうかと認識はいたしております。

ただ、かなりハードルの高い項目も、農産物によってはありまして、この辺りは特に農産物につきましても、JAが各種生産者部会を持っておりますので、そちらのほうと連携をとりながら、今後、実施をさせていただきたいと思っております。

また、先般の玉城豚のブランド化、高付加価値化の推進事業の実施を、平成28年にさせていただきましたが、ブランド化の推進の中で、やはり環境問題も含めまして、このGAPについても、認証取得というの、将来的に必要なかと思っております。

今年度におきまして、養豚組合の畜産農家さんが4軒ございますので、8月だと思えますが、畜産GAPというのがありますので、そちらの講座を、講師を三重県からお呼びをさせていただきまして、実施をさせていただいております。まずは畜産のほうから、今年度、少しずつやっつけていこうと考えております。以上です。

○議長（中瀬 信之） 井上容子君。

○7番(井上 容子) GAPの認証をとることは難しいかも知れないのですが、GAPの実践は農業を経営していくうえで、必要なことのように思います。昔ですけれども、作業中の事故は、昔は建設業で多かったようだけれども、建設業界の努力で事故は減って、現在の作業中の事故というのは、断トツで農業が多いそうです。

しかも、そのほとんどが基本的な職場改善で避けることができるレベルのようです。GAPの実践の推奨は、職業としての農業を高めていくためにも、必要かと思いますが、いかがでしょうか。

○議長(中瀬 信之) 産業振興課長 中世古憲司君。

○産業振興課長(中世古 憲司) お示しのとおり、作業行程も十分に考慮したうえでの、GAPの推進ということになるかと思っております。畜産の関係につきましては、8月からチャレンジシステムというのが、三重県できあがっておるように聞いておりますのでは、それを試験的に自分たちで一回チェックしてみようかということで、畜産農家さんにお示しをさせていただいたところです。以上です。

○議長(中瀬 信之) 井上容子君。

○7番(井上 容子) 農林水産省のページだったかと思いますが、GAPの取組方について、漫画で楽しくわかりやすいような紹介もされておりますので、そちらも農家の方に、農協さんを通じてになるかとは思いますが、啓蒙していただきたいと思っております。

それでは、次に、玉城の野菜、果物、肉が、東京オリンピックやパラリンピックの時に、選手が食べるかもしれない、報道で取り上げてもらえるかもしれないということは、玉城の子どもたちの、玉城の農業に対する夢が広がるかと思っております。そういった点でも、是非GAPの取り組みにお力添えをいただければと思います。

では、2項目目の玉城町内の畜産品を含めた農産物、またその加工品の今後について、4点お伺いします。

まず、玉城豚について、肉を専用の冷蔵庫で熟成するなど、いろいろと取り組んでいたと思いますが、現時点での玉城豚の定義と、今後の町の方針について伺います。

○議長(中瀬 信之) 産業振興課長 中世古憲司君。

○産業振興課長(中世古 憲司) 玉城豚の定義づけにおきましては、これまで定まっておりました。そういったことから、平成28年度に玉城産豚の高付加価値化、ブランド化推進支援事業をさせていただきまして、養豚農家とともに、その事業を実施させていただいたところでございます。

現状と実績につきましては、高付加価値、それからブランド化も含めて、引き続き今年度も関係者と協議をいたしているところでございます。以上です。

○議長(中瀬 信之) 井上容子君。

○7番(井上 容子) 付加価値といいますと、先ほどの畜産のGAP取得チャレンジシステムでも、東京オリンピック・パラリンピックの食材として採用していただけるようですので、もし運良くオリンピック・パラリンピックの食材に選ばれたとしたら、そういった意味でも、付加価値がついてまいりますので、是非、取り組んでいただければと思います。

では、2点目に移ります。ふるさと納税の返礼品に、二郎柿や米、農産加工品も使われています。ふるさと納税の返礼品として使われ始めてからの購買状況は、どの程度、変わってきたのでしょうか。つまり、商品広告としては、どの程度、効果があると考えられるのでしょうか。また、購入希望者には、どのような対応をされているのか、お聞かせください。

い。

○議長（中瀬 信之） 産業振興課長 中世古憲司君。

○産業振興課長（中世古 憲司） お尋ねのふるさと納税の返礼品送付後の特産品販売状況というのは、おそらくリピーターのことと思うのですが、現状ちょっと把握していないと
いいですか、調査をいたしておりません。

ふるさと納税の返礼品送付につきましては、あくまでも町の紹介の一環ということになりますので、御礼の品ということでございまして、今のところは町の、どれほど受け付けてきたかということしか、承知をいたしておりません。従いまして、購入希望者の対応についてということですが、これにつきましては、返礼品を送っていただく際におきまして、それぞれ各事業所さまからパンフレットを、一緒に同封させていただいておりますので、そこにその事業所さんの案内なり、他のメニューなりが書いておりますので、そこで寄附者の方、リピーターの方が、お申し込みいただいておりますというのが現状です。以上です。

○議長（中瀬 信之） 井上容子君。

○7番（井上 容子） 返礼品というのは、やはりPRが大事になってくるかと思えます。町の商品のPRが大事になってくるかと思えます。ふるさと納税の申し込みは、何経由でくるのかというのは、調査はされているのでしょうか。例えばインターネットのふるさと納税サイトからの注文なのか、それともファックスで、直接役場に申し込みが来るのか、その辺は調査されていますでしょうか。

○議長（中瀬 信之） 産業振興課長 中世古憲司君。

○産業振興課長（中世古 憲司） 昨年度実績でどれぐらいの申し込みであって、そのうちのどれだけが、どんなふうな申し込みかというのは、申し訳ないですが、事前に調べておりませんので、まだ後日ご解答させていただきたいと思えますが、方法といたしましては、やはりファックスで入ってくる部分と、それから、サイトでふるさとチョイスというのがございまして、そちらのウェブサイトから入ってくるパターンがございまして、以上です。

○議長（中瀬 信之） 井上容子君。

○7番（井上 容子） 先ほどの返礼品の問い合わせについてですけれども、インターネット上でも納税申し込みには、できるだけインターネットで対応していただくほうが、消費者の購買熱が覚めない気がいたしますけれども、メールでの問い合わせは対応いただいているのでしょうか。

○議長（中瀬 信之） 産業振興課長 中世古憲司君。

○産業振興課長（中世古 憲司） メールでも問い合わせがございましたら、対応させていただきます。以上です。

○議長（中瀬 信之） 井上容子君。

○7番（井上 容子） それでは、新たに玉城町の方が、玉城町の特産品として、返礼品として使ってほしいという業者さんなり、農家さんなりありましたら、お取扱はいただけるのでしょうか。

○議長（中瀬 信之） 産業振興課長 中世古憲司君。

○産業振興課長（中世古 憲司） そのようなご相談がありましたら、お受けさせていただいて、検討の上、ふるさと納税の返礼品の中に、入れてさせていただくということもあります。

○議長（中瀬 信之） 井上容子君。

○7番（井上 容子） 生産者の方もふるさと納税のところに、画像など出せていただけたら、それだけでも広告効果はあるかと思しますので、もし依頼がございましたら、いい方向でご検討いただければと思います。

それでは、3点目に移ります。玉城町の観光案内所の「城（ぐすく）」について、まず産業振興の観点から、今後の方向性をお聞かせください。

○議長（中瀬 信之） 産業振興課長 中世古憲司君。

○産業振興課長（中世古 憲司） ご質問の「城」でございますが、サニ一道路の前にある観光案内所と、それから、物産の販売をしている建物がございます。平成 25 年ぐらいから立ち上げて、実施をいたしております。その方向性ということでございますが、あくまでも城の産直につきましては、既にある団体の玉城町の観光まちづくり協会の事業の一環でございますので、そちらのほうにつきましては、協会のほうで今後の方針を、今協議をさせていただいておるところでございますので、よろしく願いいたします。以上です。

○議長（中瀬 信之） 井上容子君。

○7番（井上 容子） ただいま産直というお話がありましたけれども、では福祉の観点からお伺いいたします。

産直で採算はとれないが、親の生きがいになっているからと言われて、野菜を出荷しに来られる方があります。自分の作った野菜が売れた、それがたとえ安い値段だとしても、生きる喜びにつながっていると感じるようです。私はそう感じています。

高齢者の健康福祉としては、いかがでしょうか。

○議長（中瀬 信之） 生活福祉課長 西野公啓君。

○生活福祉課長（西野 公啓） 高齢者健康福祉の部分から、「城」といいますか、農業を考えるという視点でのご質問をいただいておりますけれども、農業を考えますと、さまざまな視点で関わりを持っているのではないかと思います。これは「城」だけでなく、アスパラ玉城にありますアグリもそうですし、先ほどおっしゃいました民営の店舗先で、農産物を買っておられるような状況も見受けられるわけでして、ほかにも「農地・水」との関わりで、子どもから高齢者までが、いろんな場面で、参加もいただいているという体験型の交流もなされている地域もありますので、高齢者福祉の観点からは、収益性とか、また生産性があるものでは、特に無いと思いますし、高齢者の就業意欲、先ほどおっしゃったような就業意欲であるとか、就業意識、そういったものの増進につながっているという、そういうふうに私も考えております。

○議長（中瀬 信之） 井上容子君。

○7番（井上 容子） 安心・安全より、新鮮・安価のほうが良いという方もおありと思います。以前、「協」のような集い場を増やしていく方向だと伺ったように思いますが、野菜づくりが生きがいとなっている人と、若い世代の交流の場としての産直の実現の可能性はいかがでしょうか。

○議長（中瀬 信之） 生活福祉課長 西野公啓君。

○生活福祉課長（西野 公啓） 生活福祉分野と産業振興課の部分に、いろいろとまたぐ部分はありますし、冒頭の質問で障がい者への質問も兼ねて申し上げますと、いろんなところで、例えば障がい者の計画であり、また介護保険の計画であり、今、それを策定中になっております。議員もご存知の、例えば障がいであれば、自立支援協議会の中での部会な

どもありますので、そういう中で検討しながら、今後、方向性などもその中に盛り込んでいきたいと思います。以上です。

○議長（中瀬 信之） 井上容子君。

○7番（井上 容子） 計画の中へ盛り込んでいただけたということで、良い方向へ進んでいただければと思います。では、農産物の今後について、最後に食材のPRについて伺います。

昨年発行された玉城グルメのチラシは、町外の方にとっても好評でした。今度は玉城以外の飲食店で食材の採用にも力を入れていかれる時期ではないでしょうか。飲食店で、玉城町の食材を採用していただくために行っているPR活動はございますでしょうか。お聞かせください。

○議長（中瀬 信之） 産業振興課長 中世古憲司君。

○産業振興課長（中世古 憲司） お尋ねの件でございますが、まずはやはり昨年度から実施をさせていただいております、玉城産豚の高付加価値化、ブランド化推進事業の中で、まずは一番玉城町の農産物で、出荷額の多い玉城豚を中心に進めさせていただいております。

昨年度におきましては、この事業の中で、東京ビックサイトにおきまして、アグリフードエキスポ、こういったものがございまして、参加をしております。また皇學館大学との連携の中で、川崎商人市、それからまた街中研究室等の玉城豚の試食会、そういったものも実施をさせていただいております。また、過去におきましては、伊勢志摩サミットにおきまして、食材としての採用がなされておりましたことと、現在、三重県農林水産部にフードイノベーション課というのがありまして、そういった食材と取り扱ってもらえる店、そういったところのつなぎをしていただいておりますので、そちらのほうに働きかけをさせていただいております。以上です。

○議長（中瀬 信之） 井上容子君。

○7番（井上 容子） 豚肉以外はいかがでしょうか。例えば玉城産の米とか、最近取り組み始められたエゴマとか、お聞かせください。

○議長（中瀬 信之） 産業振興課長 中世古憲司君。

○産業振興課長（中世古 憲司） エゴマにつきましては、昨年度、実証事業ということで、約9,000㎡させていただきまして、実証実験ですので、あくまで実験ということで、今年度も引き続きさせていただいております。

これにつきましては、軌道にのりましたら、店頭販売もさせていただきながら、そういった食材に使っていただけるように、随時、実施をさせていただきたいと思います。また、昨年度はイチゴの実証実験という格好で、農協に委託をいたしまして、いろんなアンケートとか、それから市場調査などもしている中で、東京の千疋屋のほうに、いろいろな話を農協さんから持っていただいて、そういったものの可能性を、今、引き続き探っておりますという状況でございます。以上です。

○議長（中瀬 信之） 井上容子君。

○7番（井上 容子） では、2つ目の質問にまいります。

社会教育について、2つの項目に分けて伺います。1項目目に、玉城町社会教育委員会の活躍について、2項目目に、地域・家庭の教育力向上についてです。では、社会教育委員会について、3点伺います。

今回、社会教育委員会について、質問するにあたり、役場の中ですら存在をご存知ない方が多くいらっしゃり、びっくりしております。まず、玉城での委員会の会議内容と、会議内容の広報について、現状また今後について、お伺いします。

○議長（中瀬 信之） 教育長 田間宏紀君。

○教育長（田間 宏紀） 今、社会教育委員会というお話でございましたが、こちらは社会教育委員ということで、ご理解賜わりたいと思います。いいますのは社会教育法第 15 条に規定される委員さんが、社会教育委員でございまして、各市町の教育委員会が委嘱する委員さんでございます。

この社会教育委員会という組織体ではございません。また、社会教育委員の職務といたしましては、同法第 17 条に規定をされておまして、第 1 項で社会教育に関する諸計画の立案や研究調査を行うことによって、社会教育に関し教育委員会に助言するためということ。そして、会議により教育委員会の諮問に応じ、これに対し意見を述べるのが職務としてうたわれておるところでございます。

同法 18 条及び玉城町社会教育委員設置に関する条例、この規定によりまして、委員の委嘱基準、そしてまた定数及び任期等々を定めておるところでございます。現在の社会教育委員の皆さん方につきましては、この委嘱基準にもたれまして、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う方並びに学識経験のある方からの中からのという規定、この規定に基づきまして、11 名の方々に今、委嘱をし、任期につきましては、28 年 4 月から 2 年間ということで、30 年 4 月まで委嘱をしておるということで、現在の社会教育委員さんにつきましては、合わせて公民館の運営協議会の委員さんも兼務をいただいております。

ご質問の会議の内容ということでございます。直近では、平成 29 年 5 月 2 日に社会教育委員さんの会議を開催させていただきました。会議の内容といたしましては、生涯学習の目標と施策の重点というものをお示しさせていただき、これは教育委員会で定めたものでございます。また、社会教育全般の前年度の事業経過報告、そして、今年度 29 年度でございします事業計画を、事業ごとに詳細に報告をさせていただき、ご意見を賜り、今後の事業展開に反映するよう会議を行ってところでございます。

また、社会教育委員さんにつきましては、町の各種年間行事にも参加をいただき、県連絡協議会、これは社会教育委員さんが出てくる協議会でございます。等々の研修会のほうにも参加いただき、県、各市町の社会教育に関する施策の状況や、住民の方々のニーズを得て、ご意見を頂戴するというので、活動をいただいております。

具体的に、5 月には、これは町の主催の中で、各小学校区の単位にわけて、いろんな各種団体の方々がお集まりをいただき、まちづくりについて、懇話会を開催いただいております。このようなことというのですか、会議にもご参加をいただく、そしてまたご意見を賜るということでございます。

広報等々ということでございますが、社会委員の活動といたしましては、今申し上げたような教育委員会と連動した形の中での活動ということでございますので、取り立てて委員さんが、このような形ということは、広報的にはやっておらないということで、ご理解賜わりたいと思います。

○議長（中瀬 信之） 井上容子君。

○7 番（井上 容子） では、2 点目の項目ですが、他の社会教育に関係した委員さん、例

えばスポーツ推進委員さんとか、団体さん、チャレたまさんとかの連携は、どきようになっているのかお聞かせください。

○議長（中瀬 信之） 教育長 田間宏紀君。

○教育長（田間 宏紀） まず今、お話のありましたスポーツ推進委員さん、これも国の法律、スポーツ基本法という規定に基づきまして、教育委員会が委嘱をするものでございまして、これも法に基づきまして、職務が定められております。1つには、住民の求めに応じスポーツの実技の指導、住民のスポーツ活動の促進のための組織の育成。そしてまた学校公民館等の教育機関その他行政機関の行うスポーツ行事または事業に関し協力、そしてスポーツ団体等々への協力、また住民一般に対しスポーツについての理解を深めることなど、住民のスポーツ振興のための指導助言活動ということでございます。

ですので、今、社会教育委員さんの活動とスポーツ委員さんの活動というのは、職務的な部分で内容が違うということ。そしてまたチャレたまということでございます。これにつきましても、玉城町の青少年を育てる会。これにつきまして、38年前、昭和54年の歴史のある組織でございます。青少年の問題の重要性に鑑みまして、広く町民の総意を集結し、そしてまた国県との施策に呼応して、時代の郷土を担う青少年の健全育成を図ることを目的に設置をされた事業であり、チャレたま事業としましては、教育委員会と連動した形の中で、親子活動等をやっていたいておるところでございますので、こちら等々につきましても、社会教育委員さんには報告を申し上げ、また参加もいただきながら、ご意見を頂戴いたしておるということでございます。

ですので、常に連携は図られておるということで、ご理解賜わりたいと思います。

○議長（中瀬 信之） 井上容子君。

○7番（井上 容子） では、社会教育委員さんについて、3点目の質問です。

現在の委員さんは、学校教育や幼児教育経験者、学識者が中心のように思いますけども、もっと多岐にわたって採用されてもいいのではないかと思います。現在の選考はどのようにされているのでしょうか。他の市町さんでは、公募委員さんもいらっしゃいますし、いろんな分野の方から、採用されているようでございます。玉城町ではいかがでしょうか。

○議長（中瀬 信之） 教育長 田間宏紀君。

○教育長（田間 宏紀） 先にも申し上げましたとおり、社会教育委員さんにつきましては、法的また条約的に委嘱の基準というのはございます。それは先ほど申し上げたとおりでございます。そちらに合致する方を公募であれば、特に問題がないかと考えております。過去の経緯といたしまして、平成24年に玉城町におきましても、住民の意見、ニーズの把握、反映、そしてまた会議の活性化ということを主眼に、公募制を実施した経緯がございます。

今、玉城町の教育委員会が、期待をする社会教育委員活動といたしますのは、やはり第一に住民の意向を、行政や施策の運営に反映させるパイプ役としての役割、そしてまた第2といたしまして、地域の社会教育に関する情報の行政への提供。第3に、家庭、地域の教育力の向上に関して積極的な貢献、また、まちづくり、地域づくりへの参加ということ等であり、地域社会における社会教育活動への具体的な取り組みへの参加等による貢献を、非常に期待をいたしておるということでございますので、今申し上げた任期、今期の任期の期限が今年度ということもありますので、この30年度の更新の時期にあたりまして、選考にあたって、教育委員さんとも公募につきましても、今後検討していきたいと考えて

おります。以上です。

○議長（中瀬 信之） 井上容子君。

○7番（井上 容子） 近年では、社会教育委員さんは、みずから社会教育の現場で活躍されていることが求められているようでございます。教育委員会さんへ助言するだけが、役割ではないかという考え方が出てまいりました。他の市町さんでは、例えば母子保健の関係者とか、傾聴ボランティアの方など、福祉の関係者も採用されております。学校教育や家庭教育以外が、社会教育という観点でしたら、それこそ先ほど言われたスポーツの関係なども含めて、多岐にわたる必要があるのではないかと思います。いかがでしょうか。

○議長（中瀬 信之） 教育長 田間宏紀君。

○教育長（田間 宏紀） 社会教育委員の活動として、私、今申し上げたとおり、委員の助言だけではなく、社会貢献、地域づくりに参加ということが、第一義的にも教育委員会としても考えておるところでございます。ですので、やはり定められた委嘱基準に則った方であれば、公募の中でもまた推薦、また小さな1万5,000人の町でございますので、推薦また申し出等がありましたら、委嘱基準に基づく方があれば、教育委員会として検討し、委嘱をお願いしたいと考えております。

○議長（中瀬 信之） 井上容子君。

○7番（井上 容子） 社会教育の中の生涯学習というところで考えますと、生涯学習が活発な自治体は、健康寿命が長いとお聞きします。教育委員会さんが、担当されている団体と福祉の関係で担当されている団体で、似た活動をされている場合が、町内でもあるかと思うのですが、重複した団体が多くならないように、また他の効果も期待して、生活福祉課と教育委員会をつなぐ役割としての社会教育委員会という考え方もできるのではないかと思います。いかがでしょうか。

○議長（中瀬 信之） 教育長 田間宏紀君。

○教育長（田間 宏紀） 生涯学習教育の中には、先ほど議員の話にありましたとおり、福祉と連携するところ、また社会体育の部分におきましても、健康づくりの部分の中で、福祉と連携するところは多岐にあります。

玉城町におきましても、いろんな事業の精査を行いながら、連携協力できるところは取り組んでおるところでございます。具体的には、今回、実施をされる健康づくりのウォーキング、これにつきましても、たまスポ、しあわせ健康委員さんと連携をしながら、共同実施の中で、町そして教育委員会が後援をさせていただくという形で、実施をしておりますので、個々の事業につきまして、常に連携協力を図りながら、今後においても進めさせていただきたいと考えております。

○議長（中瀬 信之） 生活福祉課長 西野公啓君。

○生活福祉課長（西野 公啓） 先ほど教育委員会の関係と福祉の関連の中で、福祉活動から見た部分を、少しお話をさせていただきますと、確かに先ほど地域づくりへの参加ということから言いますと、最近、地域共生社会とよく言われます。これは障がい、子育て、いろて介護も含めてですけれども、いろんな中で携わっている、今後めざそうとする姿ですけれども、福祉分野からこのような事業分野を見ました時に、特にボランティアとか、福祉団体、地域資源となります方々、たくさんおられます。

例えばボランティアの登録が22団体、そして参加をいただいて見える方が、473人の登録がありまして、そういう方々が社会教育や福祉分野を問わず、いろんな地域資源、社会

資源に参加をされるということが、町の躍進にもつながってまいりたいと思います。先ほど教育長が言われましたような、健康づくりに一緒に参加をさせていただくとか、そしてまた教育活動の中に、福祉が入って、例えば障がい、子育てという分野で、一緒に講座を持たせていただくとか、そういうことが関わってまいりますので、今後もいろんな形で参加していきたいと考えております。

○議長（中瀬 信之） 井上容子君。

○7番（井上 容子） それでは、2項目に移ります。地域・家庭の教育力向上について、3点伺います。

まず玉城町の生涯学習の施策に重点事項としてあげておられますけれども、ここ数年の取り組みと効果について伺います。

○議長（中瀬 信之） 教育長 田間宏紀君。

○教育長（田間 宏紀） 地域と家庭教育の向上ということでの生涯学習での取り組みということでございます。こちらにつきましては、家庭教育に関する意識啓発を行うとともに、相談、情報提供などに努め、家庭の協力を高めるため、教育委員会といたしましては、幼児学級というものを、例年開催をさせていただいておるところでございます。

これにつきましては、町内4保育所で、NPO法人のほがらか絵本畑の理事長の三浦先生をお招きし、3歳児に絵本の読み聞かせを行いまして、その後、保護者を対象といたしまして、トークライブというのですか、子どもとの接し方とか、絵本を通じた親子のふれあい等々、話し合う機会を設けたところでございます。

28年度の参加といたしましては、126名の園児、そしてまた保護者124名の参加を得たところでございます。親子の体験学習を通じての家庭力、そしてまた家庭学習の推進を図るということ、そして、子どもが安心して遊べる居場所づくり、少子化対策、青少年健全育成等々を目的に、先も話をさせていただいた青少年を育てる会と連携協力をし、子ども体験活動クラブ、これがチャレたまでございます。このチャレたまを開催いたしております。この部分も事業が多岐にわたります、大きくは天文観測教室というものを、年4回で、9家族24名の参加、これにつきましては、その季節を通じた天文観測ということでございます。

そしてまた親子行事で、組立飛行機の選手権大会、これは隣町3町で合同で実施をするもの。そしてまた、公共交通機関を利用した社会見学、これも親子体験学習ということで、28年度につきましては、伊賀上野へ出向いたところでございます。

そしてまた松阪のこどもの城と連携をいたしまして、保育園児、小学生を対象に、フランス製の積木カプラーというのがございまして、そちらの体験学習ということ、そしてまた地域におきます子ども会等の活動支援も、教育委員会の補助事業の中で、実施をさせていただいております。28年度につきましては、15団体への子供会への助成。たまきっ子づくり助成ということで、これは玉城演芸愛好会の助成等々を行っております。以上でございます。

すいません。効果ということでございますが、今、申し上げたように、実質の参加等々はございますけれども、線引きできる効果というのは、なかなか現れないのが現状かなと思っておりますが、しかしこの事業の参加アンケート等々を見ますと、非常に家庭力というのですか、家族の絆が生まれたというアンケートの結果も出ておるように考えておりますので、そちらのほうで効果が出ておると解釈をいたしております。以上です。

○議長（中瀬 信之） 井上容子君。

○7番（井上 容子） 地域力についても、効果のほう検証していただければと思います。

それでは、2点目に移ります。近年親になることを学ぶ学習にも注目が集まっているようです。中学生や高校生へ親となるための準備学習講座、また就学前や就学後、思春期の子を持つ親のための講座をされている自治体もあるようです。

玉城ではどのように取り組んでおられるか、お聞かせください。

○議長（中瀬 信之） 教育長 田間宏紀君。

○教育長（田間 宏紀） まず親世代のための取り組みということから入らせていただきたいと思います。28年度につきましては、家庭教育講演会ということ。これは親世代の学習、昨年度8月21日に、玉城町PTA連絡協議会等の文化連携事業ということで、実施をさせていただきました。

これの内容といたしましては、講師にサザエさんのますお役、それいけアンパンマンのジャムおじさんでおなじみの増岡宏さんをお招きし、サザエさんますおの家庭教育考ということで、「今を生きる」と題しまして、講演をいただきました。サザエさん一家から見る家族のあり方について、お話をいただき、町内の保護者、教職員を中心に250名の方々が、ふれあいホールで聴講いただき、このような形での親子学習というのも、今後も続けていきたいと考えております。

そしてまた、中学生の学習の取り組みでございます。それと先にも触れさせていただきました親世代のほうにつきましては、先の答弁の中での幼児学級とか、家庭学習講演会等々もその中に含まれるのではないかなと考えております。

それと中学生の取り組みですが、まず学習の課題といたしまして、生徒は少子高齢化や核家族化が進み、二世帯、特に高齢者、乳幼児の人たちと過ごす機会が非常に少なくなってきたということ。そしてまた昨今、幼児虐待、児童虐待など、子どもとうまく関わることができない等の社会的な課題の背景には、子どもと関わることの経験が乏しいことが影響しているのではないかなということ。

そしてまた、生徒自身の将来を見据え、親となった時のために子どもとの関わり方や、子育てについての考え、そしてまた、家族や地域社会の一員としての役割を認識し、行動できるようにすることが、非常に必要になってくるんじゃないかという観点から、家庭科の学習の中で、中心的な役割を果たすものが考えられることから、中学校では家庭科、家庭分野、家族、家庭と子どもの成長の中で、1年生におきましては、家庭の役割と働き、そして2年生におきましては、子どもの成長と家族の役割、子どもの成長と地域。3年生におきましては、幼児とのふれあい学習というものを通じまして、育ててくれた親への感謝の気持ちを深めさせ、子育ては家族の深い愛情と信頼関係に基づいて成り立っているということを感じかせるとともに、子育ては一人で行うのではなく、家族の協力や社会的支援が必要なことを理解させておるところでございます。

そしてまた、将来生徒が親になった時、子どもの気持ちに寄り添った関わりができるようにすることが大切ということから、乳幼児とのふれあいの体験の場、保育の実習というものを昨年度につきましては、3年生のほうが実際12月8日から14日にかけて、2限目から3限目にかけて、田丸保育所のほうで、ご協力をいただきまして、保育実習を実際行ったところでございます。この中では生徒自体がつくったおもちゃや紙芝居等々を持参し、自分たちが考えた遊びやゲームで、園児と交流を図るということ、展開をいたしておる

ところでございますし、またこれは全国組織でもある部分ですけど、産業支援コンクールというものがございます。この産業支援コンクールというのが、楽しい子育て全国キャンペーンという中のものでございまして、親子で話そう家族の絆、我が家のルールというものに、玉城中学校のほうも参加をし、実は平成28年度は三重県の協会賞を、玉城中学校の生徒がいただいたということで、非常にこういう活動につきましても、玉城中学校は積極的に進めさせていただいておるところでございます。以上です。

○議長（中瀬 信之） 井上容子君。

○7番（井上 容子） 以前、一般質問でも申し上げましたけれども、結婚したら子どもが生まれているという誤解とか、そういうのも学校教育のカリキュラムの中では、なかなか難しいかと思えますけれども、社会教育として取り組むことは可能でないかと思えます。ではその点も改善をお願いいたします。

では、3点目に移ります。トップアスリート就職支援について伺います。三重県の体育協会では、三重とこわか国体に向けて、トップアスリートやアスリートの指導者の就職支援に取り組んでおられます。町での行政職員としての採用、または町独自の教員としての採用の予定はございますでしょうか。

○議長（中瀬 信之） 総務課長 中村元紀君。

○総務課長（中村 元紀） 県の体育協会がやっていることは承知してございます。作業と競技を両立するというので、アスリートの方の、それと企業といたしましては、社員の一体感を醸成するというのでございます。町の場合、職員数も少のうございますので、今のところその考えはございません。

○議長（中瀬 信之） 井上容子君。

○7番（井上 容子） 玉城町は国体会場にはなっていませんので、そういう方が職員さんにいらっしゃいましたら、町民の意識も高まるんじゃないかと思えます。是非、ご検討ください。県でも採用されているようですし、それでは、最後の3つ目の質問に移ります。

子どもたちの生活環境についてです。午前中の答弁にもありましたけれども、熱中症でたくさんの生徒さんが、病院に去年運ばれました。成長期過程での学校での改善、水分補給の指導や体育祭の時期をずらすなどの改善は、学校でしていただいたかと思えますけれども、成長過程での環境の影響について、検証は行われているでしょうか。玉城町のお子さんには、ほぼ玉城中学校に進学されますので、その辺、熱中症に関していえば、例えば玉城には4つの小学校がありますけれども、倒れた子に出身校の偏りがあれば、学校の冷房と採用時期や、教室の冷房の設定温度などから影響がないかとか、調べることはできると思います。その辺、町長のお考えを伺いたいと思います。

○議長（中瀬 信之） 町長 辻村修一君。

○町長（辻村 修一） 子どもの生活環境について、全体的な話でありますから、当然のことながら将来のこの町を担う、社会を担う子どもたちが、良い環境で健康に育っていただくということは、これは当たり前の話であります。そのために何をどうするかということ、そのために大人や親がしっかりと行動していくということが大事なんで、それをやっぱり行政がしっかりと支援をしていきたいと思っています。

もう4年ほど前からになりますけれども、この9月16日にも講演をいただき、浜松医大の名誉教授、前三重看護大学の学長さんでありました、村本淳子先生にもアドバイスをずっといただいて、いよいよ29年4月からスタートいたしました、玉城版ネウボラ、全国的

にも例はないと思っておりますけれども、やはり女性のずっと子育て支援、女性の自立ライフサイクルに焦点をあてた健康づくりと、こういうものを取り組んでいきたいと思っております。したがって、妊娠からそして出産、そして子どもの就学、あるいはその後、学校の養護の先生もみえるわけでありまして、関係医療機関もあるわけでありまして、あるいは県の保健所、児童相談所等もあるわけです。関係の機関が、やはり力を合わせて、子どもを育てていく環境を作っていく。つまりお母さん方や大人の皆さん方が、やはりどう活動してもらおうかということ、きめ細かく取り組んでいく。そのスタートがまずはこの4月からマイ保健師制度というのをスタートさせましたから、そういうところで、玉城町として子どもから高齢期まで切れ目のない支援をしていきたいという考え方で、今動きつつありますので、よろしくお願いをしたいと思います。以上です。

○議長（中瀬 信之） 井上容子君。

○7番（井上 容子） 参考程度に、冷房の導入時期など、例えば汗腺の発達するのは、3歳頃だと伺いますけれども、その辺り保育所とか、小学校の冷房設定などお伺いできれば、お聞かせください。

○議長（中瀬 信之） 生活福祉課長 西野公啓君。

○生活福祉課長（西野 公啓） まず冷房の・・・同時に、汗腺の具合が3歳までに決まるんじゃないかというお話をいただいたのですが、3歳までに決まるというよりは、特に熱中症になりやすいとか、また発汗作用がというお話も、確かにご質問もいただいておりますけれども、子どもは特に生後6カ月から3歳ぐらいまでが、よく発熱をするような年代でもありまして、その原因がウイルス性のものが非常に多いと言われておりますし、それが直接熱中症とか発汗とか、そういう作用に働くものでは、そういう根拠はないということにはなっております。

そういう中で、保育所のエアコンの稼働状況ということで、ご質問いただいておりますけれども、特に各部屋に温度計とか湿度計を置きながら、26度から27度というもので操作をしております。幼児は非常に汗をかくということも大切な時期にもなりますので、それぞれの四季に応じて、季節に応じた感じとか、除湿とか、そういうことで対応させていただいているというのが現状です。

○議長（中瀬 信之） 井上容子君。

○7番（井上 容子） 熱中症に限らず、何らかの不具合があった場合は遡って調べたりして、因果関係など調べていただくということは必要になるかと思っておりますので、今後そのような対応をとっていただきますようお願いいたします。

これで私の一般質問は終わらせていただきます。

○議長（中瀬 信之） 以上で、7番 井上容子君の質問は終わりました。

これで、本日の日程は全部終わりました。

明日14日は午前9時から本会議を開きますので、提出議案に対する質疑を行いますから、定刻までにご参集願います。

本日はこれで散会します。ご苦労さまでした。

(16時12分 散会)